

2. 地域の概況

2.1 地域特性を把握する範囲

事業計画地のある枚方市は、大阪府の北東部に位置し、京都府及び奈良県に接しており、地形的には、東側の生駒山地から北に延びる八幡丘陵、市域中央部を占める高野台地、西側の淀川沿いの沖積低地という、東高西低の地勢を示している。

なお、事業計画地は図2-1～図2-2に示すとおり、枚方市の東部、京都府との府境近くに位置する。

地域特性を把握する範囲は、事業計画地周辺、枚方市及び京田辺市とした。

2.2 環境影響評価を実施しようとする地域

環境影響評価を実施しようとする地域は、事業計画地から概ね200m範囲及び関連車両の走行ルートのうち、一般国道307号までの沿道沿いとした。

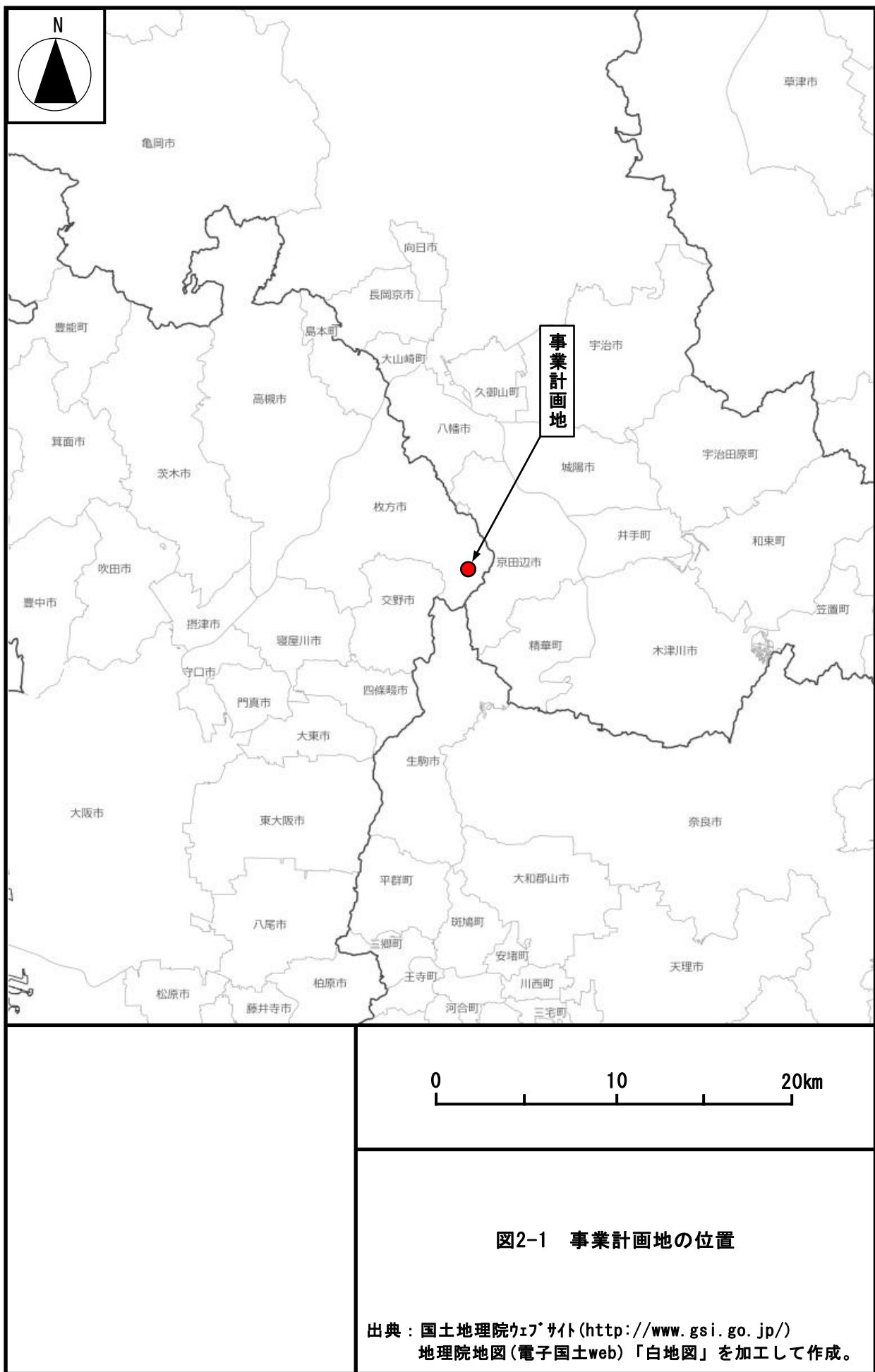
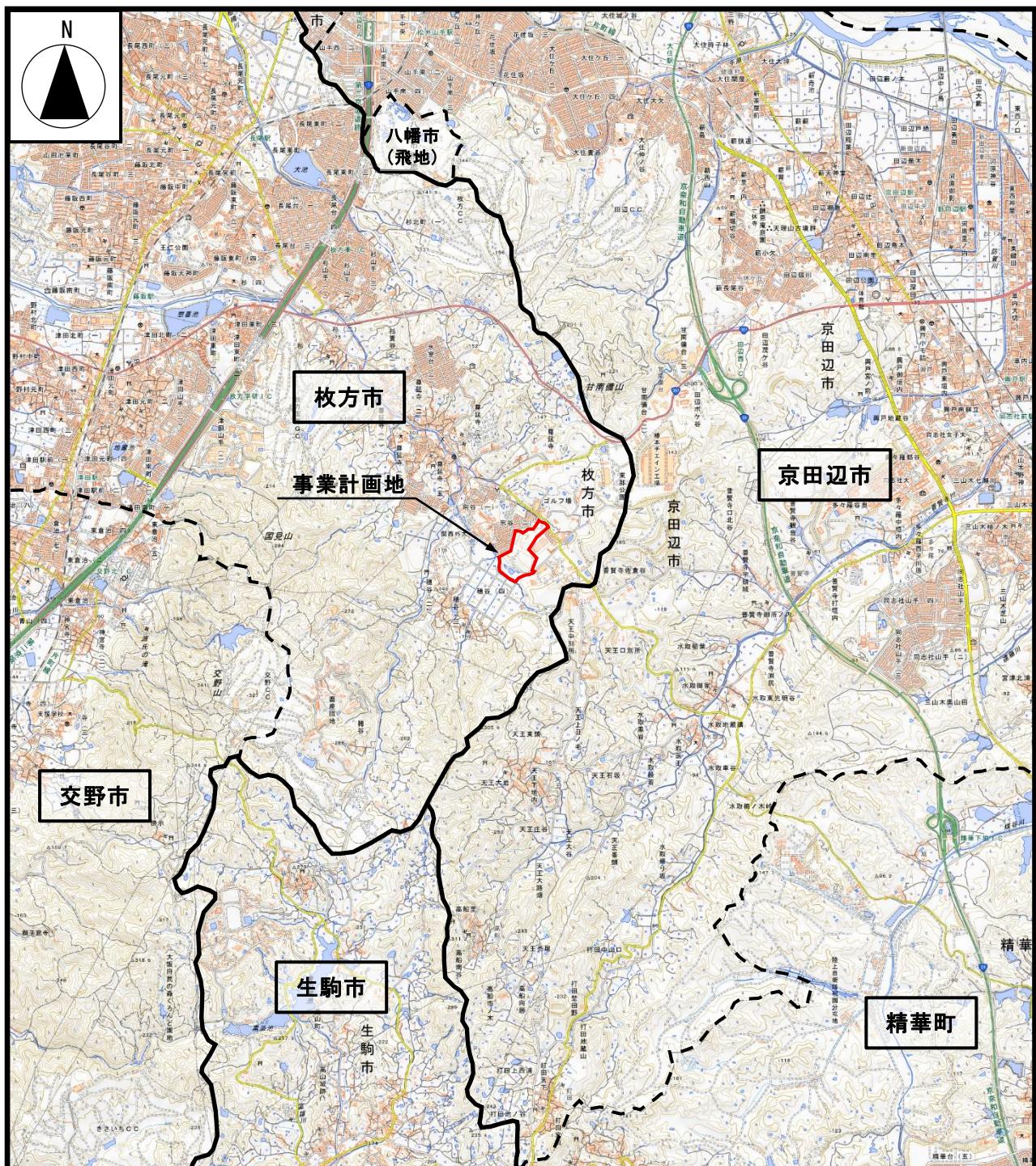


図2-1 事業計画地の位置



凡 例

- : 都道府県境界
- - - : 市町村境界

図2-2 事業計画地の位置

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を加工して作成。

2.3 社会的状況

2.3.1 人口

(1) 人口、世帯数及び人口密度

枚方市及び京田辺市の人口、世帯数及び人口密度は、表2-3-1に示すとおりである。

令和6年の人口・世帯数は、枚方市で394,221人、185,778世帯、人口密度は6,054人/km²、京田辺市で71,667人、31,655世帯、人口密度は1,670人/km²となっており、人口の推移についてみると、枚方市では年々減少傾向にあるが、京田辺市では年々増加傾向にある。

表2-3-1 人口及び世帯数

区分		年次	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
枚方市	人口	総 数	401,074	399,690	397,681	396,252	394,221
		男	192,582	191,713	190,614	189,745	188,659
		女	208,492	207,977	207,067	206,507	205,562
	世帯数(世帯)		181,062	182,333	183,075	184,691	185,778
	世帯人員(人/世帯)		2.22	2.19	2.17	2.15	2.12
	人口密度(人/km ²)		6,159	6,138	6,107	6,084	6,054
京田辺市	人口	総 数	70,217	70,568	70,785	71,464	71,667
		男	34,253	34,480	34,610	34,931	34,955
		女	35,964	36,088	36,175	36,533	36,712
	世帯数(世帯)		29,815	30,190	30,543	31,275	31,655
	世帯人員(人/世帯)		2.36	2.34	2.32	2.29	2.26
	人口密度(人/km ²)		1,636	1,644	1,649	1,655	1,670

備考) 数値は、枚方市は各年1月1日現在、京田辺市は各年4月1日現在の値を示す。

出典：「第54回枚方市統計書（令和6年版）」（令和7年6月23日公開、枚方市ホームページ）

「京田辺市統計書 令和6年版」（令和7年3月発行、京田辺市ホームページ）

(2) 人口動態

枚方市及び京田辺市の人口動態は、表2-3-2に示す通りである。

枚方市、京田辺市ともに令和元年以降、自然動態は継続して減少を示している。

社会動態については、枚方市は令和元年及び令和3年は減少を示しているが、それ以外の年次においては増加を示し、京田辺市では令和元年以降、継続して増加を示している。

表2-3-2 人口動態

市	年次	自然動態（人）			社会動態（人）		
		出生	死亡	増減	転入	転出	増減
枚方市	令和元年	2,616	3,746	△1,130	13,860	14,235	△375
	令和2年	2,448	3,886	△1,438	13,509	13,455	54
	令和3年	2,520	4,190	△1,670	12,464	12,803	△339
	令和4年	2,408	4,529	△2,121	14,251	13,559	692
	令和5年	2,419	4,718	△2,299	14,287	14,019	268
京田辺市	令和元年	542	562	△20	3,341	2,869	472
	令和2年	481	553	△72	3,121	2,801	320
	令和3年	547	590	△43	3,107	2,724	383
	令和4年	440	672	△232	3,509	2,766	743
	令和5年	477	615	△138	3,522	2,887	635

備考) 1. 「△」は、減少を意味する。

2. 枚方市の社会動態には職権記載、職権削除等を含む。

出典) 「第50回（令和2年版）～第54回（令和6年版）枚方市統計書」（枚方市ホームページ）

「京田辺市統計書 令和2年版～令和6年版」（京田辺市ホームページ）

2.3.2 産業

枚方市及び京田辺市の令和3年次の産業分類別事業所数及び従業員数を表2-3-3に示す。

枚方市における産業分類別事業所の総数は10,074ヶ所、従業員の総数は129,464人、京田辺市における産業分類別事業所の総数は2,007ヶ所、従業員の総数は26,795人である。

産業別の事業所数及び従業員数では、枚方市、京田辺市ともに第三次産業の割合が最も多い。

各産業別（3部門）についてみると、事業所数においては第一次産業では枚方市、京田辺市ともに農業、林業、第二次産業では枚方市では建設業、京田辺市では製造業、第三次産業では枚方市、京田辺市ともに卸売業、小売業が多く、従業者数においては第一次産業では枚方市、京田辺市ともに農業、林業、第二次産業では枚方市、京田辺市ともに製造業、第三次産業では枚方市、京田辺市ともに医療、福祉が多くなっている。

表2-3-3 産業分類別事業所及び従業員数（令和3年）

産業分類		枚方市				京田辺市			
		民営		国、地方公共団体		民営		国、地方公共団体	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
第一次産業	農業、林業	10	48	—	—	6	22	—	—
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	10	48	—	—	6	22	—	—
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	853	5,654	—	—	138	899	—	—
	製造業	515	19,442	—	—	165	4,706	—	—
	計	1,368	25,096	—	—	303	5,605	—	—
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	6	63	5	325	1	1	2	47
	情報通信業	76	437	—	—	22	231	—	—
	運輸業、郵便業	188	5,440	—	—	57	2,154	—	—
	卸売業、小売業	2,193	21,994	—	—	388	4,007	—	—
	金融業、保険業	149	2,477	—	—	29	318	—	—
	不動産業、物品賃貸業	778	2,918	1	9	184	545	1	8
	学術研究、専門・技術サービス業	420	2,394	7	365	88	338	3	124
	宿泊業、飲食サービス業	1,123	10,820	8	78	191	2,078	—	—
	生活関連サービス業、娯楽業	1,007	5,385	—	—	167	1,062	—	—
	教育、学習支援業	494	6,036	91	1,783	103	1,874	26	781
	医療、福祉	1,431	28,987	71	1,925	199	4,579	26	505
	複合サービス事業	48	738	—	—	10	280	—	—
	サービス業 (他に分類されないもの)	548	9,000	7	309	174	1,363	6	59
	公務 (他に分類されるものを除く)	—	—	45	2,837	—	—	21	814
	計	8,461	96,689	235	7,631	1,613	18,830	85	2,338
合計		9,839	121,833	235	7,631	1,922	24,457	85	2,338

備考) 数値は、民営については総務省・経済産業省「令和3年年経済センサスー活動調査」の令和3年6月1日現在の値を示す。

出典)「令和3年 経済センサスー活動調査 事業所に関する集計」(令和7年9月16日閲覧、e-Statホームページ)

(1) 農業

枚方市及び京田辺市の農家数、経営耕地面積（販売農家）を表2-3-4、表2-3-5に示す。

令和2年の農家総数は、枚方市で1,055戸、京田辺市で807戸である。また、令和2年の経営耕地面積（販売農家）は、枚方市で213ha、京田辺市で471haである。耕地面積の構成比率として、枚方市、京田辺市ともに田の面積の構成比が最も高い。

枚方市、京田辺市とともに、平成22年以降の農家数は減少しており、また、経営耕地面積も減少している。

表2-3-4 農家数の推移

市	年次	農家人口 (人)	農家数(戸)			
			総数	専業	第一種兼業	第二種兼業
枚方市	平成22年	2,180	520(1,342)	112	41	367
	平成27年	1,703	460(1,224)	136	17	307
	令和2年	863	359(1,055)	—	—	—
京田辺市	平成22年	2,749	627(1,036)	107	78	442
	平成27年	2,109	557(919)	161	53	343
	令和2年	1,235	501(807)	—	—	—

備考) 1. 数値は、各年2月1日現在の値を示す。

2. 農家数並びに平成22年及び平成27年の農家人口は、販売農家（経営耕地面積が30ha以上または年間農産物販売金額が50万円以上の農家）のみの値である。

3. 農家総数の()は、総農家（販売農家と自給的農家の合計）の値である。

4. 令和2年（2020年）以降、専兼業別の項目廃止のため、数値不明である。

出典) 「第54回枚方市統計書（令和6年版）」（令和7年6月23日公開、枚方市ホームページ）

「京田辺市統計書 令和6年版」（令和7年3月発行、京田辺市ホームページ）

「2020年 農林業センサス報告書」（令和7年9月16日閲覧、農林水産省ホームページ）

表2-3-5 経営耕地面積の推移

市	年次	農家数 (戸)	耕地面積(ha)			
			総面積	田	畠	樹園地
枚方市	平成22年	515	283	247	30	6
	平成27年	458	268	231	30	7
	令和2年	361	213	176	32	6
京田辺市	平成22年	627	537	450	59	28
	平成27年	557	482	409	54	19
	令和2年	507	471	408	38	24

備考) 1. 数値は、各年2月1日現在の値を示す。

2. 平成22年、平成27年は販売農家のみの数値、令和2年以降は農業経営体のみの数値である。

出典) 「2010年 農林業センサス報告書」（令和7年9月16日閲覧、農林水産省ホームページ）

「2015年 農林業センサス報告書」（令和7年9月16日閲覧、農林水産省ホームページ）

「2020年 農林業センサス報告書」（令和7年9月16日閲覧、農林水産省ホームページ）

(2) 工業

枚方市及び京田辺市の事業所数、従業員数及び製造品出荷額等を表2-3-6に、産業(中分類)別事業所数、従業員数及び製造品出荷額等を表2-3-7に示す。

令和3年の事業所数は枚方市で286ヶ所、京田辺市で81ヶ所、従業員数は枚方市で17,685人、京田辺市で4,202人であり、平成29年以降の事業所数及び従業員数は、ほぼ横ばいである。令和3年の製造品出荷額等は、令和2年と比較して減少している。

また、令和3年の産業(中分類)別の製造品出荷額等は、枚方市では生産用機械器具製造業が最も多く、次いで食料品製造業、鉄鋼業の順になっており、京田辺市では食料品製造業が最も多く、次いではん用機械器具製造業、プラスチック製品製造業の順になっている。

表2-3-6 事業所数、従業員数及び製造品出荷額等

市	年次	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
枚方市	平成29年	291	16,872	70,016,660
	平成30年	291	18,229	80,165,383
	令和元年	286	18,122	84,903,169
	令和2年	279	17,754	77,134,240
	令和3年	286	17,685	74,882,007
京田辺市	平成29年	79	4,296	22,370,172
	平成30年	77	4,326	23,382,424
	令和元年	79	4,239	23,093,679
	令和2年	82	4,278	23,224,756
	令和3年	81	4,202	16,873,592

備考) 1. 数値は、前年実績を各年6月1日現在で調査した値を示す。

2. 令和3年は「令和3年経済センサス－活動調査産業別集計（製造業）」（令和3年、総務省・経済産業省）枚方市独自集計によるものである。

出典) 枚方市：平成29年は「第51回枚方市統計書（令和3年度版）」
(令和4年5月16公開、枚方市ホームページ)

平成30年～令和3年は「第54回枚方市統計書（令和6年度版）」
(令和7年6月23日公開、枚方市ホームページ)

京田辺市：平成30年～令和3年「京田辺市統計書」（京田辺市ホームページ）

表2-3-7 産業（中分類）別事業所数、従業員数及び製造品出荷額等

年次	産業分類	枚方市			京田辺市		
		事業者数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	事業者数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
令和3年	総数	286	17,685	74,882,007	81	4,202	16,873,592
	食料品製造業	21	3,789	8,849,657	4	458	5,623,947
	飲料・たばこ・飼料製造業	3	37	32,076	2	12	X
	繊維工業	17	498	547,279	1	10	X
	木材・木製品製造業（家具を除く）	1	4	X	2	16	X
	家具・装備品製造業	4	27	46,347	1	7	X
	パルプ・紙・紙加工品製造業	10	318	1,247,644	4	131	643,980
	印刷・同関連業	6	169	253,150	3	93	136,094
	化学工業	16	1,003	4,970,708	2	43	X
	石油製品・石炭製品製造業	1	5	X	—	—	—
	プラスチック製品製造業	24	1,138	3,434,269	10	1,021	1,808,269
	ゴム製品製造業	5	311	521,260	2	8	X
	なめし革・同製品・毛皮製造業	1	54	X	1	4	X
	窯業・土石製品製造業	11	218	729,649	3	256	240,697
	鉄鋼業	18	1,258	6,252,469	1	7	X
	非鉄金属製造業	4	243	543,642	—	—	—
	金属製品製造業	38	908	2,502,785	8	126	77,111
	はん用機械器具製造業	17	867	2,608,856	3	1,012	2,270,486
	生産用機械器具製造業	52	5,212	38,557,618	10	140	120,214
	業務用機械器具製造業	3	308	1,058,076	2	26	X
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	4	147	161,798	4	222	305,341
	電気機械器具製造業	15	648	1,216,792	9	340	221,326
	情報通信機械器具製造業	2	185	X	1	41	X
	輸送用機械器具製造業	5	218	695,176	4	191	386,207
	その他の製造業	8	120	157,133	4	38	17,077

備考) 1. 数値は、令和3年6月1日現在の値を示す。

2. 「X」は該当数値の公表を差し控えたものを示す。

3. 総数に「X」を含める。

4. 「令和3年経済センサス一活動調査産業別集計（製造業）」（令和3年、総務省・経済産業省）枚方市独自集計によるものである。

出典) 「第54回枚方市統計書（令和6年版）」（令和7年6月23日公開、枚方市ホームページ）

「京田辺市統計書 令和6年版」（令和7年3月、京田辺市ホームページ）

(3) 商業

枚方市及び京田辺市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額を表2-3-8に示す。

枚方市、京田辺市ともに、事業所数、従業者数、年間商品販売額すべてで、平成24年度に対して増加している。

表2-3-8 事業所数、従業者数及び年間商品販売額

市	年次	項目	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
枚方市	平成24年	総 数	1,798	14,957	444,976
		卸売業	276	2,024	184,213
		小売業	1,522	12,933	260,762
	平成28年	総 数	1,829	18,572	503,476
		卸売業	249	2,078	184,135
		小売業	1,580	16,494	319,342
	令和3年	総 数	1,863	18,448	505,352
		卸売業	304	2,228	196,723
		小売業	1,559	16,220	308,629
京田辺市	平成24年	総 数	275	2,519	55,265
		卸売業	51	335	20,694
		小売業	224	2,184	34,571
	平成28年	総 数	301	3,300	71,425
		卸売業	53	378	24,699
		小売業	248	2,922	46,726
	令和3年	総 数	339	3,556	114,819
		卸売業	62	492	69,314
		小売業	277	3,064	45,504

備考) 数値は、各年6月1日現在の値を示す。

出典) 「平成24年経済センサスー活動調査」(令和7年9月16日閲覧、経済産業省ホームページ)

「平成28年経済センサスー活動調査」(令和7年9月16日閲覧、経済産業省ホームページ)

「令和 3年経済センサスー活動調査」(令和7年9月16日閲覧、経済産業省ホームページ)

2.3.3 交通

(1) 道路網

事業計画地周辺における主要幹線道路とし主要地方道枚方山城線があり、事業計画地に隣接している。

事業計画地周辺の主な幹線道路における平日12時間及び平日24時間の交通量を表2-3-9に、主要な道路網及び交通量調査地点の位置を図2-3-1に示す。

平日24時間の自動車類交通量は、一般国道1号（第二京阪道路）で61,366台～69,136台、一般国道1号で18,248台（推定値）～26,760台（推定値）、一般国道24号（京奈道路）で17,508台～18,361台、一般国道307号で3,829台（推定値）～21,123台（推定値）、主要地方道八幡木津線で8,900台（推定値）～21,788台（推定値）、主要地方道生駒井手線で996台（推定値）～7,370台、主要地方道枚方山城線で1,651台（推定値）～6,511台（推定値）、一般府道杉田口禁野線で10,313台（推定値）、一般府道富野荘八幡線で1,053台（推定値）、一般府道交野久御山線で2,267台（推定値）～11,566台（推定値）となっている。

表2-3-9(1) 事業計画地周辺の交通量（令和3年度）

No.	路線名	区間番号	交通量 観測地点	歩行者 (人)	自転車類 (台)	動力付き 二輪車類 (台)	自動車類 (台)		
							小型車	大型車	計
1	一般国道1号 (第二京阪道路)	10130	京田辺松井IC ～枚方東IC	—	—	—	36,942	10,918	47,860
2		10140	枚方東IC ～枚方学研IC	—	—	—	45,679	17,461	63,140
3		10150	枚方学研IC ～交野北IC	—	—	—	33,963	11,759	45,722
4		10190	京田辺松井 ～枚方東	—	—	—	43,042	18,324	61,366
5	一般国道1号	10220	枚方市 長尾台1丁目	—	—	—	40,203	11,461	51,664
6		10230	枚方市 長尾台3丁目	—	—	—	50,744	18,392	69,136
7		10240	枚方市 津田東町3丁目	—	—	—	36,860	14,376	51,236
8		10250	枚方市 津田南町2丁目	—	—	—	45,971	22,563	68,534
9	一般国道24号 (京奈道路)	10720	田辺北IC ～田辺西IC	—	—	—	13,268	3,464	16,732
10		10730	田辺西IC ～精華下狛IC	—	—	—	19,062	5,099	24,161
11	一般国道307号	11340	枚方市尊延寺	10	34	673	7,802	2,774	10,576
12		11350	—	—	—	—	10,436	3,313	13,749
13		11360	—	—	—	—	2,901	162	3,063
14		11380	—	—	—	—	3,534	295	3,829
15		11390	—	—	—	—	11,800	4,082	15,882
16		11620	京田辺市 草内五反田	—	—	—	16,040	5,083	21,123
17		11630	—	—	—	—	8,801	1,854	10,655
18		11631	—	—	—	—	11,455	2,397	13,852
19		11650	—	—	—	—	8,395	1,768	10,163
20	主要地方道 八幡木津線	40860	京田辺市 薪堂ノ後	—	—	—	10,856	2,254	13,110
21		40920	京田辺市 一休ヶ丘	—	—	—	9,861	3,471	13,332
22		40930	京田辺市 興戸地蔵谷	—	—	—	12,336	4,209	17,598
23		40931	—	—	—	—	9,091	3,535	12,626

表2-3-9(2) 事業計画地周辺の交通量（令和3年度）

No.	路線名	区間番号	交通量 観測地点	歩行者 (人)	自転車類 (台)	動力付き 二輪車類 (台)	自動車類 (台)		
							小型車	大型車	計
24	主要地方道 生駒井手線	42040	京田辺市 打田宮東	7	15	—	709	69	778
25		42050	—	—	—	—	889	107	996
26		42060	京田辺市 多々羅西平川原	36	151	—	925	39	964
27	主要地方道 枚方山城線	42320	京田辺市 水取御家	0	3	—	4,684	1,119	5,803
28		42321	—	—	—	—	5,950	1,420	7,370
29		42510	枚方市 尊延寺941	4	42	332	691	599	1,290
30	一般府道 杉田口禁野線	60410	枚方市 長尾元町2丁目	856	1,252	1,158	—	—	—
31	一般府道 富野荘八幡線	60440	—	—	—	—	9,468	845	10,313
32	一般府道 交野久御山線	61870	枚方市 津田駅前1丁目	713	679	1,058	836	56	892
33		61880	枚方市 藤阪南町2丁目	—	—	—	10,547	1,019	11,566
34		61881	枚方市 長尾荒坂1丁目	1,600	1,151	1,394	6,415	576	9,243
35		61890	枚方市 津田南町2丁目	226	165	649	10,470	689	11,159
				—	—	—	7,972	304	8,276
				201	136	354	1,714	85	1,799
				—	—	—	2,167	100	2,267

備考) 1. 上段：平日12時間、下段：平日24時間の交通量である。

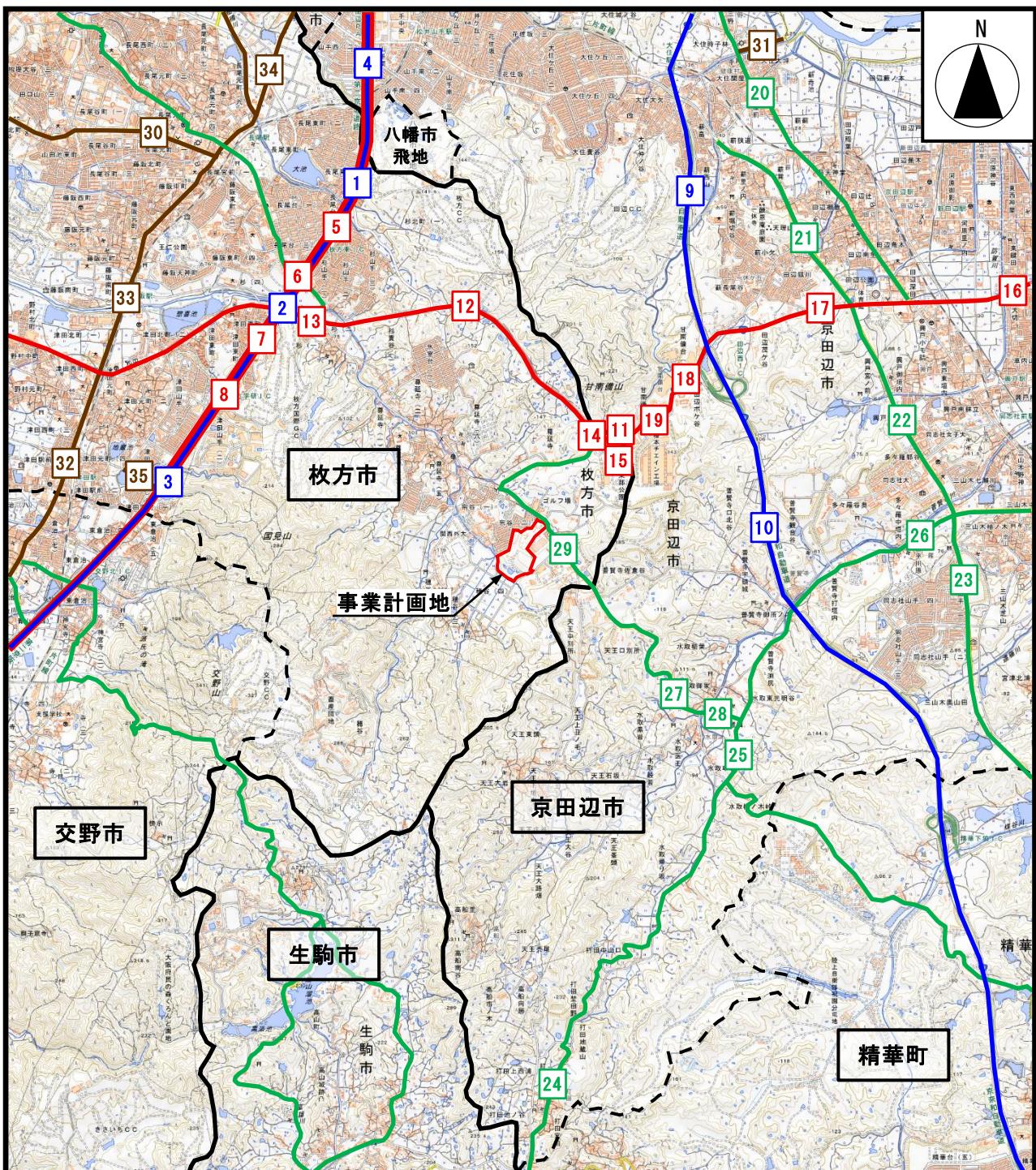
2. 斜字は推定値を表す。

3. No.は図2-3-1に対応している。

出典) 「全国道路・街路交通情勢調査表（道路交通センサス）令和3年度」（大阪府ホームページ）

「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査結果」（京都府ホームページ）

「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省ホームページ）



凡 例

—	自動車専用道路
—	一般国道
—	主要地方道
—	一般都道府県道
No. 1～35	令和3年度 全国道路・街路 交通情勢調査地点
—	都道府県境界
---	市町村境界

0 1000 2000m

図2-3-1 道路網及び交通量調査地点図

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を
加工して作成。

※図内の番号は表2-3-9に対応している。

また、枚方市及び京田辺市の自動車保有数を表2-3-10に示す。

令和5年度末における自動車保有台総数をみると、枚方市は164,331台、京田辺市は40,110台であり、両市ともに乗用車及び軽自動車の保有台数が多くなっている。

表2-3-10 自動車保有台数（令和5年度末）

区分		枚方市	京田辺市	
自動車保有台数総数（台）		164,331	40,110	
登録自動車保有台数（台）	自家用	103,781	22,691	
	事業用	2,825	1,199	
貨物用（台）	普通車	自家用	1,635	
		事業用	1,820	
	小型車	自家用	4,915	
		事業用	108	
	被けん引車	自家用	—	
		事業用	46	
乗用用（台）	普通車	自家用	167	
		事業用	105	
	小型車	自家用	—	
		事業用	—	
乗用（台）	普通車	自家用	53,412	
		事業用	40	
	小型車	自家用	41,912	
		事業用	301	
特殊用途用（台）	普通車・小型車	自家用	1,502	
		事業用	445	
	大型特殊車	自家用	238	
		事業用	6	
小型二輪車（台）		5,117	917	
軽自動車（台）		52,361	15,303	

備考) 1. 登録自動車総数には小型二輪車、軽自動車を含まない。

2. 市町村別台数には不明分があり、その台数を除いているため総数とは一致しない。

3. 軽自動車の市区町村別台数は軽四輪のみである。

4. 枚方市の「ー」は以下の理由による。

・出典資料で貨物用の普通車、小型車には被けん引車を含むため。

・出典資料で乗用用は自家用・事業用の区別のみで、普通車・小型車の区別をしていないため。

5. 京田辺市の「ー」は該当なし。

出典) 「令和6年度 大阪府統計年鑑」（令和7年3月、大阪府ホームページ）

「令和5年 京都府統計書」（令和7年3月、京都府ホームページ）

(2) 鉄道網

事業計画地周辺に位置する駅の1日平均乗車人員数は表2-3-11、主要な鉄道網を図2-3-2に示す。

枚方市の主な公共交通網は、京阪本線、京阪交野線及びJR学研都市線（片町線）の3路線があり、事業計画地周辺にはJR学研都市線（片町線）の長尾駅、藤阪駅、津田駅の計3駅がある。

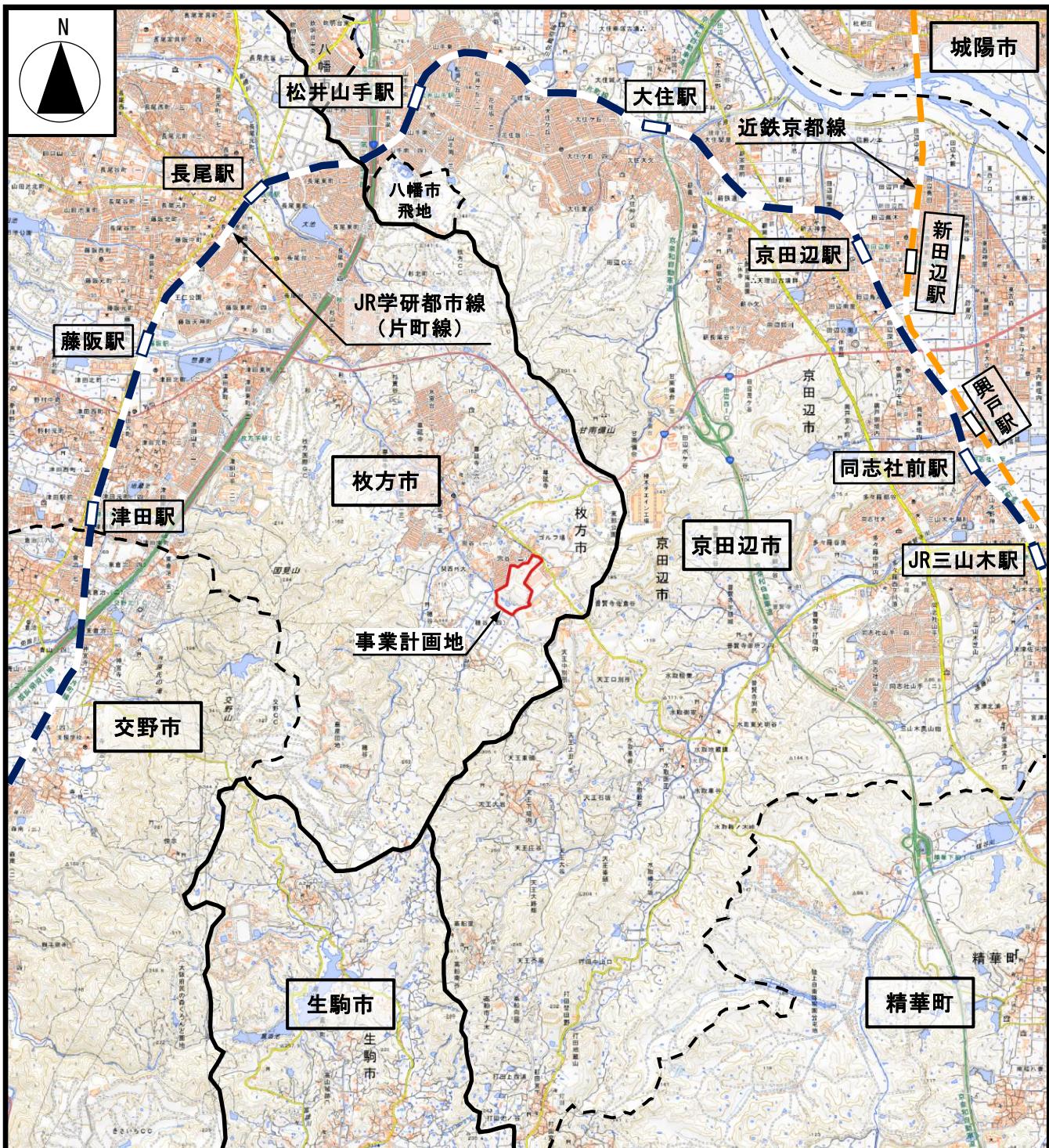
また、京田辺市の主な公共交通網はJR学研都市線（片町線）及び近鉄京都線の2路線があり、事業計画地周辺にはJR学研都市線（片町線）の松井山手駅、大住駅、京田辺駅、同志社前駅及びJR三山木駅、近鉄京都線の新田辺駅及び興戸駅の計7駅がある。

令和5年度の各駅の1日平均乗車人員数は、JR学研都市線（片町線）の津田駅で5,439人、藤阪駅で2,957人、長尾駅で10,079人、松井山手駅で13,330人、大住駅で3,908人、京田辺駅で12,020人、同志社前駅で9,054人、JR三山木駅で1,924人、近鉄京都線の新田辺駅で23,489人、興戸駅で9,907人である。

表2-3-11 事業計画地周辺の各駅別乗車人員数

鉄道名	駅名	1日平均乗車人数（人）				
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
JR学研都市線 (片町線)	津田駅	5,646	4,751	4,871	5,267	5,439
	藤阪駅	3,216	2,654	2,720	2,908	2,957
	長尾駅	11,444	8,979	9,407	10,046	10,079
	松井山手駅	14,236	11,404	12,068	12,900	13,330
	大住駅	3,978	3,206	3,314	3,712	3,908
	京田辺駅	12,796	9,930	10,570	11,498	12,020
	同志社前駅	9,272	5,230	7,508	8,638	9,054
	JR三山木駅	2,138	1,626	1,678	1,762	1,924
近鉄京都線	新田辺駅	26,060	9,848	21,232	22,935	23,489
	興戸駅	10,678	3,021	8,228	9,392	9,907

出典) 「第54回枚方市統計書（令和6年版）」（令和7年6月23日公開、枚方市ホームページ）
「令和2年版～令和6年版 京田辺市統計書」（京田辺市ホームページ）



凡 例

	JR学研都市線（片町線）
	近鉄京都線
	都道府県境界
	市町村境界

図2-3-2 鉄道網図

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を
加工して作成。

2.3.4 土地利用

(1) 地目別面積

枚方市及び京田辺市の地目別面積を表2-3-12に示す。

枚方市の令和6年次の地目別面積（民有地）の総数は35,480千m²であり、地目別では宅地（25,221千m²）が最も多く、次いで田（4,561千m²）、雑種地（3,454千m²）の順となっている。

また、京田辺市の令和6年次の地目別面積（民有地）の総数は27,967千m²であり、地目別では山林（8,317千m²）が最も多く、次いで田（7,119千m²）、宅地（7,056千m²）の順となっている。

表2-3-12 地目別土地面積（民有地）

（単位：千m²）

市	年 次	総 数	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
枚方市	令和2年	35,322	4,852	1,247	24,811	5	976	108	3,323
	令和3年	35,321	4,810	1,227	24,875	5	973	107	3,324
	令和4年	35,498	4,740	1,211	25,083	5	971	105	3,380
	令和5年	35,506	4,630	1,190	25,135	5	972	105	3,468
	令和6年	35,480	4,561	1,168	25,221	5	965	104	3,454
京田辺市	令和2年	27,840	7,321	2,703	6,702	6	8,374	237	2,496
	令和3年	27,852	7,302	2,704	6,737	6	8,354	236	2,513
	令和4年	28,043	7,268	2,692	6,860	6	8,432	249	2,536
	令和5年	27,962	7,202	2,684	6,885	8	8,362	248	2,574
	令和6年	27,967	7,119	2,603	7,056	9	8,317	249	2,614

備考) 1. 数値は、各年1月1日現在の値を示す。

2. 枚方市：各市町村保管の固定資産課税台帳に登録されている土地である。

田は一般田、介在田、市街化区域田の計、畠は一般畠、介在畠、市街化区域畠の計、山林は一般山林、介在山林の計である。

京田辺市：課税の対象にならない土地を除く。

田には介在田等、畠には介在畠等、山林には介在山林、雑種地には鉱泉地、牧場を含む。

3. 端数処理を行っているため、各地目別面積の合計、総数と内訳は整合しない場合がある。

出典) 「令和2年度～令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府ホームページ）

「令和2年～令和5年 京都府統計書」（京都府ホームページ）

「京田辺市統計書 令和6年版」（令和7年3月、京田辺市ホームページ）

(2) 用途地域の指定状況

枚方市及び京田辺市の都市計画区域面積を表2-3-13に、事業計画地周辺の用途地域の指定状況を図2-3-3に示す。

事業計画地は全域が市街化調整区域となっている。

表2-3-13 用途地域の指定状況

(単位 : ha)

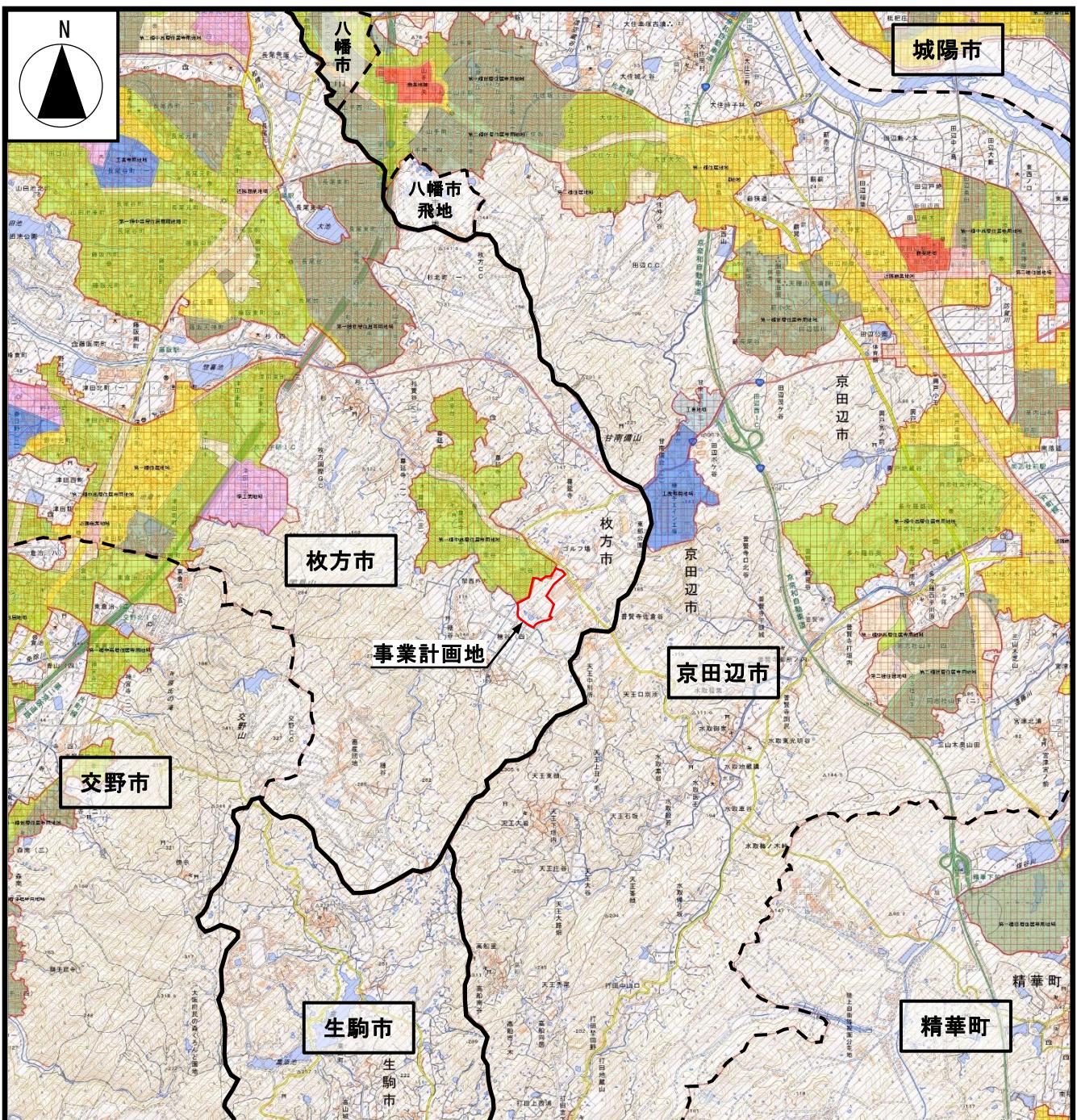
地域区分	枚方市	京田辺市
都市計画区域	6,512	4,292
市街化区域	4,192	1,099
市街化調整区域	2,320	3,193
用途地域	総面積	4,192.4
	第一種低層住居専用地域	908.4
	第二種低層住居専用地域	91.2
	第一種中高層住居専用地域	1,334.2
	第二種中高層住居専用地域	558.3
	第一種住居地域	266.0
	第二種住居地域	201.6
	準住居地域	27.2
	近隣商業地域	111.3
	商業地域	37.1
	準工業地域	331.8
	工業地域	95.4
	工業専用地域	229.9

備考) 1. 数値は、令和5年3月末現在の値を示す。

2. 都市計画区域の面積は、最新の国土地理院の行政面積より算出されたもの。
3. 市街化調整区域の面積は、行政区域面積から市街化区域面積を引くなどして算出している。
4. 用途区域は、市街化区域内で指定していない区域と市街化調整区域内で指定している区域があるため、市街化区域と用途地域を指定している区域の面積は一致しない。
5. 「一」は地域区分がないことを示す。

出典) 「令和6年度 大阪府統計年鑑」(令和7年3月、大阪府ホームページ)

「令和5年 京都府統計書」(令和7年3月、京都府ホームページ)



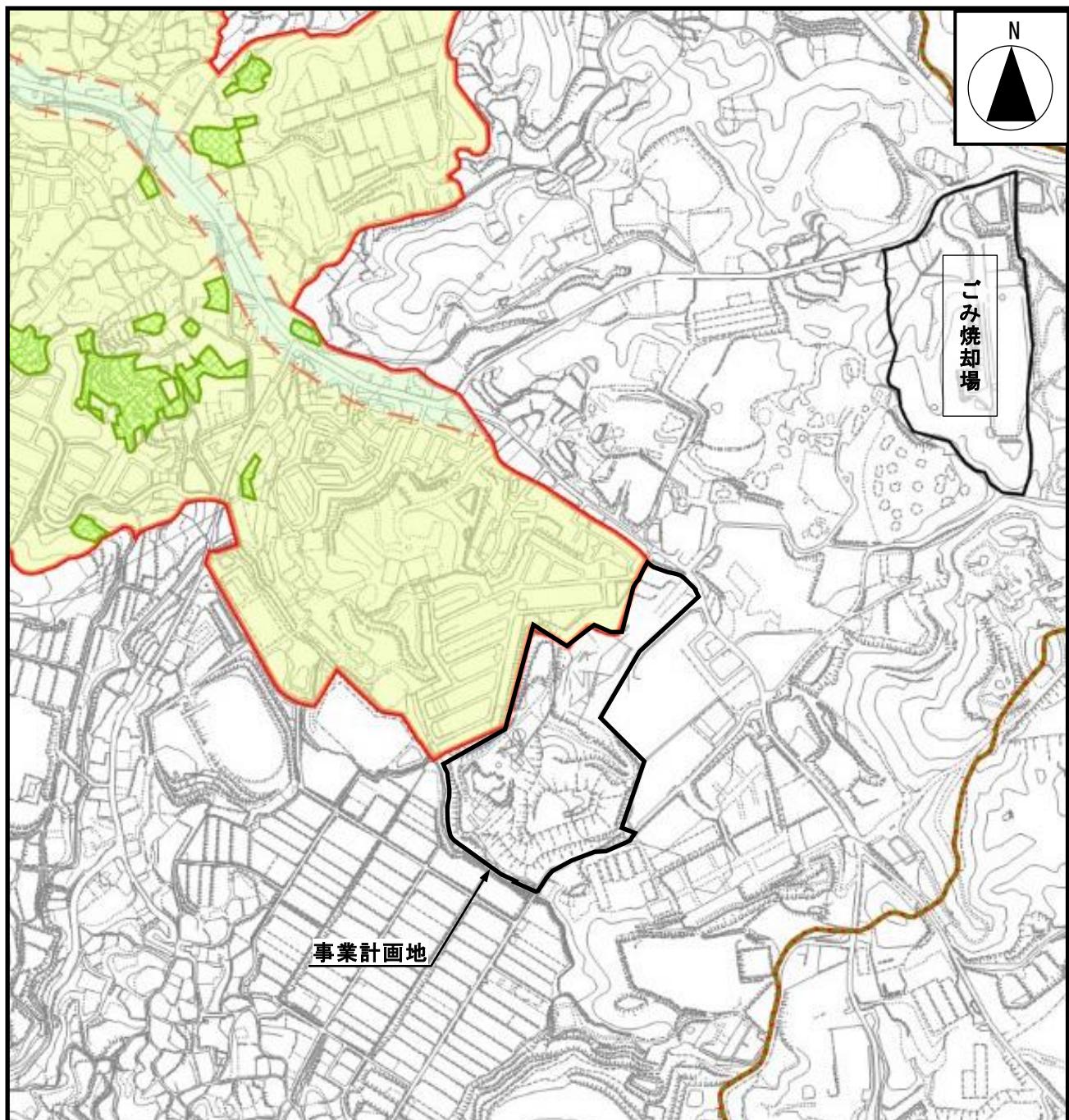
凡 例

	第一種低層住居専用地域		商業地域
	第二種低層住居専用地域		準工業地域
	第一種中高層住居専用地域		工業地域
	第二種中高層住居専用地域		工業専用地域
	第一種住居地域		市街化区域
	第二種住居地域		市街化調整区域
	準住居地域	—	都道府県境界
	近隣商業地域	---	市町村境界

0 1000 2000m

図2-3-3(1) 事業計画地周辺の
用途地域指定状況

出典：「環境アセスメントデータベース
(環境省大臣官房環境影響評価課)」
(<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)
を加工して作成。



凡 例

	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	市街化調整区域
	ごみ焼却場
	生産緑地地区

0 200 400m

図2-3-3(2) 事業計画地周辺の
用途地域指定状況

出典：「きてみてひらかたマップ」
(地図情報システム) を加工して作成。

2.3.5 公共施設

(1) 教育施設

枚方市及び京田辺市の学校数を表2-3-14に示す。

令和6年5月1日時点で枚方市には幼稚園が19園、認定こども園が12園、小学校が45校、中学校が21校、高等学校が9校、大学・大学院が3校ある。

また、京田辺市には幼稚園が9園、認定こども園が4園、小学校が9校、中学校が4校、高等学校が2校、大学・大学院が2校ある。

事業計画地周辺の教育施設の分布状況を、表2-3-15及び図2-3-4に示す。

事業計画地周辺には、約1.2km北西側に氷室小学校、約3.0km北西側に杉中学校、約3.2km北北西側に長尾幼稚園、約3.9km北西側に菅原小学校が立地しているが、事業計画地内に教育施設は立地していない。

表2-3-14 学校数

市	項目	学校数 (校)	教員数 (人)	児童・生徒数(人)		
				総数	男	女
枚方市	幼稚園	19	296	2,972	1,516	1,456
	認定こども園	12	320	2,301	1,120	1,181
	小学校	45	1,439	19,570	9,938	9,632
	中学校	21	762	10,111	5,153	4,958
	高等学校	9	488	7,813	4,053	3,760
	大学・大学院	3	1,488	19,195	8,233	10,962
京田辺市	幼稚園	9	73	558	283	275
	認定こども園	4	117	713	372	341
	小学校	9	274	4,323	2,214	2,109
	中学校	4	140	2,409	1,254	1,155
	高等学校	2	111	1,553	850	703
	大学・大学院	2	441	13,198	—	—

備考) 1. 数値は、令和6年5月1日現在の値を示す。

2. 教員数は教員数の本務者ののみの値を示す。

出典) 「令和6年度（2024年度）大阪の学校統計」（令和7年2月28日公表、大阪府）

「京田辺市統計書 令和6年版」（令和7年3月、京都府ホームページ）

表2-3-15 事業計画地周辺の学校等

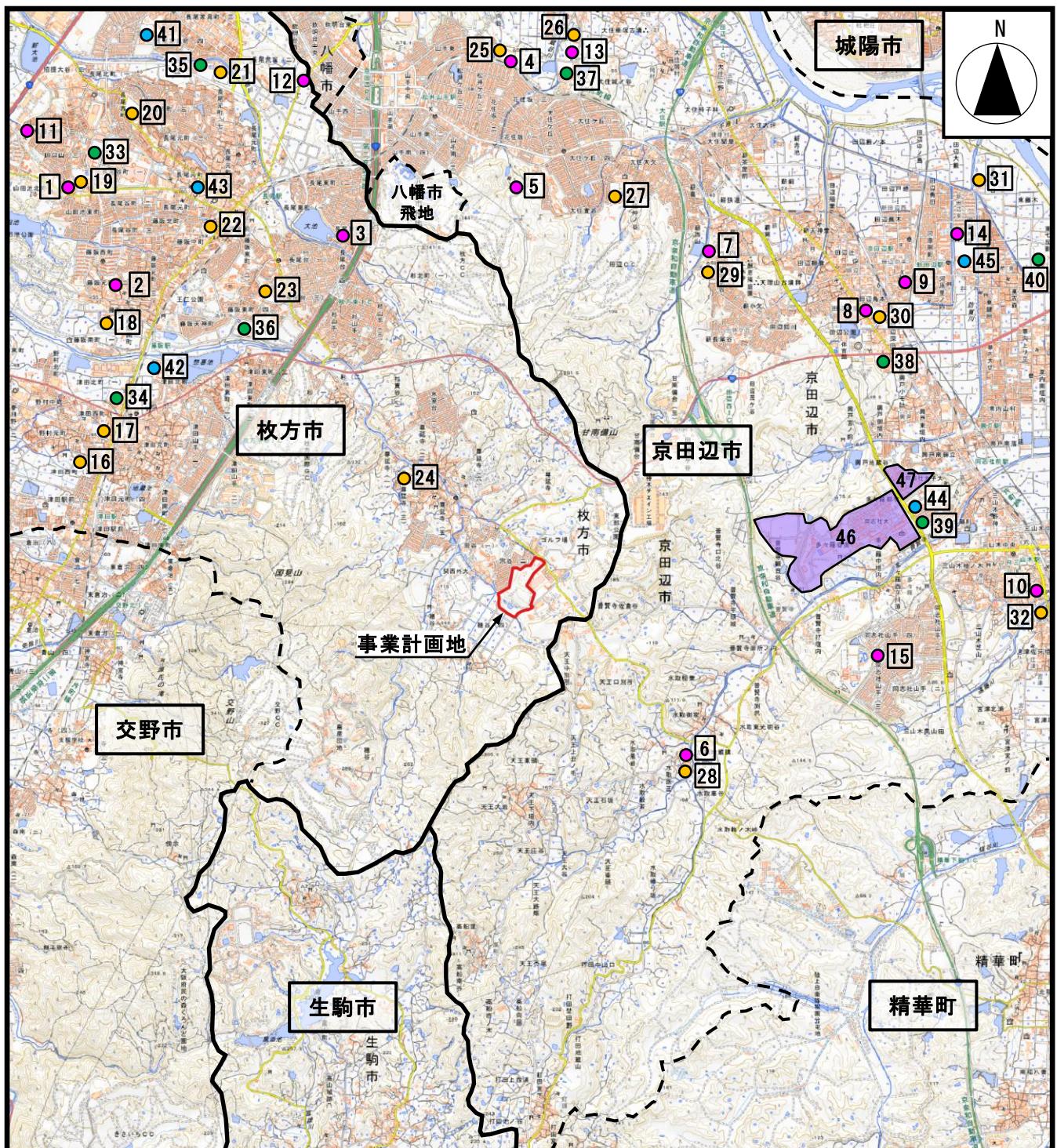
No.	項目	市	名称	所在地
1	幼稚園	枚方市	枚方市立 田口山幼稚園	枚方市田口山3-10-2
2			学校法人明善学園 みょうぜん幼稚園	枚方市藤阪元町2-8-3
3			学校法人長尾学園 長尾幼稚園	枚方市長尾東町1-48-23
4		京田辺市	京田辺市立 松井ヶ丘幼稚園	京田辺市大住上西野20-5
5			学校法人雑創の森学園 そよかぜ幼稚園	京田辺市大住虚空蔵谷55
6			京田辺市立 普賢寺幼稚園	京田辺市水取門田6-3
7			京田辺市立 薪幼稚園	京田辺市薪大久51
8			京田辺市立 田辺幼稚園	京田辺市田辺鳥本73
9			学校法人京都南力トリック学園 聖愛幼稚園	京田辺市田辺中央2-1-9
10			京田辺市立 三山木幼稚園	京田辺市三山木南垣内4-1
11	認定こども園	枚方市	学校法人徳風学園	枚方市田口山2-5-1
12			認定こども園 春日丘幼稚園	
13			学校法人鴻池学園	枚方市長尾播磨谷1-4051
14		京田辺市	認定こども園（幼稚園型）鴻池学園第三幼稚園	
15			京田辺市立 大住こども園	京田辺市大住池平32-4
16			京田辺市立 河原こども園	京田辺市河原神谷69
17		小学校	社会福祉法人いろどり	
18			幼保連携型認定こども園 こもれび	京田辺市同志社山手4-3-1
19			枚方市立 津田南小学校	枚方市津田西町3-10-1
20			枚方市立 津田小学校	枚方市津田西町1-33-1
21			枚方市立 藤阪小学校	枚方市藤阪南町1-40-1
22			枚方市立 田口山小学校	枚方市田口山3-10-1
23			枚方市立 西長尾小学校	枚方市長尾西町2-45-1
24			枚方市立 長尾小学校	枚方市長尾北町3-3-2
25			枚方市立 菅原小学校	枚方市藤阪中町13-1
26			枚方市立 菅原東小学校	枚方市藤阪東町3-10-1
27			枚方市立 水室小学校	枚方市尊延寺3-1-38
28	京田辺市	京田辺市	京田辺市立 松井ヶ丘小学校	京田辺市大住上西野18-2
29			京田辺市立 大住小学校	京田辺市大住池平88
30			京田辺市立 桃園小学校	京田辺市大住仲ノ谷12-1
31			京田辺市立 普賢寺小学校	京田辺市水取門田6-1
32			京田辺市立 薪小学校	京田辺市薪堀切谷1
33		枚方市	京田辺市立 田辺小学校	京田辺市田辺鳥本102
34			京田辺市立 田辺東小学校	京田辺市東西の口60-2
35			京田辺市立 三山木小学校	京田辺市宮津宮ノ下4-3
36			枚方市立 長尾西中学校	枚方市長尾谷町1-73-1
37	中学校	枚方市	枚方市立 津田中学校	枚方市津田北町1-32-1
38			枚方市立 長尾中学校	枚方市長尾北町3-3-1
39			枚方市立 杉中学校	枚方市杉4-1-1
40			京田辺市立 大住中学校	京田辺市大住池平2
41	高等学校	枚方市	京田辺市立 田辺中学校	京田辺市興戸北鉢立21
42			学校法人同志社 同志社国際中学校	京田辺市多々羅都谷60-1
43			京田辺市立 培良中学校	京田辺市東七反割3
44		京田辺市	大阪府立 長尾高等学校	枚方市長尾家具町5-1-1
45			学校法人同志社 同志社国際高等学校	枚方市長尾元町2-29-27
46	大学・大学院	枚方市	大阪府立 枚方津田高等学校	枚方市津田北町2-50-1
47			京都府立 田辺高等学校	京田辺市多々羅都谷60-1
46		京田辺市	学校法人同志社 同志社大学京田辺キャンパス	京田辺市河原神谷24
47		京田辺市	学校法人同志社 同志社女子大学京田辺キャンパス	京田辺市興戸

備考) 表中の番号は図2-3-4に対応している。

出典) 「きてみてひらかたマップ」(枚方市ホームページ)

「京都府内学校一覧」(京都みらいネット事務局ホームページ)

「令和7年度 京都府私立学校名簿」(京都府ホームページ)



凡 例

■	幼稚園・認定こども園
○	小学校
●	中学校
●	高等学校
●	大学・大学院
—	都道府県境界
- - -	市町村境界

*図内の番号は表2-3-16に対応している。

0 1000 2000m

図2-3-4 事業計画地周辺の学校等位置図

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を
加工して作成。

(2) 公園・緑地

枚方市及び京田辺市に開設された都市計画公園・緑地は表2-3-15に示すとおり、令和5年度時点で枚方市では88ヶ所、令和6年4月1日時点で京田辺市では167ヶ所ある。

事業計画地周辺の公園等の分布状況は表2-3-16、図2-3-5に示す。

事業計画地周辺には、約3.3km北西側に長尾台北公園、長尾台東公園、長尾台南公園、王仁公園等がある。

表2-3-15 都市計画公園等（令和5年度）

市	項目	都市計画公園 緑地開設公園	都市計画公園 以外開設公園	開設公園合計
枚方市	箇所数	88	430	518
	面積(ha)	186.71	37.77	224.48
京田辺市	箇所数	167	10	177
	面積(ha)	45.31	0.38	45.69

備考) 国営の淀川河川公園(計画223.2ha・開設48.3ha)と府営山田池公園(計画75.8ha・開設73.7ha)を含む。

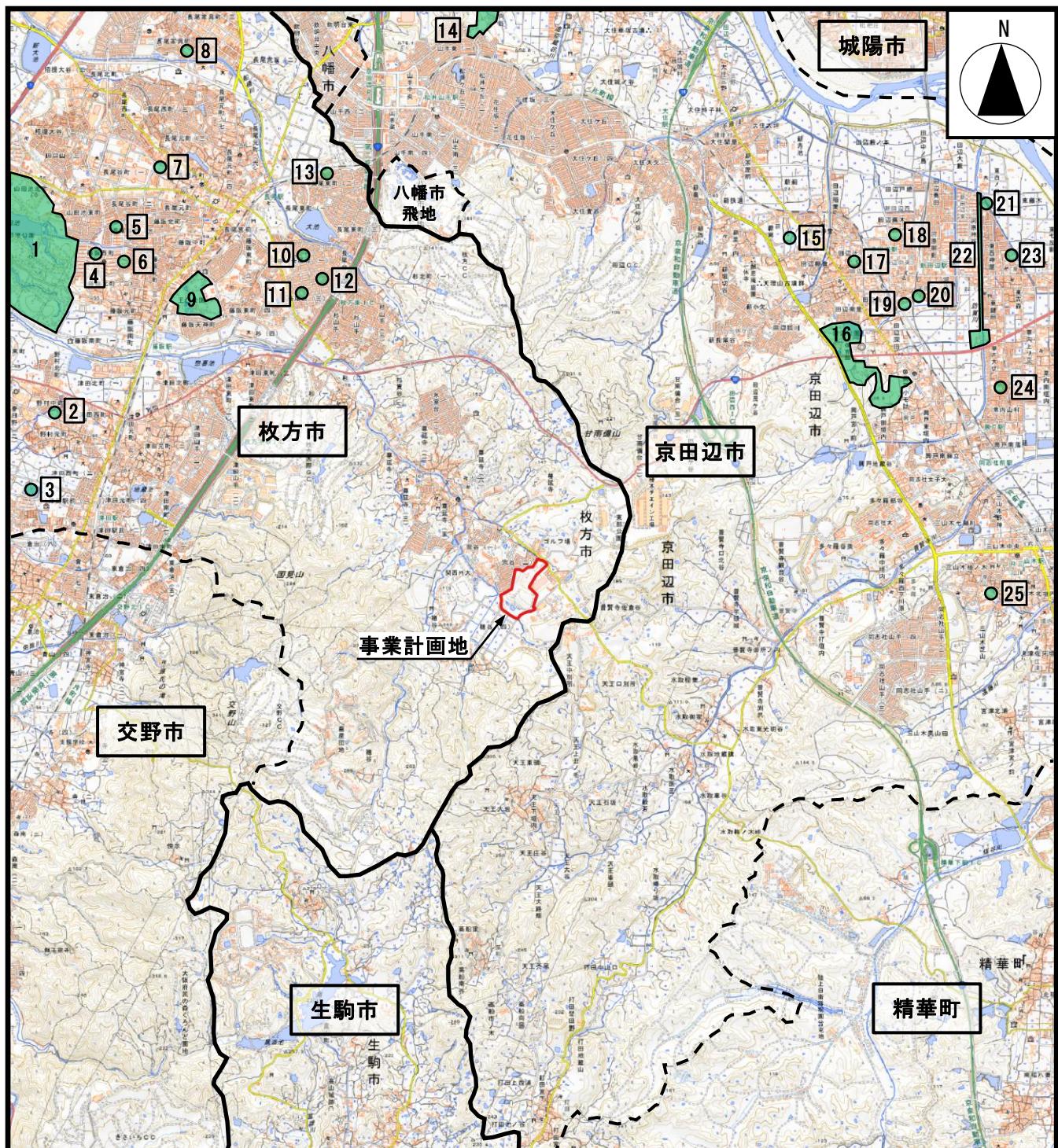
出典)「第54回枚方市統計書(令和6年度版)」(令和7年6月23日公開、枚方市ホームページ)
「京田辺市統計書 令和6年版」(令和7年3月、京田辺市ホームページ)

表2-3-16 事業計画地周辺の公園・緑地等

No.	市	名称	No.	市	名称
1	枚方市	山田池公園	14	京田辺市	諏訪ヶ原公園
2		代々池公園	15		東沢公園
3		林池公園	16		田辺公園
4		藤阪西公園	17		田辺辻公園
5		北谷川公園	18		田辺十曾公園
6		藤阪東公園	19		河原受田公園
7		薬師谷公園	20		河原公園
8		獅子口公園	21		西紙屋公園
9		王仁公園	22		防賀川緑地
10		長尾台北公園	23		東紙屋公園
11		長尾台南公園	24		山科公園
12		長尾台東公園	25		南山公園
13		釜ヶ谷公園			

出典)「きてみてひらかたマップ」(枚方市ホームページ)

「京田辺市都市計画図〔京都府統合型地図情報システム(GIS)〕」(京都府ホームページ)



0 1000 2000m

凡 例

	都市公園・緑地
—	都道府県境界
- - -	市町村境界

※図内の番号は表2-3-16に
対応している。

図2-3-5 事業計画地周辺の公園等

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を
加工して作成。

2.3.6 環境衛生

(1) 下水道

枚方市及び京田辺市の流域下水道別整備状況を表2-3-17に、公共下水道の整備状況を表2-3-18に示す。

令和6年3月31日時点の公共下水道の普及率は、枚方市で97.8%，京田辺市で98.7%となっている。

表2-3-17 流域下水道整備状況

項目	流域下水道名	枚方市			京田辺市
		淀川左岸流域 下水道	寝屋川北部流域 下水道	合 計	木津川流域 下水道
計画面積 (ha)	4,560	668	5,228	—	
行政人口(A) (人)	331,635	61,351	392,986	71,579	
整備済面積 (ha)	2,970	521	3,491	—	
整備済区域内人口(B) (人)	323,351	61,241	384,592	—	
処理面積 (ha)	2,960	521	3,481	1,215.46	
処理区域内人口 (人)	323,079	61,241	384,320	70,673	
水洗化人口 (人)	314,875	60,798	375,673	68,774	
整備状況 B/A × 100 (%)	97.5	99.8	97.8	—	

備考) 数値は、令和6年3月31日現在の値である。

出典) 「令和6年度版ひらかたの環境（環境白書）」（令和6年12月20日公開、枚方市ホームページ）

「京田辺市統計書 令和6年版」（令和7年3月、京田辺市ホームページ）

表2-3-18 公共下水道の整備状況（令和5年度）

市	処理面積 (ha)	計画面積 (ha)	処理人口 (人)	行政人口 (人)	普及率(%)	
					計画面積比	行政人口比
枚方市	3,481	5,228	384,320	393,047	66.6	97.8
京田辺市	1,215.46	—	70,673	71,579	—	98.7

備考) 1. 数値は、令和6年3月31日現在の値である。

2. 普及率のうち、計画面積比は処理面積を計画面積で除した値、行政人口比は処理人口を行政人口で除した値である。

出典) 「第54回枚方市統計書（令和6年度版）」（令和7年6月23日公開、枚方市ホームページ）

「京田辺市統計書 令和6年版」（令和7年3月、京田辺市ホームページ）

(2) 廃棄物

①し尿処理

枚方市及び京田辺市のし尿処理状況を表2-3-19に示す。

し尿総収集総量は、枚方市で10,634kℓ、京田辺市で2,237kℓとなっている。

表2-3-19 し尿処理の状況

市	し尿収集総量 (kℓ)	し尿処理総量 (kℓ)	水洗化人口 (人)	非水洗化人口 (人)
枚方市	10,634	10,634	393,484	1,406
京田辺市	2,237	2,237	70,435	1,371

備考) 数値は、令和5年度実績の値を示す。

出典)「一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度調査結果）」（環境省ホームページ）

②ごみ処理状況の推移

枚方市及び京田辺市におけるごみ処理状況の推移を表2-3-20に示す。

令和5年度のごみ総排出量は、枚方市106,835t、京田辺市で18,073tであり、令和4年度と比べ両市ともに減少している。令和5年度の資源化量は、枚方市19,421t、京田辺市で3,060t、リサイクル率は枚方市で18.18%、京田辺市で19.22%となっている。直接焼却量は枚方市で81,257t、京田辺市で13,925tとなっている。

表2-3-20 ごみ処理状況の推移

区分	枚方市			京田辺市		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ごみ総排出量 (t)	113,331	110,468	106,835	18,820	18,501	18,073
生活系ごみ 搬入量 (t)	73,455	70,828	68,100	13,694	13,303	12,945
事業系ごみ 搬入量 (t)	28,690	29,186	29,076	3,434	3,590	3,644
集団回収量 (t)	11,186	10,454	9,659	1,692	1,608	1,484
直接資源化＋ 中間処理後再生利用量 (t)	10,400	10,358	9,762	1,492	1,626	1,576
資源化量 (t)	21,586	20,812	19,421	3,184	3,284	3,060
リサイクル率 (%)	19.05	18.84	18.18	16.92	17.75	19.22
直接焼却量 (t)	84,955	83,624	81,257	14,475	14,256	13,925

出典)「一般廃棄物処理実態調査結果（令和3年度～令和5年度調査結果）」（環境省ホームページ）

2.3.7 水域とその利用

事業計画地周辺の枚方市及び京田辺市における河川状況を表2-3-21及び図2-3-6に示す。

事業計画地のある枚方市は淀川の南東側、生駒山地の北西側、京都府京田辺市に隣接しており、枚方市内を流れる主要な河川は淀川に流入している。

また、枚方市に隣接する京田辺市内を流れる主要河川の木津川は淀川水系の支流であり、その源を三重、奈良の県境を南北に走る布引山脈に発し、笠置、加茂を経て山城盆地を貫流し、京都府・大阪府境付近で宇治川、桂川とともに淀川へ合流する流域面積1,596km²、幹線流路延長99kmの一級河川である。その他、京田辺市における事業計画地周辺には防賀川、馬坂川、虚空蔵谷川、天津神川、手原川、普賢寺川、鬼灯川等が流れている。

なお、事業計画地は淀川水系穂谷川の上流部に位置している。

穂谷川は淀川の一次支流であり、枚方市東南部生駒山地北端部の交野山東麓を水源に北流し、穂谷北部にて支流及び準用河川である宗谷川と合流し、枚方市中央部を貫流し淀川左岸に合流する、流域面積14.4km²、流路延長約10kmの河川である。流路延長中、新上渡場橋より下流7,771mが一級河川に指定されており、それより上流部については枚方市によって準用河川に指定されている区間が存在する。

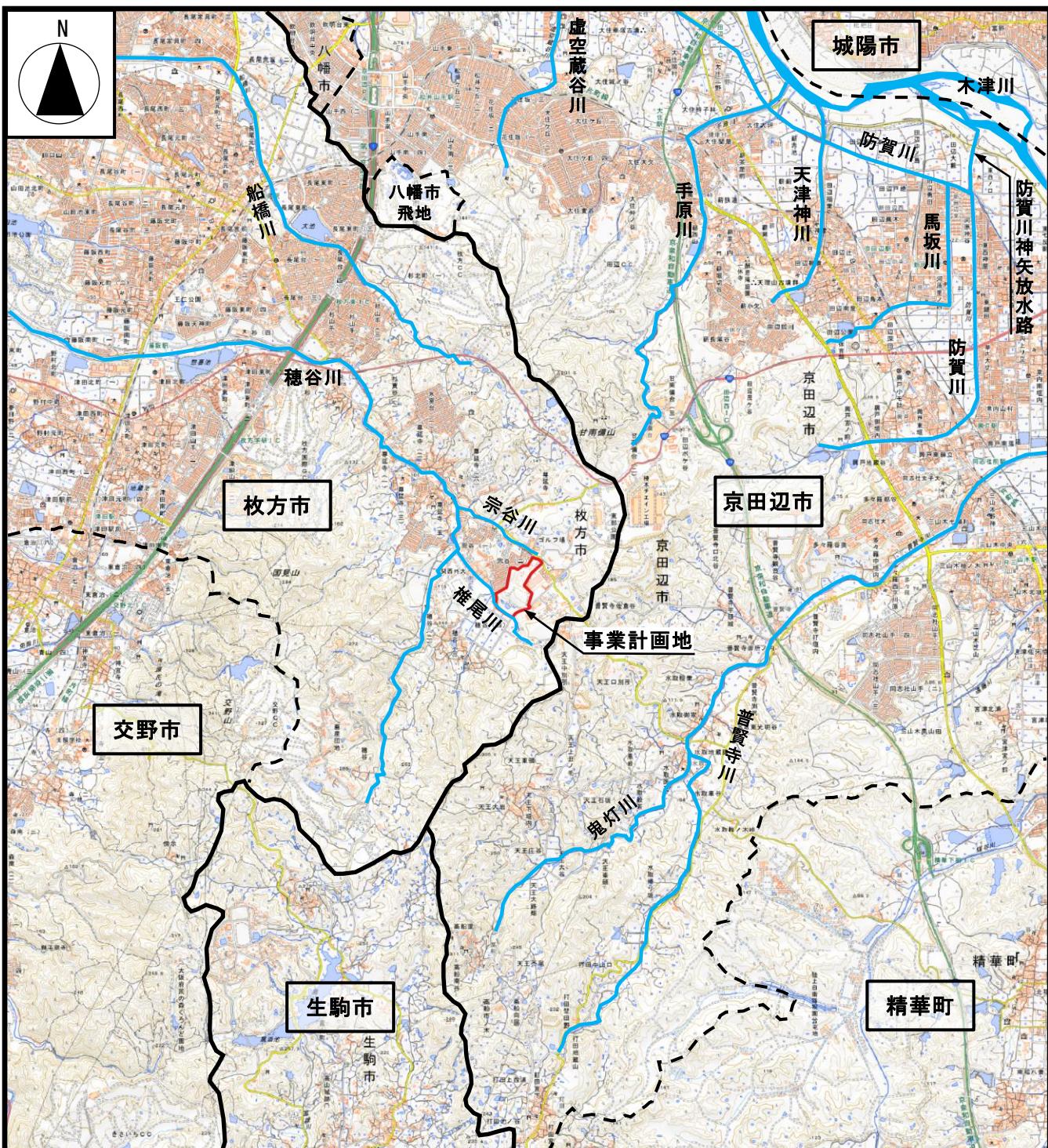
表2-3-21 主要な河川の状況

(令和6年3月末現在)

河川名	区域			水 系	流路延長 両岸平均
	自	至	流 域		
淀 川	大阪府・京都府界	大阪湾	島本町、高槻市、枚方市、寝屋川市、守口市、大阪市	淀 川	35,100m
天野川	四條畷市 大字上田原他	淀 川	交野市、枚方市	淀 川	14,896m
穂谷川	枚方市杉	淀 川	枚方市	淀 川	7,771m
船橋川	枚方市大字長尾	淀 川	枚方市	淀 川	5,243m
木津川	三重県	淀 川	京都府、三重県、奈良県	淀 川	9,900m

出典)「第54回枚方市統計書(令和6年度版)」(令和7年6月23日公開、枚方市ホームページ)

「近畿の一級河川(木津川)」(国土交通省ホームページ)



0 1000 2000m

凡 例

	河川
	都道府県境界
	市町村境界

図2-3-6 事業計画地周辺の河川

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を
加工して作成。

2.3.8 関係法律・条例による指定・規制等

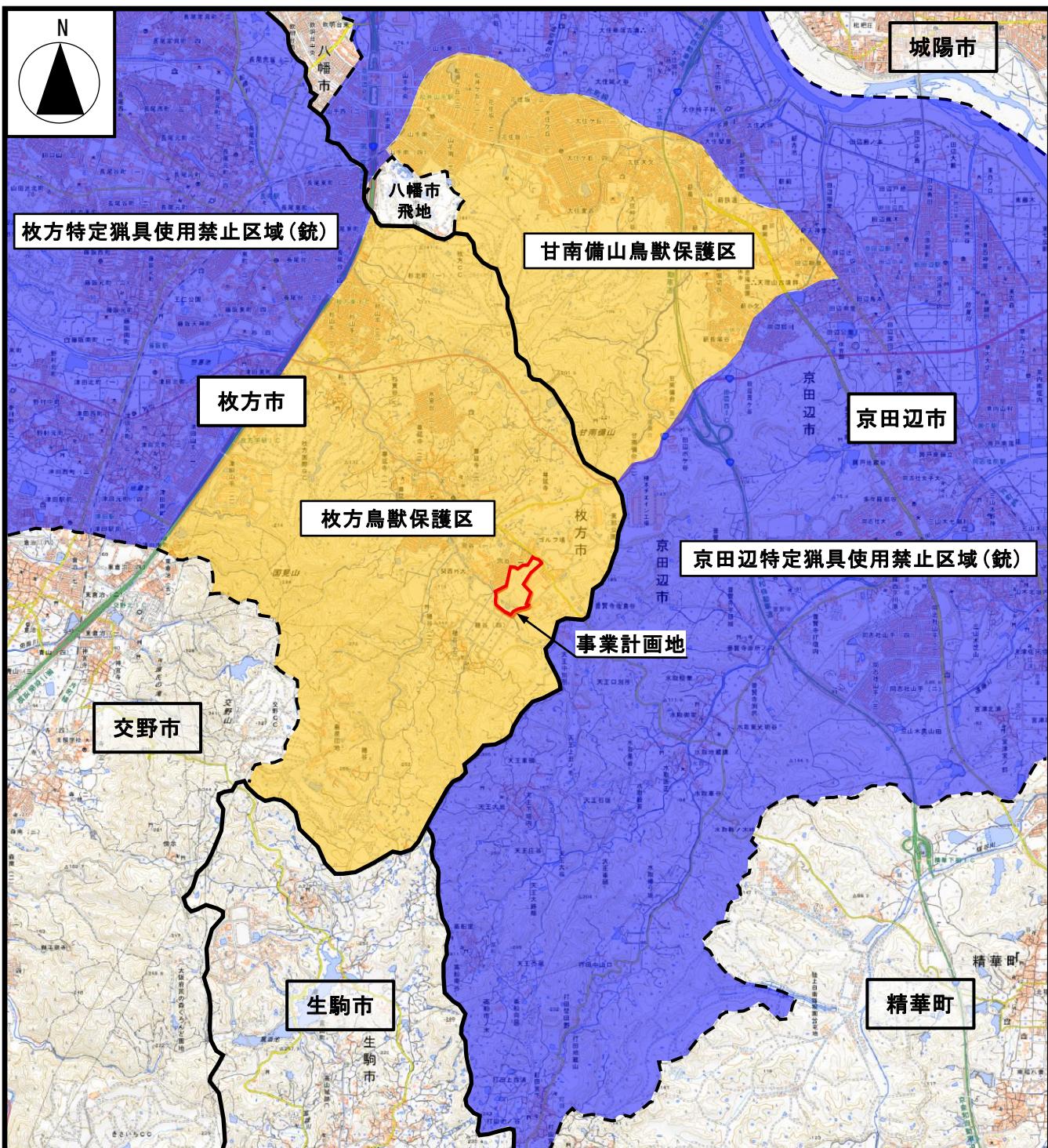
(1) 関係法令による指定状況

事業計画地における関係法令の指定状況は、表2-3-22に示すとおりである。

枚方市及び京田辺市は図2-3-7に示すとおり、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき「鳥獣保護区」と「特定獣具使用禁止区域（銃）」に指定されている。

表2-3-22 事業計画地内の関係法令に基づく指定状況

区分		指定状況	関係法令等	
自然環境保全	自然公園地域	国定公園	×	
		府立公園	×	
	鳥獣保護区等	鳥獣保護区	○	
		特定獣具使用禁止区域	×	
	自然環境保全地域	原生自然環境保全地域	×	
		自然環境保全地域	×	
		府自然環境保全地域	×	
		府緑地環境保全地域	×	
文化財	文化財保全地域	史跡・名勝・天然記念物	×	
		文化財指定物	×	
		埋蔵文化財包蔵地	×	
防災		河川区域	×	
		河川保全区域	×	
		砂防指定地	○	
		急傾斜地崩壊危険区域	×	
		地すべり防止区域	×	
		土砂災害（特別）警戒区域	×	
土地利用	都市地域	宅地造成工事等規制区域	○	
		市街化区域	×	
		市街化調整区域	○	
		都市計画区域	○	
		用途地域	×	
		高度利用地区	×	
	農業地域	高度地区	×	
		農業振興地域	×	
		農用地区域	×	
	森林地域	保安林	×	
		国有林	×	
		地域森林計画対象民有林	×	



凡 例

: 鳥獣保護区

名 称	期 間	面 積
枚方	H30. 11. 1～R10. 10. 31	約1,080ha
甘南備山	H24. 11. 1～H34. 10. 31	約 600ha

: 特定獣具使用禁止区域（銃）

名 称	期 間	面 積
枚方	H30. 11. 1～R10. 10. 31	約5,110ha
京田辺	H30. 11. 1～H35. 10. 31	約3,720ha

— 都道府県境界

--- 市町村境界

0 1000 2000m

図2-3-7 事業計画地周辺の鳥獣保護区等位置図

資料：「令和6年度 大阪府鳥獣保護区等位置図」
(令和6年10月, 大阪府)

「鳥獣保護区マップ」

(京都府・市町村共同 統合型地図情報システム(GIS))

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を
加工して作成。

(2) 「環境基本法」に基づく環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として「環境基本法」(平成5年11月19日、法律第91号) 第16条に基づき、環境基準が設定されている。

①大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素等10物質について全国一律に定められており、その内容は表2-3-23に示すとおりである。

表 2-3-23 大気汚染に係る環境基準

昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
最終改正：平成 8 年 10 月 25 日 環境庁告示第 74 号
平成 9 年 2 月 4 日 環境庁告示第 4 号
最終改正：平成 30 年 11 月 19 日 環境省告示第 100 号
平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が、0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 µg/m ³ 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が、0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が、0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が、0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が、0.15 mg/m ³ 以下であること。

備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 µm 以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

注) この環境基準は、工業専用地域、車道、その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

②水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する項目については、全公共用水域一律に表2-3-24のとおり基準が設定されている。生活環境の保全に関する項目については、河川が8項目（pH, BOD, SS, DO, 大腸菌数, 全亜鉛, ノニルフェノール, 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）、湖沼が11項目（pH, COD, SS, DO, 大腸菌群数, 全窒素, 全燐, 全亜鉛, ノニルフェノール, 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩, 底層溶存酸素量）が水域の類型別に表2-3-25(1)～表2-3-26(6)のとおり基準が設定されている。

なお、事業計画地周辺を流れる穂谷川は表2-3-26に示すとおり、全域で河川B類型及び生物B類型の指定がなされている。

表 2-3-24 人の健康の保護に関する環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号
最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3, 15.4, 15.6, 15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2, 14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

表 2-3-25(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

河川（湖沼を除く。）

ア

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100ml 以下	別に環境庁長官又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2 級 水産 1 級及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000CFU /100ml 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
D	工業用水 2 級 農業用水及び E 欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—	

- 備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 　　" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 　　" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 　　" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 　　" 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 　　" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 　　" 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2-3-25(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	水生生物の生育状況の 適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	別に環境庁長官又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する地域
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	

備考) 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

表 2-3-25(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 35 号

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化 学 的 的 酸 素 要 求 量 (C O D)	浮遊物質量 (S S)	溶存酸素量 (D O)	大腸菌数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU /100ml 以下	別に環境庁長官又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2, 3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。

2. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
4. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100ml 以下とする。
5. 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1. 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2, 3 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産 1 級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
- " 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
- " 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4. 工業用水 1 級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2 級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5. 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2-3-25(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

イ

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値		該当 水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下	別に環境 庁長官又 は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する地 域
Ⅱ	水道 1, 2, 3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲 げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	

備考) 1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

" 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

" 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 2-3-25(5) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

ウ

項目 類型	水生生物の生育状況の 適応性	基準値			該当 水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	別に環境 庁長官又 は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する地 域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	別に環境 庁長官又 は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する地 域
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	

備考) 基準値は、年間平均値とする。

表 2-3-25(6) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値		該当 水域
		底層溶存酸素量		
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以下		
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以下		別に環境 庁長官又 は都道府 県知事が 水域類型 ごとに指 定する地 域
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以下		

備考) 基準値は、日間平均値とする。

表2-3-26 事業計画地周辺における河川の環境基準類型指定状況

水 系	水 域	範 囲	該当類型及び達成期間	
			BOD等5項目	水生生物項目
淀川水系	淀川下流	京都府界から長柄堰まで	B・ハ	生物B・イ
	穂谷川	全域	B・イ	生物B・イ
	木津川(3)	名張川合流点から淀川合流点まで	A・イ	生物B・イ

備考) 1. 上記の類型指定は令和5年1月20日現在。

2. 達成期間は以下のとおり。

イ：直ちに達成

ロ：5年以内に可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

3. 水生生物項目の類型に対応する河川水域名及び範囲は、淀川については以下のとおり。

・淀川（全域）

出典)「河川水域の類型指定の状況」(大阪府ホームページ)

「水質汚濁に係る環境基準の類型指定について」(京都府ホームページ)

③地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表2-3-27に示す。

地下水の環境基準は、すべての地下水に適用される。

表 2-3-27 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成 9 年 3 月 13 日 環境庁告示第 10 号
最終改正：令和 7 年 3 月 31 日 環境省告示第 41 号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- 備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2. 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3, 15.4, 15.6, 15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2, 14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
 4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

④騒音

騒音に係る環境基準は表2-3-28に示すとおり、地域の類型ごとに指定されている。

また、枚方市における各類型の当てはめ地域は表2-3-29に示すとおりである。

なお、事業計画地は市街化調整区域であり、用途地域の定めのない地域であることからB類型に指定されている。

表 2-3-28 騒音に係る環境基準

平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号

最終改正：平成 24 年 3 月 30 日 環境省告示第 54 号

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (午前 6 時～午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時～翌日の午前 6 時まで)
A A	50 dB以下	40 dB以下
A 及び B	55 dB以下	45 dB以下
C	60 dB以下	50 dB以下

注) 1. 基準値は、等価騒音レベルである。

2. A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基 準 値	
	昼 間 (午前 6 時～ 午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時～ 翌日の午前 6 時まで)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (午前 6 時～午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時～翌日の午前 6 時まで)
70 dB以下	65 dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 dB以下、夜間にあっては 40 dB以下）によることができる。	

備考) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道をいう。

2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ①2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15 メートル
- ②2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20 メートル

表 2-3-29 騒音に係る環境基準の指定地域

市	類型	あてはめ地域
枚方市	A A	該当なし
	A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
	B	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
	C	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
京田辺市	A A	該当なし
	A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域
	C	都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典) 枚方市 : 平成24年3月30日 枚方市公告第4号

京田辺市 : 平成21年3月27日 京田辺市告示第29号

⑤土壤汚染

土壤の汚染に係る環境基準は表2-3-30に示す。

表2-3-30 土壤の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日 環境庁告示第46号

最終改正：令和2年4月2日 環境省告示第44号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名: 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg/L以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg/L以下であること。

備考) 1. 次の土壤については、環境基準は適用されない。

①汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所

②原材料の堆積場

③廃棄物の埋立地その他の土壤環境基準項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壤

2. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成しこれを用いて測定を行うものとする。

カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

⑥ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日、法律第105号) 第7条の規定に基づき、表2-3-31に示すとおりダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準が定められている。

表2-3-31 ダイオキシン類による大気の汚染、
水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準

平成11年12月27日 環境庁告示第68号
最終改正：令和4年11月26日 環境省告示第89号

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下

- 備考) 1. 基準値は2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ tandem 質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
4. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

- 注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

(3) 規制基準等

①大気汚染に係る規制

7. 工場等に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日、法律第97号）では、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制している。また、工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めている。また、大阪府及び京都府では同法に基づき、硫黄酸化物について総量規制基準及び燃料使用基準を定めている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日、大阪府条例第6号）において、**粉じん**及びばいじんを発生すると考えられる施設を定め、これらの施設に対して規制基準遵守義務や届出義務を設けている。また、京都府では「京都府環境を守り育てる条例」（平成7年12月25日、京都府条例第33号）において、大気汚染防止法上の対象施設や対象物質を拡大し規制の強化が図られているが、事業計画地は京都府域ではないため、本条例は適用されない。

イ. 自動車排出ガスに係る規制

自動車排出ガスについては、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月3日、法律第70号）により、自動車排出ガスによる大気汚染の状況が厳しい地域では、より排出ガスの少ない自動車の使用を義務づける車種規制が実施されている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日、大阪府条例第6号）において自動車駐車時における原動機の停止等の自動車排出ガス対策を推進している。また、京都府では「京都府環境を守り育てる条例」（平成7年12月25日、京都府条例第33号）において、大阪府と同様に自動車排出ガス対策を推進しているが、事業計画地は京都府域ではないため、本条例は適用されない。

ウ. アスベストに係る規制

「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日、法律第97号）では、石綿（アスベスト）を特定粉じんとして規定し、規制している。

建築物等の解体等工事における石綿の飛散を防止するため、事前届出と作業基準を守る規制措置が講じられており、作業基準として、特定粉じんの種類、特定建築材料の種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準が定められている。

また、「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日、法律第97号）では、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場からの特定粉じんについて、敷地境界線における大気中の濃度を許容限度として規制基準（大気中の石綿の濃度が一リットルにつき十本）を定めている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日、大阪府条例第6号）において、石綿が使用されている建築物等の解体等工事に対する事前届出、作業基準等が定められている。また、京都府では「京都府環境を守り育てる条例」（平成7年12月25日、京都府条例第33号）において規制基準が定められているが、事業計画地は京都府域ではないため、本条例は適用されない。

②水質汚濁に係る規制

工場・事業場を対象とした公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する規制には、主に「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日、法律第138号）、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日、法律第110号）、大阪府においては「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日、大阪府条例第6号）、京都府においては「京都府環境を守り育てる条例」（平成7年12月25日、京都府条例第33号）がある。なお、事業計画地は京都府域ではないため、「京都府環境を守り育てる条例」は適用されない。

「水質汚濁防止法」は、工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制、生活排水対策の実施の推進等により、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図るもので、排水規制等が設定されている。排水規制には、濃度規制（排水基準）と総量規制があり、排水基準には全国一律の排水基準、大阪府による上乗せ基準及び京都府による上乗せ排水基準が定められている。大阪府による上乗せ排水基準は、上水道水源地域や海域に設定され、事業計画地周辺は上水道水源地域のB地域に該当する。また、京都府による上乗せ排水基準は業種別、排水規模別等により厳しい排水基準を定めているが、事業計画地は京都府域ではないため、京都府による上乗せ排水基準は適用されない。全国一律の排水基準を表2-3-32に、大阪府の上乗せ排水基準を表2-3-33に、京都府の上乗せ排水基準を表2-3-34に示す。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」は、瀬戸内海の環境保全に係る施策推進のために必要な事項を定めるとともに、特定施設の規制、富栄養化による被害発生の防止、自然海浜の保全等に関する措置等により、瀬戸内海の環境保全を図ることを目的としたもので、特定施設を設置し、日最大排水量が合計50m³以上である事業場は、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の手続きが必要となる。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「水質汚濁防止法」の特定施設に該当しない施設の一部を届出施設とし、届出義務等を定めている。

さらに、枚方市内においては「枚方市公害防止条例」（昭和46年12月、枚方市条例第38号）により、事業活動を行う工場・事業場すべてについて、表2-3-35の排水基準が適用される。なお、平成26年4月の「枚方市公害防止条例」（平成25年12月9日、枚方市条例第67号）の全面改正により、生活環境項目に係る枚方市独自の排水基準は廃止されている。

表2-3-32(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質）

昭和46年6月21日 総理府令第35号
最終改正：令和7年5月26日 環境省令第17号

有害物質の種類	許容限度		
カドミウム及びその化合物	カドミウム	0.03	mg/L
シアノ化合物	シアノ	1	mg/L
有機燐化合物 (ハ"ラチオン、メチルハ"ラチオン、メチルシ"メトン及びEPNに限る。)		1	mg/L
鉛及びその化合物	鉛	0.1	mg/L
六価クロム化合物	六価クロム	0.2	mg/L
砒素及びその化合物	砒素	0.1	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀	0.005	mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル		0.003	mg/L
トリクロロエチレン		0.1	mg/L
テトラクロロエチレン		0.1	mg/L
ジクロロメタン		0.2	mg/L
四塩化炭素		0.02	mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04	mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06	mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02	mg/L
チウラム		0.06	mg/L
シマジン		0.03	mg/L
チオベンカルブ		0.2	mg/L
ベンゼン		0.1	mg/L
セレン及びその化合物	セレン	0.1	mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外	ほう素	10 mg/L
	海域	ほう素	230 mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外	ふつ素	8 mg/L
	海域	ふつ素	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/L		
1,4-ジオキサン		0.5	mg/L

- 備考) 1. 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

表2-3-32(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目）

昭和46年6月21日 総理府令第35号
最終改正：令和7年5月26日 環境省令第17号

項目		許容限度	日間平均
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外	5.8以上8.6以下	
	海域	5.0以上9.0以下	
生物化学的酸素要求量（BOD）	(mg/L)	160	120
化学的酸素要求量（COD）	(mg/L)	160	120
浮遊物質量（SS）	(mg/L)	200	150
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	(mg/L)	5	-
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	(mg/L)	30	-
フェノール類含有量	(mg/L)	5	-
銅含有量	(mg/L)	3	-
亜鉛含有量	(mg/L)	2	-
溶解性鉄含有量	(mg/L)	10	-
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	10	-
クロム含有量	(mg/L)	2	-
大腸菌数	(CFU/mL)	-	800
窒素含有量	(mg/L)	120	60
燐含有量	(mg/L)	16	8

- 備考) 1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

表2-3-33(1) 大阪府による上乗せ排出基準（有害物質）

昭和49年3月31日 大阪府条例第8号

最終改正：令和6年11月13日 大阪府条例第69号

項目	地 域	上水道	その他の地域	
		水源地域	海域以外	海域
カドミウム及びその化合物 (mg/L)	0.003	0.03		
シアン化合物 (mg/L)	検出されないこと		1	
有機リン化合物 (ハラチオン, メチルハラチオン, メチルジメトン及びEPNに限る) (mg/L)	検出されないこと		1	
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01	0.1		
六価クロム化合物 (mg/L)	0.05	0.5		
砒素及びその化合物 (mg/L)	0.01	0.1		
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物 (mg/L)	0.0005	0.005		
アルキル水銀化合物 (mg/L)	検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル (mg/L)	検出されないこと	0.003		
トリクロロエチレン (mg/L)	0.01	0.1		
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.01 ^{※1}	0.1		
ジクロロメタン (mg/L)	0.02	0.2		
四塩化炭素 (mg/L)	0.002	0.02		
1, 2-ジクロロエタン (mg/L)	0.004	0.04		
1, 1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.1	1		
シス-1, 2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.04	0.4		
1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/L)	1	3		
1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/L)	0.006	0.06		
1, 3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.002	0.02		
チウラム (mg/L)	0.006	0.06		
シマジン (mg/L)	0.003	0.03		
チオベンカルブ (mg/L)	0.02	0.2		
ベンゼン (mg/L)	0.01	0.1		
セレン及びその化合物 (mg/L)	0.01	0.1		
ほう素及びその化合物 (mg/L)	1 ^{※2}	10	10	
ふっ素及びその化合物 (mg/L)	0.8 ^{※2}	8	15	
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの, 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量) (mg/L)	10 ^{※3}	100		
1, 4-ジオキサン (mg/L)	0.05	0.5		

備考) 1. 納掛けは上乗せ条例により設定された基準を示す。

2. 上水道水源地域であっても、次の場合は上水道水源地域に係る上乗せ排水基準は適用されず、表中のその他の地域に係る排水基準が適用される。

※1 テトラクロロエチレン

洗濯業の用に供する洗浄施設を設置する特定事業場で、1日あたりの平均的な排出水の量が10m³未満のもの

※2 ほう素及びその化合物, ふっ素及びその化合物

旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場

※3 アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物

し尿浄化槽を設置する特定事業場であって、平成13年7月1日現在の特定施設を平成14年4月1日において設置しているもの（設置する工事をしているものを含む。）が、し尿処理施設に係る排水を排出する排出口から排出する水

出典) 「水質汚濁防止関係法令のしおり（資料編）」

(大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課水質指導グループ)

表2-3-33(2) 大阪府による上乗せ排出基準（生活環境項目：B地域）

区分	日平均排水量 (m³)	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	食料品製造業、飲料・飼料製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150
		50以上200未満	80	100	80	100	100
		200以上1,000未満	60	80	60	80	100
		1,000以上5,000未満	30	40	30	40	60
		5,000以上	25	30	25	30	50
	織維工業	30以上50未満	120	150	120	150	200
		50以上200未満	100	120	100	120	150
		200以上1,000未満	70	90	70	90	100
		1,000以上5,000未満	40	50	40	50	70
		5,000以上	25	30	25	30	50
	パルプ・紙・紙加工製造業	30以上50未満	120	150	120	150	150
		50以上1,000未満	80	100	80	100	120
		1,000以上5,000未満	50	65	50	65	90
		5,000以上	30	40	30	40	60
		30以上50未満	120	150	120	150	200
	化学工業	50以上20未満	80	100	80	100	100
		200以上1,000未満	60	80	60	80	80
		1,000以上5,000未満	40	50	40	50	60
		5,000以上	30	40	30	40	40
		30以上50未満	120	150	120	150	200
	石油製品又は石炭製品製造業	50以上500未満	50	65	50	65	120
		500以上5,000未満	30	40	30	40	80
		5,000以上	10	15	10	15	40
		30以上50未満	120	150	120	150	200
		50以上	120	150	120	150	150
	なめし皮・同製品・毛皮製造業、死亡獣畜取扱業、と畜場、畜産農業又は家畜飼養施設を設置するサービス業	30以上50未満	120	150	120	150	150
		50以上	120	150	120	150	120
		30以上50未満	120	150	120	150	200
		50以上	120	150	120	150	150
		30以上50未満	120	150	120	150	150
	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業	50以上200未満	60	80	60	80	120
		200以上2,000未満	35	45	35	45	70
		2,000以上5,000未満	20	25	20	25	60
		5,000以上	10	15	10	15	40
		30以上50未満	50	65	50	65	150
	ガス業	50以上	50	65	50	65	50
		30以上50未満	120	150	120	150	200
	洗濯業	50以上	100	120	100	120	120
		30以上50未満	120	150	120	150	200
	その他の業種	50以上	100	120	100	120	150
		30以上5未満	120	150	120	150	150
		50以上200未満	80	100	80	100	120
		200以上1,000未満	50	65	50	65	90
		1,000以上5,000未満	30	40	30	40	70
	新設特定事業場	5,000以上	25	30	25	30	60
		30以上200未満	20	25	20	25	50
		200以上5,000未満	15	20	15	20	50
		5,000以上	5	10	5	10	20

下水道処理区域に所在する既設特定事業場の排出水についての上乗せ排水基準は、上の表の規定にかかわらず次の表に掲げるとおりとする。ただし、次の表の許容限度の数値が上の表に掲げる許容限度の数値より大きい場合にあっては、上の表に掲げるとおりとする。

区分	日平均排水量 (m³)	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
既設特定事業場	すべての業種(下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用)	30以上	20	25	20	25	70
							90

出典)「水質汚濁防止関係法令のしおり(資料編)」(大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課水質指導グループ)

表2-3-33(3) 大阪府による上乗せ排出基準（その他の項目）

◆ノルマルヘキサン抽出物質含有量

(単位 : mg/L)

区分	日平均排水量 (m³)	上水道水源地域 及びD地域		左記以外	
		鉱油類 含有量	動植物 油脂類 含有量	鉱油類 含有量	動植物 油脂類 含有量
既設特定事業場	30以上1,000未満	4	20	5	30
	1,000以上5,000未満	3	15	4	20
	5,000以上	2	10	3	10
	30以上1,000未満	3	10	4	10
	1,000以上5,000未満	2	10	3	10
	5,000以上	1	5	2	5
新設特定事業場	30以上1,000未満	3	10	4	10
	1,000以上5,000未満	2	10	3	10
	5,000以上	1	5	2	5
	30以上1,000未満	3	10	4	10
	1,000以上5,000未満	2	10	3	10
	5,000以上	1	5	2	5

◆pH 等

(単位 : pH (ー), 大腸菌群数 (CFU/mL), その他の項目 (mg/L))

区分	日平均排水量 (m³)	
	30以上50未満	50以上
pH	すべての業種	5.8~8.6
フェノール類含有量		新設1 既設D地域 2 D地域以外 5
銅含有量		3
亜鉛含有量		2
溶解性鉄含有量		10
溶解性マンガン含有量		10
クロム含有量		2
大腸菌数		(日間平均) 800
窒素含有量		- (日間平均) 60 (最大) 120
りん含有量		- (日間平均) 8 (最大) 16

出典)「水質汚濁防止法関係法令のしおり(資料編)」(大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課)

表2-3-34 京都府による上乗せ排出基準

昭和50年10月18日 京都府条例第33号

最終改正：令和6年3月27日 京都府条例第16号

◆有害物質

区分	日平均排水量 (m³)	許容限度 (mg/L)	
		シアノ化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに 限る。)	六価クロム化合物*
既設特定 事業場	500以上2,000未満	0.8	0.8
	2,000以上	0.5	0.5
新設特定事業場			0.25

※六価クロム化合物については「電気めっき業」のみ

◆有害物質以外

区分	項目及び許容限度		許容限度 (mg/L)			
	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	
既設特定事業場 一般地域に所在するもの	及食 び料 織品 維織 工製 業業	排水量30m³以上50m³未満	160(120)	160(120)	150(120)	1
		排水量50m³以上100m³未満	—	—		
		排水量100m³以上500m³未満	120(100)	120(100)		
		排水量500m³以上2,000m³未満	100(80)	100(80)		
		排水量2,000m³以上	80(60)	80(60)		
	化学 工 業	排水量30m³以上50m³未満	160(120)	160(120)		
		排水量50m³以上500m³未満	120(100)	120(100)		
		排水量500m³以上2,000m³未満	100(80)	100(80)		
		排水量2,000m³以上10,000m³未満	80(60)	80(60)		
		排水量10,000m³以上	25(20)	25(20)		
	下水道終末処理施設		(20)	(20)	(70)	—
	し尿 処理 場	区域指定前に設置されたし尿 浄化槽で処理対象人員201人 以上500人以下のもの	(90)	(90)		
			(60)	(60)		
		区域指定前に設置されたし尿 浄化槽で処理対象人員501人 以上2,000人以下のもの及び 区域指定後に設置されたし尿 浄化槽で処理対象人員201人 以上500人以下のもの	(30)	(30)		
			(30)	(30)		
	その他の業種 及び施設	排水量30m³以上50m³未満	160(120)	160(120)	150(120)	20
		排水量50m³以上500m³未満	100(80)	100(80)		
		排水量500m³以上	80(60)	80(60)		
下水道整備地 域	すべての業種及び施設		25(20)	25(20)	90(70)	
新設特定 事業場						

備考) () 内の値は、日間平均による許容限度を示す。

表2-3-35 枚方市公害防止条例に基づく排出基準（有害物質）

平成26年2月5日 枚方市規則第7号

最終改正：令和2年12月28日 枚方市規則第85号

有害物質	基準値 (mg/L)	
	淀川水域	寝屋川水域
カドミウム及びその化合物	0.003	0.03
シアン化合物	検出されないこと	1
有機燐化合物	検出されないこと	1
鉛及びその化合物	0.01	0.1
六価クロム化合物	0.05	0.5
砒素及びその化合物	0.01	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.005
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003
トリクロロエチレン	0.01	0.1
テトラクロロエチレン	0.01	0.1
ジクロロメタン	0.02	0.2
四塩化炭素	0.002	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	0.1	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	1	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.002	0.02
チウラム	0.006	0.06
シマジン	0.003	0.03
チオベンカルブ	0.02	0.2
ベンゼン	0.01	0.1
セレン及びその化合物	0.01	0.1
ほう素及びその化合物	1	10
ふっ素及びその化合物	0.8	8
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10	100
1, 4-ジオキサン	0.05	0.5

出典)「枚方市公害防止条例 届出のしおり」(令和2年4月, 枚方市環境部環境指導課)

③騒音に係る規制

ア. 工場・事業場に係る騒音規制

工場・事業場に対しては「騒音規制法」(昭和43年6月10日, 法律第98号), 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年3月23日, 大阪府条例第6号) 及び「京都府環境を守り育てる条例」(平成7年12月25日, 京都府条例第33号) に基づき, その敷地境界線上における規制基準が定められている。なお, 事業計画地は京都府域ではないため, 「京都府環境を守り育てる条例」は適用されない。

特定工場等で発生する騒音の規制基準を表2-3-36に示す。事業計画地は用途地域の指定のない地域であり, 第2種区域に区分される。

表2-3-36 特定工場等において発生する騒音の規制基準

昭和43年11月27日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号
最終改正：平成27年4月20日 環境省告示第67号
平成6年10月26日 大阪府規則第81号
最終改正：令和6年11月13日 大阪府規則第99号
平成8年3月14日 京都府規則第5号
最終改正：令和7年7月4日 京都府規則第62号
平成13年4月1日 枚方市告示第106号
最終改正：平成30年3月30日 枚方市告示第201号
平成21年3月27日 京田辺市告示第31号
最終改正：平成27年7月29日 京田辺市告示第144号

区域の区分			時間の区分	朝	昼間	夕	夜間
第1種 区域	枚方市	第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域, 田園住居地域	45dB	50dB	45dB	40dB	
	京田辺市	第一種低層住居専用地域, 第二種低層住居専用地域	40dB	45dB	40dB	40dB	
第2種 区域	枚方市	第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域及び準住居地域, 用途地域の指定のない地域	50dB	55dB	50dB	45dB	
	京田辺市	第一種中高層住居専用地域, 第二種中高層住居専用地域, 第一種住居地域, 第二種住居地域	45dB	50dB	45dB	40dB	
第3種 区域	枚方市	近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域	60dB	65dB	60dB	55dB	
	京田辺市	近隣商業地域, 商業地域, 準工業地域	55dB	65dB	55dB	50dB	
第4種 区域	枚方市	既設の学校, 保育所等の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域	60dB	65dB	60dB	55dB	
		その他の区域	65dB	70dB	65dB	60dB	
	京田辺市	工業地域	60dB	70dB	60dB	55dB	

- 備考) 1. 測定点は, 工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし, 敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は, 敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
2. 時間の区分は以下のとおりとする。
- ・ 枚方市 : 朝(6時～8時), 昼間(8時～18時), 夕(18時～21時), 夜間(21時～翌日6時)
 - ・ 京田辺市 : 朝(6時～8時), 昼間(8時～18時), 夕(18時～22時), 夜間(22時～翌日6時)
3. 「既設の学校, 保育所等」とは, 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校, 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)並びに医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するものであって, 昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和45年4月1日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)に限る。)であるものが廃止され, 当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。

Ⅰ. 特定建設作業に係る騒音規制

大阪府内では、規制地域において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合には、作業の開始の7日前までに、「騒音規制法」、または「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出が必要である。また、京都府内においても同様に「騒音規制法」に基づく届出が必要である。

特定建設作業によって発生する騒音の規制基準を表2-3-37に示す。

なお、事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、1号区域に区分される。

表2-3-37 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号
 最終改正：平成27年4月20日 環境省告示第66号
 平成6年10月26日 大阪府規則第81号
 最終改正：令和6年11月13日 大阪府規則第99号
 昭和46年11月9日 京都府告示第626号
 最終改正：平成30年3月26日 京都府告示第147号
 平成13年4月1日 枚方市公告第6号
 最終改正：平成30年3月30日 枚方市公告第2号
 平成21年3月27日 京田辺市告示第32号
 最終改正：平成27年7月21日 京田辺市告示第144号

区域の区分	規制基準	作業可能時刻	最大作業時間	最大作業期間	作業日
1号区域	85dB	7時～19時	10時間/日	連続6日間	日曜その他の休日を除く日
2号区域		6時～22時	14時間/日		
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーナーと併用する作業を除く。）					
2. びょう打機を使用する作業					
3. 削岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）					
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用するものを除く。）					
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）					
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業					
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業					
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業					
9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業					
10. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）					
11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業					

備考) 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域及び近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域。なお、京田辺市については用途地域の指定のない地域を含まない。

2号区域：工業地域のうち1号区域以外の地域の他、大阪府条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当する。

4. 自動車騒音に係る騒音規制

自動車騒音に係る要請限度は、「騒音規制法」に基づき設定されており、自動車騒音が要請限度を超えると認める時は、市町村長は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」（昭和35年6月25日、法律第105号）の規定による措置を執るべきことを要請することができるとしている。また、特に必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資するよう、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができるとしている。

指定地域内における自動車騒音の要請限度を表2-3-38に、区域の区分については表2-3-39に示す。なお、事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、b区域に区分される。

表 2-3-38 指定地域内における自動車騒音の要請限度

平成12年3月2日 総理府令第15号
最終改正：令和2年3月30日 環境省令第9号

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌日の6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 dB以下	55 dB以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB以下	65 dB以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB以下	70 dB以下

備考) 1. 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る限度は、次表のとおりとする。

基 準 値	
昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌日の6時)
75 dB以下	70 dB以下

- 備考) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般国道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路をいう。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ①2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 : 15メートル
 ②2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 : 20メートル

表2-3-39 区域の区分ごとに当てはめる地域の指定

平成13年4月1日 枚方市公告第7号
最終改正：平成30年3月30日 枚方市公告第3号
平成21年3月27日 京田辺市告示第33号

区域の区分	該 当 地 域
a	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b	第一種・第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考) 京田辺市においてはb区域に用途地域の定めのない地域を含まない。

④振動に係る規制

ア. 工場・事業場に係る振動規制

工場・事業場に対しては「振動規制法」（昭和51年6月10日、法律第64号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日、大阪府条例第6号）及び「京都府環境を守り育てる条例」（平成7年12月25日、京都府条例第33号）に基づき、その敷地境界線上における規制基準が定められている。なお、事業計画地は京都府域ではないため、「京都府環境を守り育てる条例」は適用されない。

特定工場等で発生する振動の規制基準を表2-3-40に示す。事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、第1種区域に区分される。

表2-3-40 特定工場等において発生する振動の規制基準

昭和51年11月10日 環境庁告示第90号
 最終改正：平成27年4月20日 環境省告示第65号
 平成6年10月26日 大阪府規則第81号
 最終改正：令和6年11月13日 大阪府規則第99号
 平成8年3月14日 京都府規則第5号
 最終改正：令和7年7月4日 京都府規則第62号
 平成13年4月1日 枚方市告示第108号
 最終改正：平成30年3月30日 枚方市告示第202号
 平成21年3月27日 京田辺市告示第34号
 最終改正：平成27年7月29日 京田辺市告示第144号

区域の区分			時間の区分	
第1種区域	枚方市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び用途地域の指定のない地域		
			昼間	夜間
	京田辺市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域	60dB	55dB
第2種区域	枚方市	(I) 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65dB	60dB
		(II) 工業地域 既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域	65dB	60dB
	京田辺市	その他の区域	70dB	65dB
	京田辺市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65dB	60dB

- 備考) 1. 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線とする。
 2. 時間区分は以下に示すとおりである。
 ・枚方市：昼間(6時～21時), 夜間(21時～翌日6時)
 ・京田辺市：昼間(8時～19時), 夜間(19時～翌日8時)
 3. 枚方市：「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和52年12月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。
 4. 京田辺市：学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dB減じた値（第1種区域にあっては昼間に限る。）。

1. 特定建設作業に係る振動規制

大阪府内では、規制地域において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合には、作業の開始の7日前までに、「振動規制法」、または「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出が必要である。また、京都府内においても同様に「振動規制法」に基づく届出が必要である。

特定建設作業によって発生する振動の規制基準を表2-3-41に示す。

なお、事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、1号区域に区分される。

表2-3-41 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

昭和51年11月10日 総理府令第58号
最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号
平成6年10月26日 大阪府規則第81号
最終改正：令和6年11月13日 大阪府規則第99号
平成13年4月1日 枚方市公告第8号
最終改正：平成30年3月30日 枚方市公告第4号
平成21年3月27日 京田辺市公告第35号
最終改正：平成27年7月29日 京田辺市公告第144号

区域の区分	規制基準	作業可能時刻	最大作業時間	最大作業期間	作業日
1号区域	75dB	7時～19時	10時間/日	連続6日間	日曜その他の休日を除く日
2号区域		6時～22時	14時間/日		

1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業

備考) 1号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち、ち学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域。なお、京田辺市においては用途地域の指定のない地域は含まない。

2号区域：工業地域のうち1号区域以外の地域の他、大阪府条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当する。

4. 道路交通に係る振動規制

道路交通振動に係る要請限度は、「振動規制法」に基づき設定されており、道路交通振動が要請限度を超えると認めるときは、市町村長は道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」（昭和35年6月25日、法律第105号）の規定による措置を執るべきことを要請することができるとしている。

道路交通振動の要請限度を表2-3-42に示す。

なお、事業計画地は用途地域の指定のない地域であり、第1種区域に区分される。

表2-3-42 道路交通振動に係る要請限度

昭和51年11月10日 総理府令第58号

最終改正：令和3年3月25日 環境省令第3号

平成13年4月1日 枚方市公告第9号

最終改正：平成30年3月30日 枚方市公告第5号

平成21年3月27日 京田辺市告示第36号

区域の区分		時間の区分	昼 間	夜 間
第1種区域	枚方市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の指定のない地域	65dB	60dB
	京田辺市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	65dB	60dB
第2種区域	枚方市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70dB	65dB
	京田辺市	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	70dB	65dB

備考) 時間の区分は以下に示すとおりである。

- ・ 枚方市：昼間(6時～21時)、夜間(21時～翌日6時)
- ・ 京田辺市：昼間(8時～19時)、夜間(19時～翌日8時)

⑤悪臭に係る規制

「悪臭防止法」（昭和46年6月1日、法律第91号）は、工場または事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制し、悪臭対策を推進することにより、生活環境の保全と人の健康の保護を目的として制定されている。

枚方市では市域の全域を規制区域とし、京田辺市ではA地域及びB地域の2区域で規制しており、表2-3-43に示すとおり事業活動に伴って発生する特定悪臭物質（アンモニア、メチルメルカプタン等22物質）について、敷地境界線、排出口及び排出水での規制基準の遵守が義務づけられている。

表2-3-43 悪臭防止法に基づく規制基準

昭和46年6月1日 法律第91号
最終改正：令和4年6月17日 法律第68号
平成13年4月1日 枚方市告示第109号
平成21年3月27日 京田辺市告示第37号

特定悪臭物質の種類	敷地境界における規制基準 (ppm)		
	枚方市	京田辺市	
	全域	A 地域	B 地域
1 アンモニア	1	1	5
2 メチルメルカプタン	0.002	0.002	0.01
3 硫化水素	0.02	0.02	0.2
4 硫化メチル	0.01	0.01	0.2
5 二硫化メチル	0.009	0.009	0.1
6 トリメチルアミン	0.005	0.005	0.07
7 アセトアルデヒド	0.05	0.05	0.5
8 プロピオンアルデヒド	0.05	0.05	0.5
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.009	0.08
10 イソブチルアルデヒド	0.02	0.02	0.2
11 ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.009	0.05
12 イソバレルアルデヒド	0.003	0.003	0.01
13 イソブタノール	0.9	0.9	20
14 酢酸エチル	3	3	20
15 メチルイソブチルケトン	1	1	6
16 トルエン	10	10	60
17 スチレン	0.4	0.4	2
18 キシレン	1	1	5
19 プロピオン酸	0.03	0.03	0.2
20 ノルマル酪酸	0.001	0.001	0.006
21 ノルマル吉草酸	0.0009	0.0009	0.004
22 イソ吉草酸	0.001	0.001	0.01

備考) 1. 事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（悪臭防止法第4条第1項第1号の規制基準）

2. 京田辺市における区域区分は以下に示すとおりである。

・A地域：規制地域のうち、B地域以外の地域

・B地域：規制地域のうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

⑥地盤沈下に関する規制

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日，大阪府条例第6号）に基づき，大阪府全域を対象に，一定規模以上の井戸を所有する事業者等に対して，地下水の採取量報告を義務付けている。

事業計画地のある枚方市では，平成26年4月の「枚方市公害防止条例」の全面改正により，これまで全面的に禁止していた地下水採取の規制を見直し，基本的に地下水を採取することができるようになった。ただし，動力を用いて地下水を採取する揚水施設を設置しようとする場合は，事前に届出が必要であり，設置しようとする揚水施設は，揚水施設に係る構造上の基準を遵守することとされている。

また，隣接する京田辺市では「京田辺市地下水保全要綱」（昭和60年12月30日，京田辺市告示第114号）を制定し，地下水の取水規制を行い，設置及び取水量報告を義務付けている。

⑦土壤汚染に関する規制

「土壤汚染対策法」（平成14年5月29日，法律第53号）では，土壤汚染の可能性の高い土地について，土地所有者等に土壤汚染状況調査を義務付け，土壤汚染が判明した区域は指定され，人の健康に係る被害が生ずるおそれのある場合には必要な措置を講じること等が定められている。「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月23日，大阪府条例第6号）では，法の規制を基本に調査対象物質にダイオキシン類を加えるとともに，土壤汚染状況調査の機会や土地の利用履歴調査を追加し，土地の所有者等の責務についても規定している。大阪府の土壤汚染対策制度に係る管理有害物質及び基準値を表2-3-44に示す。京都府及び京田辺市においては法の規制を基本に，「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（平成21年3月27日，京都府条例第12号）及び「京田辺市土砂等による埋立て等の規制に関する条例」（令和元年12月25日，京田辺市条例第20号）によって，土壤汚染調査の実施及び報告を義務付けているが，事業計画地は大阪府域に位置するためこれらの条例は適用されない。

表2-3-44 大阪府の土壤汚染対策制度に係る管理有害物質及び基準値

平成14年5月29日 法律第53号

最終改正：令和4年6月17日 法律第68号

平成6年3月23日 大阪府条例第6号

最終改正：令和5年3月23日 大阪府条例第19号

分類	項目	含有量基準 (指定基準) (mg/kg)	溶出量基準 (指定基準) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
特定有害物質（土壤汚染対策法）	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	—	0.002以下	0.02以下
	四塩化炭素	—	0.002以下	0.02以下
	1, 2-ジクロロエタン	—	0.004以下	0.04以下
	1, 1-ジクロロエチレン (塩化ビニリデン)	—	0.1以下	1以下
	1, 2-ジクロロエチレン	—	0.04以下	0.4以下
	1, 3-ジクロロプロペン (D-D)	—	0.002以下	0.02以下
	ジクロロメタン (塩化メチレン)	—	0.02以下	0.2以下
	テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	—	0.01以下	0.1以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	—	1以下	3以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	—	0.006以下	0.06以下
	トリクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
	ベンゼン	—	0.01以下	0.1以下
	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45以下	カドミウム 0.003以下	カドミウム 0.09以下
	六価クロム化合物	六価クロム 250以下	六価クロム 0.05以下	六価クロム 1.5以下
（第2種重金属等）	シアン化合物	遊離シアン 50以下	シアンが検出され ないこと	シアン 1以下
	水銀及びその化合物 うちアルキル水銀	水銀15以下	水銀0.0005以下 検出されないこと	水銀0.005以下 検出されないこと
	セレン及びその化合物	セレン150以下	セレン0.01以下	セレン0.3以下
	鉛及びその化合物	鉛150以下	鉛0.01以下	鉛0.3以下
	砒素及びその化合物	砒素150以下	砒素0.01以下	砒素0.3以下
	ふつ素及びその化合物	ふつ素4000以下	ふつ素0.8以下	ふつ素24以下
	ほう素及びその化合物	ほう素4000以下	ほう素1以下	ほう素30以下
	シマジン(CAT)	—	0.003以下	0.03以下
	チオベンカルブ (ベンチオカーブ)	—	0.02以下	0.2以下
（第3種農業等有害物質）	チウラム	—	0.006以下	0.06以下
	P C B (ポリ塩化ビフェニル)	—	検出されないこと	0.003以下
	有機りん化合物 (パラチオン, メチルパラチオン, メチルジメトン 及びEPNに限る。)	—	検出されないこと	1以下
ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g以下	—	—

備考) 1. mg/kg (土壤1キログラムにつきミリグラム) mg/L (検液1リットルにつきミリグラム)

2. pg-TEQ/g (土壤1グラムにつきピコグラム [2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値])

3. カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンは省令等の改正により、令和3年4月1日から基準値が変更

出典) 「大阪府の土壤汚染対策制度」(令和3年4月 大阪府環境農林水産部環境管理室)

⑧日照阻害に関する規制

大阪府では、「大阪府建築基準法施行条例」（昭和46年3月11日、大阪府条例第4号）及び「枚方市開発事業等の手続等に関する条例」（平成17年6月27日、枚方市条例第46号）により、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない区域において、日影時間を規制している。その内容は、表2-3-45に示すとおりである。

また、京都府では「京都府建築基準法施行条例」（昭和35年7月5日、京都府条例第13号）及び「京田辺市開発行為等の手続き等に関する条例」（平成19年12月25日、京田辺市条例第22号）に基づき、日影規制・高度地区制限が定められているが、事業計画地は大阪府域に位置するため、京都府内における条例は適用されない。

なお、事業計画地には高度地区に指定されている区域は存在しない。

表2-3-45 大阪府建築基準法施行条例による日影規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	対象区域	法別表第4(に)欄の号	敷地境界線からの水平距離が5mを超えて10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数3以上の建築物	1.5m	容積率が10分の5又は10分の6の区域	(1)	3時間	2時間
			容積率が10分の8又は10分の10の区域で、外壁の後退距離の限度が1.5mのもの及び第1種高度地区で外壁の後退距離が1.0mのもの	(2)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の8又は10分の10の区域（外壁の後退距離の限度が1.5mのもの及び第1種高度地区で外壁の後退距離の限度が1.0mのものを除く。）	(3)	5時間	3時間
			容積率が10分の15の区域で第1種高度地区であるもの			
			容積率が10分の15の区域（第1種高度地区を除く。）			
			容積率が10分の20の区域			
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	容積率が10分の10又は10分の15の区域	(1)	3時間	2時間
			容積率が10分の20の区域で第1種高度地区であるもの	(2)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の20の区域（第1種高度地区を除く。）	(3)	5時間	3時間
			容積率が10分の30の区域			
第1種住居地域・第2種住居地域 準住居地域	高さが10mを超える建築物	4m	容積率が10分の20の区域で第1種高度地区であるもの	(1)	4時間	2.5時間
			容積率が10分の20の区域（第1種高度地区を除く。）	(2)	5時間	3時間
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	高さが10mを超える建築物	4m	全区域	(2)	4時間	2.5時間

備考) 1. この表において日影時間とは、冬至日の真太陽時の午前8時から午後4時までの間で、生じさせてはいけない日影時間の下限値をいう。

2. 第1種高度地区とは、高度地区のうち、都市計画において、建築物の各部分の高さを当該部分から前面造路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5mを加えたもの以下としなければならない区域として定められた区域をいう。

3. 容積率とは、法第52条第1項第1号から3号までに規定する建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。

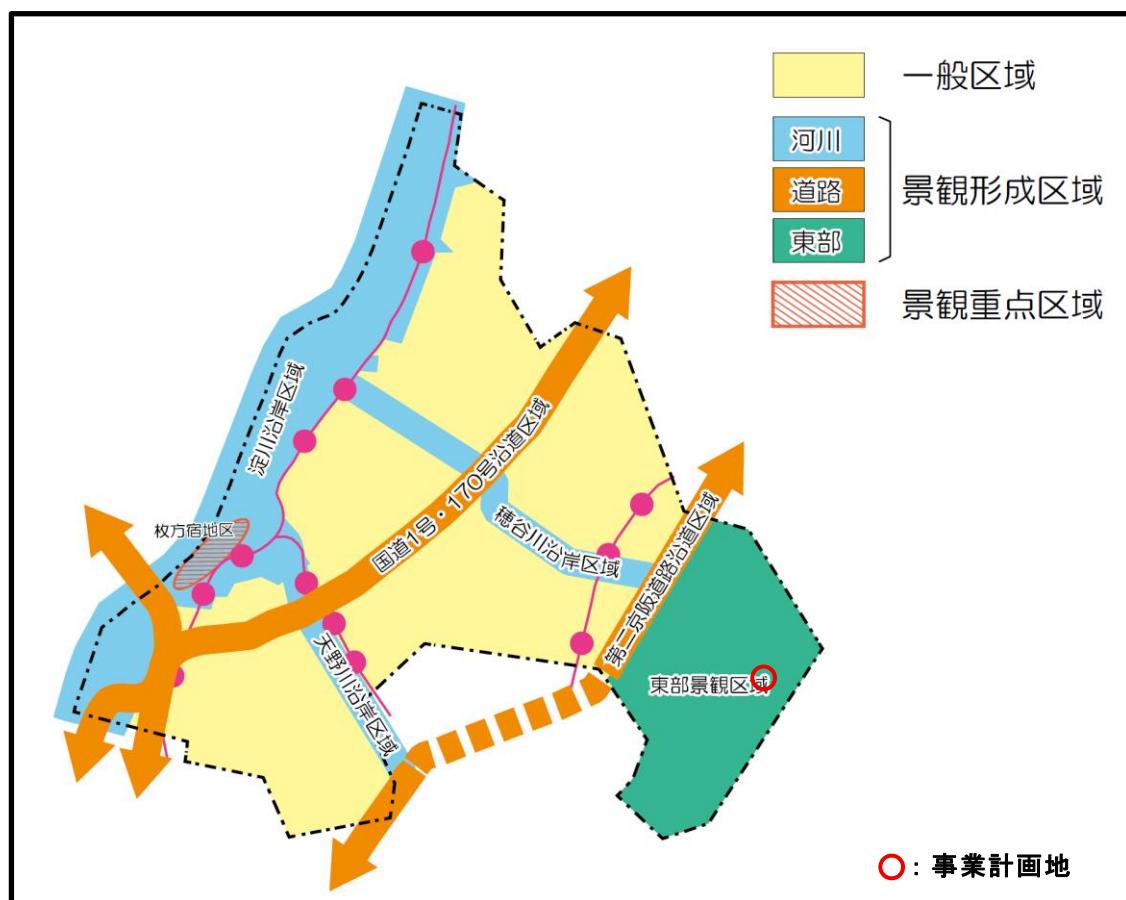
出典) 「建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集 抜粋」(監修：大阪府内建築行政連絡協議会)

⑨景観に関する規制

枚方市では、平成6年に景観形成の目標を「枚方の新たな魅力を創る」として、枚方市がめざすべき景観形成の方向と方針、及び、その実現に向けた取り組みのあり方を示した「枚方市都市景観基本計画」（平成25年11月改訂）を策定し、市域の景観整備に取り組んできた。その後、同計画の実効性を高めるために、平成10年に「枚方市都市景観形成要綱」を制定し、地区指定による景観の保全・誘導や住民協定への支援、及び大規模建築物等の届出などによる景観誘導などの取り組みを進めていたが、平成17年の「景観法」（平成16年6月18日、法律第110号）の施行、大阪府の景観計画策定を受け「景観法」に基づく「枚方市景観計画」（平成26年4月策定、平成28年10月変更）と「枚方市景観条例」（平成26年3月20日、枚方市条例第19号）を定めることで、法的実効性をもたせ、より一層良好な景観形成の推進を図り、枚方の新たな魅力づくりの実現をめざしている。

京田辺市では「景観法」に基づく景観条例を定めていないが、同志社大学及びその周辺において、京都府が定める景観計画（関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関する計画）の区域に指定されている。

事業計画地周辺は、図2-3-12に示すとおり枚方市の景観計画区域のうち、良好な景観の形成を推進する必要があり、区域の特性を活かした景観の形成を図る区域である「東部景観形成区域」に指定されている。「東部景観形成区域」における景観形成基準を表2-3-45に示す。



出典) 「枚方市景観計画」（平成28年10月変更 枚方市）

図2-3-12 景観計画の区域と区域区分

表2-3-45 区域別の景観形成基準（東部景観形成区域）

対象項目		景観形成基準
全体計画		周辺の景観に調和したものとなるよう工夫する。
建築物等 （これに付属する工作物を含む） の基準	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽により修景し、又は建築物若しくは塀と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
	外壁に設置するもの	(ア)ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋外階段は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (ウ)エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないよう工夫をする。
	屋上に設置するもの	(ア)高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバーを設置し、又は建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。 (イ)屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化する等により、見苦しくならないよう工夫をする。
	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山なみと調和し、かつ著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をするとともに、背景となる山なみに配慮する。
	意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ)山なみの緑に配慮し、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山なみの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山なみと調和し、著しく派手なものとしない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないよう工夫をするとともに、背景となる山なみに配慮する。
工作物の基準	意匠	周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。
	敷地内の緑化	(ア)敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ)山なみの緑に配慮し、敷際に緑を適切に配置する。 (ウ)緑の配置に際しては、山なみの緑に配慮し、周辺における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

別表1：色彩基準（景観重点区域以外）

○計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準（外壁基本色）
・R（赤）、YR（橙）系の色相の場合、彩度6以下
・Y（黄）系の色相の場合、彩度4以下
・その他の色相の場合、彩度2以下
※JISのマンセル表色系による。

ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合
※サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- ・外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。
- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合

○ランドマーク的なものや、良好な景観の形成に特に配慮したものなど、市長が特別な理由があると認める場合は色彩基準の適用を除外する。

出典）「枚方市景観計画」（平成28年10月変更 枚方市）

2.4 生活環境

2.4.1 大気環境

(1) 大気質の状況

枚方市では「大気汚染防止法」に基づき、大気汚染状況を経年的に把握するため、大気汚染物質の常時監視を行っている。令和6年度は表2-4-1に示すとおり、枚方市では一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）3局、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）2局及び第二京阪道路環境監視局（以下「第二京阪局」という。）2局の計7局で測定を行っている。京田辺市では一般局の田辺局でのみ測定を行っている。

事業計画地周の大気汚染常時監視測定局は、図2-4-1に示すとおり事業計画地から北西側約3.8kmに位置する「王仁公園 一般環境大気測定局」（枚方市王仁公園1）及び北東側約4.2kmに位置する「田辺 一般環境大気測定局」（京田辺市田辺明田）である。

また、王仁公園局及び田辺局で測定されていない二酸化硫黄を測定している大気汚染常時監視測定局のうち、最も事業計画地に近い測定局は枚方市役所局である。

表2-4-1 事業計画地周辺における大気汚染常時監視測定局及び測定項目

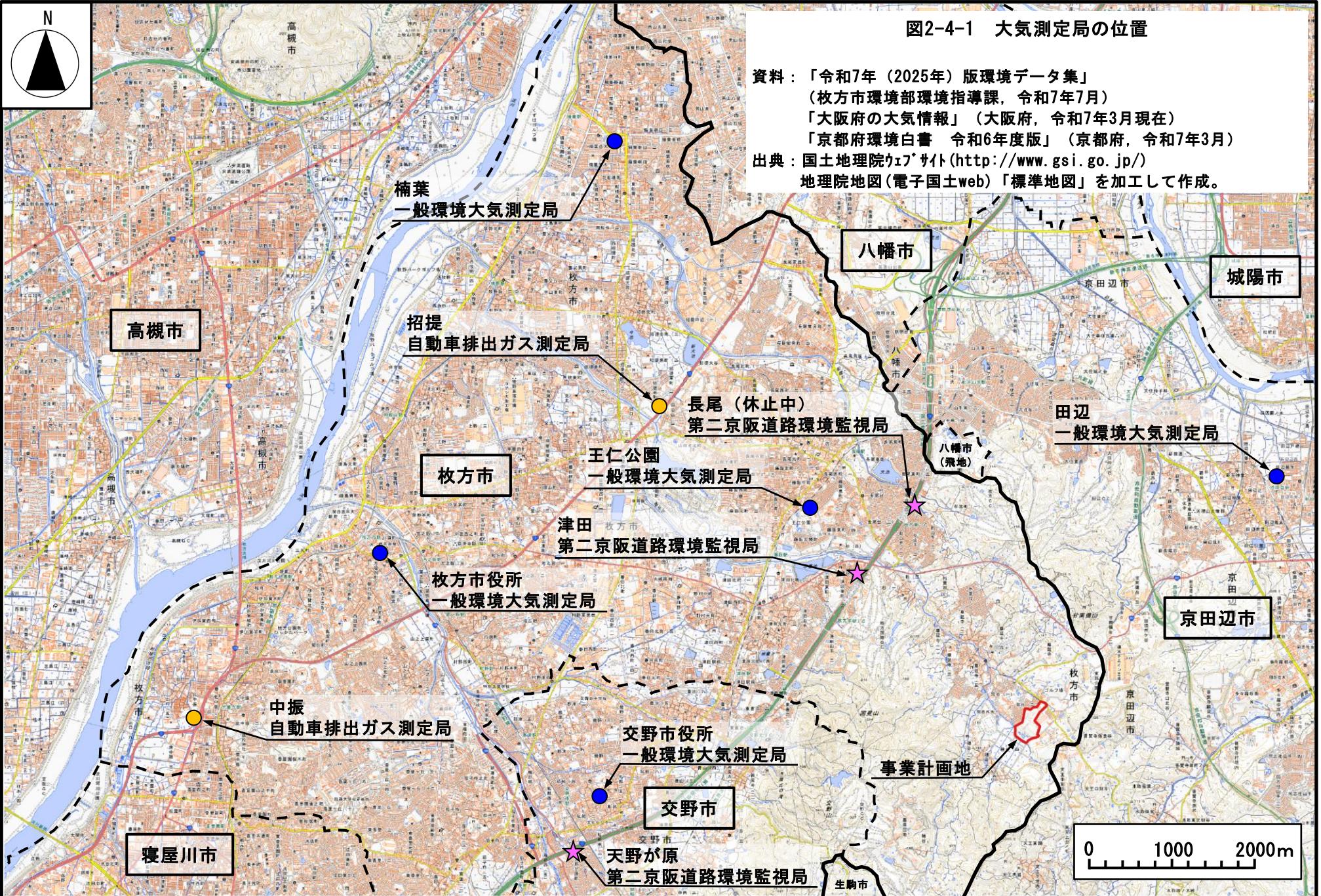
市	測定局	所在地	種別	一酸化窒素・二酸化窒素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	メタン・非メタン炭化水	二酸化硫黄	一酸化炭素	風向・風速
枚方市	楠葉	枚方市楠葉並木2-29-3	一般	●	●		●				●
	枚方市役所	枚方市大垣内町2-1-20	一般	●	●		●	●	●		●
	王仁公園	枚方市王仁公園1	一般	●	●	●	●				●
	招提	枚方市招提南町3-1022-1	自排	●	●						●
	中振	枚方市南中振3-294-8	自排	●	●	●			●	●	●
	長尾(休止中)	枚方市長尾台4丁目	第二京阪								
	津田	枚方市津田東町3丁目	第二京阪	●	●						
京田辺市	田辺	京田辺市田辺明田	一般	●	●	●	●				

出典) 「令和7年（2025年）度 環境データ集」（令和7年7月 枚方市環境部環境指導課）

「大阪府の大気情報 (<https://taiki.kankyo.pref.osaka.jp/>)」

（大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課環境監視グループ）

「京都府環境白書 令和6年度版」（令和7年3月、京都府）



①窒素酸化物

王仁公園局における二酸化窒素 (NO_2) 及び窒素酸化物 (NO_x) の令和4年度から令和6年の測定結果及び田辺局の令和4年度から令和5年度の測定結果を表2-4-2及び表2-4-3に示す。

王仁公園局及び田辺局における二酸化窒素及び窒素酸化物の年平均値の経年変化は減少傾向にあり、二酸化窒素については、各年度ともに環境基準を達成している。

表 2-4-2 二酸化窒素 (NO_2) 測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値が0.04ppm以上0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.06ppm以下の日数とその割合		98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数	環境基準達成状況
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	
王仁公園	令和4年度	362	8,623	0.009	0.045	0	0.0	0	0.0	0.021	0
	令和5年度	361	8,595	0.008	0.051	0	0.0	0	0.0	0.021	0
	令和6年度	361	8,595	0.007	0.038	0	0.0	0	0.0	0.018	0
田辺	令和4年度	365	8,690	0.008	0.049	0	0.0	0	0.0	0.018	0
	令和5年度	365	8,715	0.008	0.044	0	0.0	0	0.0	0.019	0
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〔評価方法〕年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。

出典) 令和2年度～令和5年度「大気汚染常時監視測定局測定結果（2020年度～2023年度）」（大阪府）

令和6年度「令和7年（2025年）版 環境データ集 資料編」（枚方市環境部環境指導課）

令和5年度～令和6年度「京都府環境白書」（京都府）

表 2-4-3 一酸化窒素 (NO) 及び窒素酸化物 (NO_x) 測定結果

測定局	年度	一酸化窒素					窒素酸化物					
		有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の98%値	年平均値の $\text{NO}_2 / (\text{NO} + \text{NO}_2)$
		(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
王仁公園	令和4年度	362	8,623	0.001	0.060	0.007	362	8,623	0.010	0.091	0.027	87.4
	令和5年度	361	8,595	0.001	0.065	0.006	361	8,595	0.010	0.098	0.027	86.5
	令和6年度	361	8,595	0.001	0.045	0.006	361	8,595	0.009	0.073	0.027	87.2
田辺	令和4年度	365	8,690	0.002	0.062	0.006	365	8,690	0.010	0.099	0.023	83.8
	令和5年度	365	8,715	0.001	0.045	0.006	365	8,715	0.009	0.066	0.024	84.5
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

出典) 令和2年度～令和5年度「大気汚染常時監視測定局測定結果（2020年度～2023年度）」（大阪府）

令和6年度「令和7年（2025年）版 環境データ集 資料編」（枚方市環境部環境指導課）

令和5年度～令和6年度「京都府環境白書」（京都府）

②浮遊粒子状物質

王仁公園局における浮遊粒子状物質（SPM）の令和4年度から令和6年度の測定結果及び田辺局の令和4年度から令和5年度の測定結果を表2-4-4に示す。

王仁公園局及び田辺局における浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は横ばい傾向にあり、長期的評価、短期的評価とともに、各年度ともに環境基準を達成している。

表 2-4-4 浮遊粒子状物質（SPM）測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したとの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数	環境基準達成状況				
					(日)	(時間)	(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(有×・無○)	(日)	長期
王仁公園	令和4年度	363	8,710	0.011	0	0.0	0	0.0	0.077	0.024	○	0	○	○		
	令和5年度	364	8,732	0.012	0	0.0	0	0.0	0.097	0.030	○	0	○	○		
	令和6年度	362	8,702	0.011	0	0.0	0	0.0	0.105	0.030	○	0	○	○		
田辺	令和4年度	363	8,702	0.014	0	0.0	0	0.0	0.096	0.028	○	0	○	○		
	令和5年度	364	8,734	0.013	0	0.0	0	0.0	0.098	0.032	○	0	○	○		
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

〔長期的評価方法〕年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.10 mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

〔短期的評価方法〕全ての有効測定日の日平均値が0.1 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.2 mg/m³以下であること。

出典) 令和2年度～令和5年度「大気汚染常時監視測定局測定結果（2020年度～2023年度）」（大阪府）

令和6年度「令和7年（2025年）版 環境データ集 資料編」（枚方市環境部環境指導課）

令和5年度～令和6年度「京都府環境白書」（京都府）

③微小粒子状物質（PM2.5）

王仁公園局における微小粒子状物質（PM2.5）の令和4年度から令和6年度の測定結果及び田辺局の令和4年度から令和5年度の測定結果を表2-4-5に示す。

王仁公園局及び田辺局における微小粒子状物質の年平均値の経年変化は横ばい傾向にあり、長期的基準、短期的基準とともに、各年度ともに環境基準を達成している。

表 2-4-5 微小粒子状物質（PM2.5）測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 µg/m ³ を超えた日数とその割合		98%値評価による日平均値が35 µg/m ³ を超えた日数	環境基準達成状況				
						(日)	(時間)	(µg/m ³)	(µg/m ³)	(日)	(%)	(日)	長期基準
王仁公園	令和4年度	363	8,706	8.5	19.0	0	0.0	0	0	○	○		
	令和5年度	360	8,636	8.5	19.3	0	0.0	0	0	○	○		
	令和6年度	346	—	8.3	24.7	1	0.3	0	0	○	○		
田辺	令和4年度	363	—	9.0	20.3	0	0.0	0	0	○	○		
	令和5年度	364	—	9.1	20.6	0	0.0	0	0	○	○		
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

〔長期基準に関する評価方法〕1年平均値が15 µg/m³以下であること。

〔短期基準に関する評価方法〕年間にわたる日平均値につき、測定値の低い方から98%に相当するものが35 µg/m³以下であること。

出典) 令和2年度～令和5年度「大気汚染常時監視測定局測定結果（2020年度～2023年度）」（大阪府）

令和6年度「令和7年（2025年）版 環境データ集 資料編」（枚方市環境部環境指導課）

令和5年度～令和6年度「京都府環境白書」（京都府）

④光化学オキシダント (O_x)

王仁公園局における光化学オキシダント (O_x) の令和4年度から令和6年度の測定結果及び田辺局の令和4年度から令和5年度の測定結果を表2-4-6に示す。

王仁公園局及び田辺局における光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値の経年変化は横ばい傾向にあり、各年度ともに環境基準は未達成である。

表 2-4-6 光化学オキシダント測定結果

測定局	年度	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数	昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数	昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値	環境基準達成状況		
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)		
王仁公園	令和4年度	277	4,092	0.030	33	113	0	0	0.091	0.044	×
	令和5年度	365	5,374	0.033	79	339	0	0	0.111	0.048	×
	令和6年度	365	5,409	0.035	73	355	0	0	0.118	0.049	×
田辺	令和4年度	365	5,413	0.033	74	389	0	0	0.114	0.049	×
	令和5年度	366	5,429	0.033	82	335	0	0	0.115	0.049	×
	令和6年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

〔評価方法〕昼間（5～20時）の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であること。

出典) 令和2年度～令和5年度「大気汚染常時監視測定局測定結果（2020年度～2023年度）」（大阪府）

令和6年度「令和7年（2025年）版 環境データ集 資料編」（枚方市環境部環境指導課）

令和5年度～令和6年度「京都府環境白書」（京都府）

⑤二酸化硫黄 (SO_2)

枚方市役所局における二酸化硫黄 (SO_2) の令和4年度から令和6年度の測定結果を表2-4-7に示す。なお、京田辺市では二酸化硫黄 (SO_2) の測定は行われていない。

枚方市役所局の二酸化硫黄の年平均値の経年変化は横ばい傾向にあり、長期的評価、短期的評価ともに、各年度とも環境基準を達成している。

表 2-4-7 二酸化硫黄測定結果

測定局	年度	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合	日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準の適否(適○否×)	長期	短期	
		(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(有×・無○)	(日)		
枚方市役所	令和4年度	362	8,609	0.001	0	0.0	0	0.0	0.008	0.003	○	0	○	○
	令和5年度	350	8,339	0.001	0	0.0	0	0.0	0.007	0.002	○	0	○	○
	令和6年度	358	8,542	0.002	0	0.0	0	0.0	0.011	0.003	○	0	○	○

〔長期的評価方法〕年にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。

〔短期的評価方法〕すべての有効測定日の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

出典) 令和2年度～令和5年度「大気汚染常時監視測定局測定結果（2020年度～2023年度）」（大阪府）

令和6年度「令和7年（2025年）版 環境データ集 資料編」（枚方市環境部環境指導課）

⑥ダイオキシン類

枚方市では「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、枚方市役所局で大気中のダイオキシン類調査が実施されており、令和4年度から令和6年度の測定結果を表2-4-8に示す。なお、京田辺市では、ダイオキシン類の測定は行われていない。

令和6年度の枚方市役所局のダイオキシン類の年平均値は $0.011\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、環境基準を達成している。

表2-4-8 大気中のダイオキシン類の測定結果

(単位： $\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$)

測定局	調査年度	春季	夏季	秋季	冬季	年平均値	環境基準値
枚方市役所	令和4年度	0.015	0.014	0.0094	0.020	0.015	0.6
	令和5年度	0.011	0.013	0.011	0.0098	0.011	
	令和6年度	0.0093	0.013	0.0092	0.014	0.011	

出典)「令和5年(2023年)版～令和7年(2025年)版 環境データ集」(枚方市環境部環境指導課)

⑦アスベスト

枚方市では、大気中のアスベスト濃度調査を実施している。枚方市役所局における測定結果を表2-4-9に示す。なお、京田辺市では大気中のアスベスト濃度の測定は行われていない。

大気中のアスベスト濃度の平均値の経年変化は横ばい傾向であり、世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア^{注)}と比べて低い濃度である。

注) 世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリアによると、世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1～10本/L程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い。

表2-4-9 大気中のアスベスト濃度の平均値

(単位：本/L)

測定局	調査年度	幾何平均値	判断基準
枚方市役所	令和4年度	0.099	1～10程度
	令和5年度	0.056	
	令和6年度	0.070	

出典)「令和5年(2023年)版～令和7年(2025年)版 環境データ集」(枚方市環境部環境指導課)

(2) 騒音の状況

①一般環境騒音

事業計画地周辺における一般環境騒音調査の測定結果及び環境基準の適合状況を表2-4-10に示す。なお、京田辺市では一般環境騒音調査の測定は行われていない。

令和6年度の一般環境騒音調査は、事業計画地より約1km北西のNo.1（枚方市尊延寺4丁目）及び事業計画地より約3.2km西北西のNo.2（枚方市津田元町3丁目）の2地点で環境騒音の測定が行われており、等価騒音レベル（L_{Aeq}）は昼間38dB～39dB、夜間37dB～38dBと、いずれも環境基準を満足している。

表 2-4-10 一般環境騒音測定結果（令和6年度）

市	騒音調査地点	地域 類型	等価騒音レベル（L _{Aeq} ）[dB]			
			昼間		夜間	
			測定結	環境基	測定結	環境基
枚 方 市	1 枚方市尊延寺 4 丁目	A	38	55	37	45
	2 枚方市津田元町 3 丁目	B	39		38	

備考) 1. 地域類型は以下のとおりである。

A : 第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

B : 第一種及び第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域

C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日6時

3. 騒音調査地点の番号は、図2-4-2に対応している。

出典)「令和7年(2025年)版 環境データ集 資料編」(枚方市環境部環境指導課)

②道路交通騒音

事業実施場所周辺における道路交通騒音調査の測定結果及び環境基準の適合状況を表2-4-11に示す。

事業計画地周辺の道路交通騒音調査は、枚方市（令和6年度）では一般国道1号のNo.1（枚方市長尾台4丁目）及びNo.2（枚方市津田東町3丁目）の2地点、一般国道307号のNo.3（枚方市大字尊延寺2824-1）の1地点の合計3地点、京田辺市（令和5年度）では、府道八幡木津線のNo.4（京田辺市薪高木）、No.5（京田辺市興戸地蔵谷）及びNo.6（京田辺市同志社山手1丁目）の3地点において実施されており、等価騒音レベル（LAeq）はNo.1で昼間54dB～56dB、夜間49dB、No.2で昼間50dB、夜間47dB～48dB、No.3で昼間67dB、夜間60dB、No.5で昼間70dB、夜間64dB及びNo.6で昼間65dB、夜間59dBとそれぞれ環境基準を満足しているが、No.3で昼間72dB、夜間69dBと環境基準を満足していない。

表 2-4-11 道路交通騒音測定結果（枚方市：令和6年度、京田辺市：令和5年度）

市	調査 地点	道路名	測定場所	地域 類型	等価騒音レベル（LAeq）[dB]			
					昼間		夜間	
					測定結果	環境基準	測定結果	環境基準
枚方市	1	一般国道1号 (第二京阪)	枚方市長尾台4丁目	近	54	70	49	65
					56		49	
	2	一般国道1号 (第二京阪)	枚方市津田東町3丁目	近	50		47	
					50		48	
	3	一般国道307号	枚方市大字尊延寺2824-1	近	72		69	
							59	
京田辺市	4	府道八幡木津線	京田辺市薪高木	近	67		60	
	5	府道八幡木津線	京田辺市興戸地蔵谷	近	70		64	
	6	府道八幡木津線	京田辺市同志社山手1丁目	近	65		59	

備考) 1. 表中の「地域類型」欄の「近」は、道路に面する地域のうち、幹線道路を担う道路に近接する空間を示す。

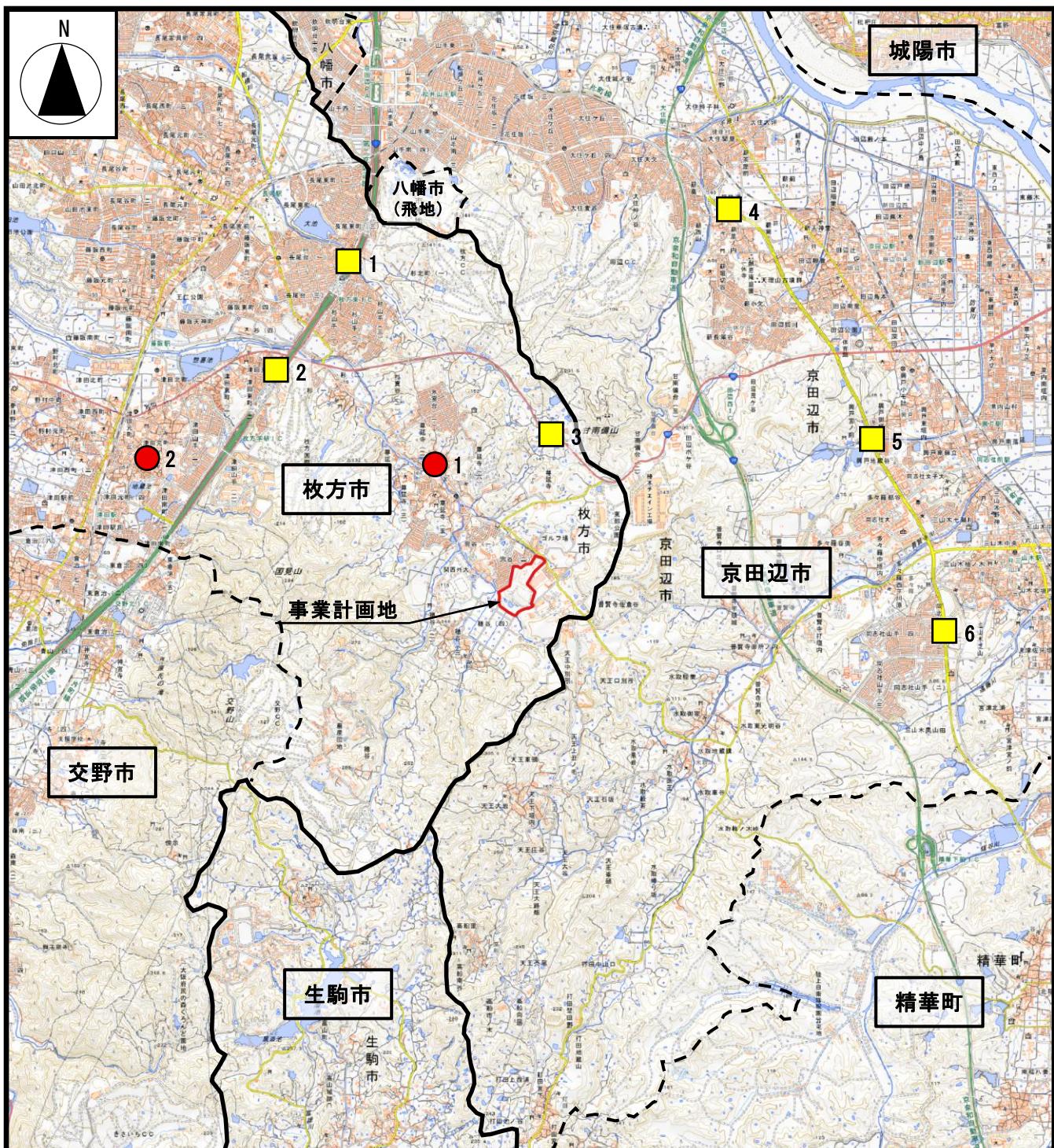
2. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。

　　昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日6時

3. 騒音調査地点の番号は、図2-4-2に対応している。

出典) 「令和7年（2025年）版 環境データ集 資料編」（枚方市環境部環境指導課）

「京都府環境白書 令和6年度版」（令和7年3月、京都府）



凡 例

———	都道府県境界線
- - -	市境界線
●	一般環境騒音測定地点
■	道路交通騒音測定地点

※測定地点は表2-4-10及び表2-4-11に示す住所を基に図示しており、正確な測定位置を示すものではない。

0 1000 2000m

図2-4-2 騒音の測定地点

資料：「令和7年（2025年）版 環境データ集 資料編」
（枚方市環境部環境指導課、令和7年7月）
「京都府環境白書 令和6年度版」（京都府）

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を加工して作成。

(3) 振動の状況

事業計画地周辺における道路交通振動調査の測定結果及び要請限度の適合状況を表2-4-12に示す。

事業計画地周辺の路交通振動調査は、枚方市（令和6年度）では一般国道1号のNo.1（枚方市長尾台4丁目）及びNo.2（枚方市津田東町3丁目）の2地点、一般国道307号のNo.3（枚方市大字尊延寺2824-1）の1地点の合計3地点、京田辺市（令和5年度）では市道新田辺駅前線のNo.4（京田辺市田辺明田）、市道山手幹線のNo.5（京田辺市大住ヶ丘四丁目）、市道興戸三山木線のNo.6（京田辺市興戸犬伏）の合計3地点において実施されており、振動レベルはNo.1で昼間51dB、No.2で昼間43dB、No.3で昼間47dB、No.4で昼間45dB、夜間37dB、No.5で昼間42dB、夜間39dB及びNo.6で昼間43dB、夜間40dBと、いずれも要請限度を大きく下回っている。

表 2-4-12 道路交通振動測定結果（枚方市：令和6年度、京田辺市：令和5年度）

市	調査 地点	道路名	測定場所	区域 区分	振動レベル (L_{10}) [dB]			
					昼間		夜間	
					測定結果	要請限度	測定結果	環境基準
枚 方 市	1	一般国道1号 (第二京阪)	枚方市長尾台4丁目	1	51	65	—	60
	2	一般国道1号 (第二京阪)	枚方市津田東町3丁目	1	43		—	
	3	一般国道307号	枚方市大字尊延寺2824-1	2	47	70	—	65
京 田 辺 市	4	市道新田辺駅前	京田辺市田辺明田	1	45	65	37	60
	5	市道山手幹線	京田辺市大住ヶ丘四丁目	1	42		39	
	6	市道興戸三山木	京田辺市興戸犬伏	1	43		40	

備考) 1. 表中の「区域区分」欄の数値は、道路交通振動に係る要請限度の区域を示す。

1 : 第一種区域（第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び用途地域の指定のない地域）

2 : 第二種地域（近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域）

2. 「—」は測定が実施されていないことを示す。

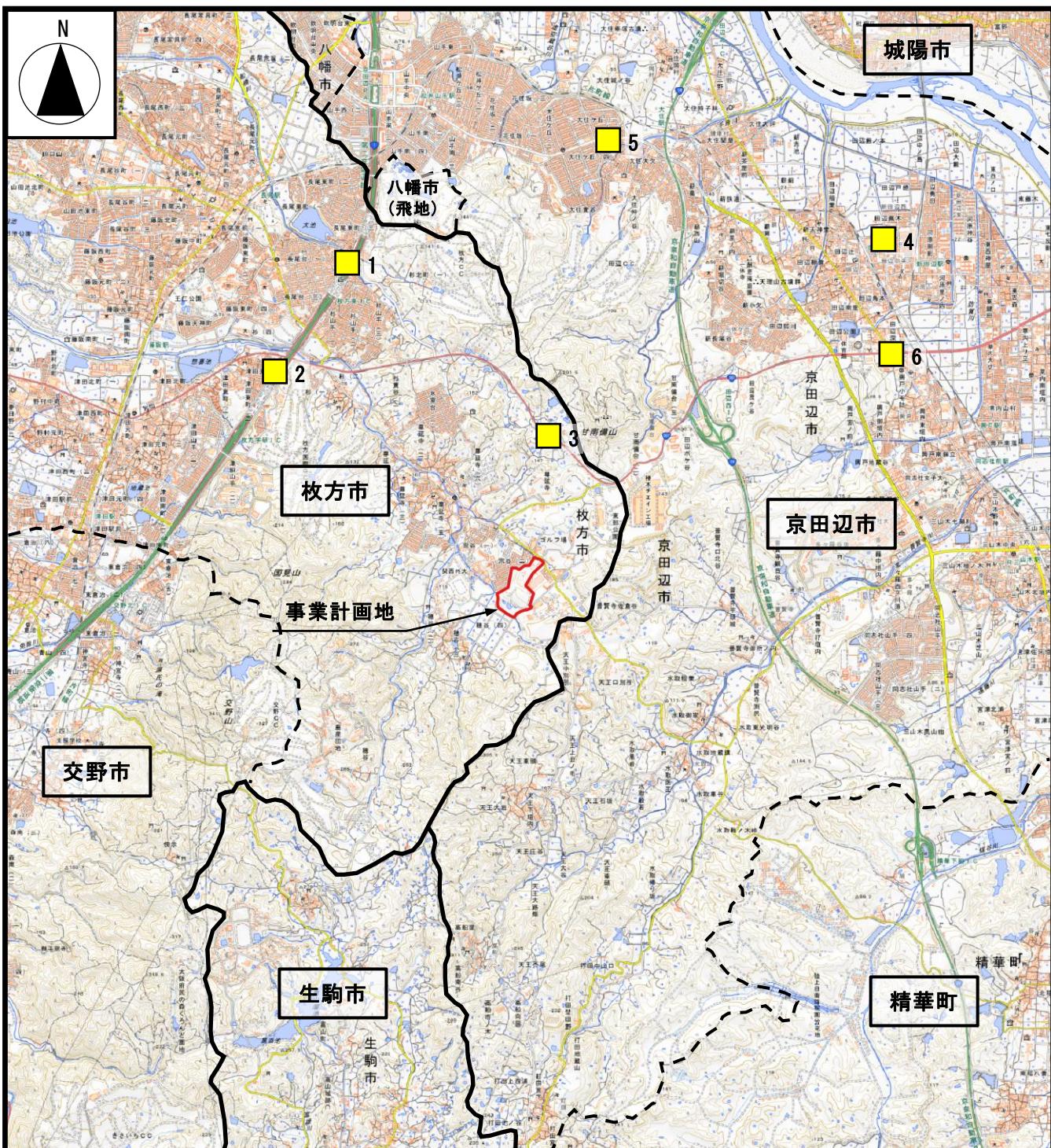
3. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりである。

昼間：6時～22時、夜間：22時～翌日6時

4. 騒音調査地点の番号は、図2-4-3に対応している。

出典) 「令和7年（2025年）版 環境データ集 資料編」（枚方市環境部環境指導課）

「京都府環境白書 令和6年度版」（令和7年3月、京都府）



凡 例

——	都道府県境界線
- - -	市境界線
■	道路交通振動測定地点

※測定地点は表2-4-12に示す住所を基に図示しており、正確な測定位置を示すものではない。

0 1000 2000m

図2-4-3 振動の測定地点

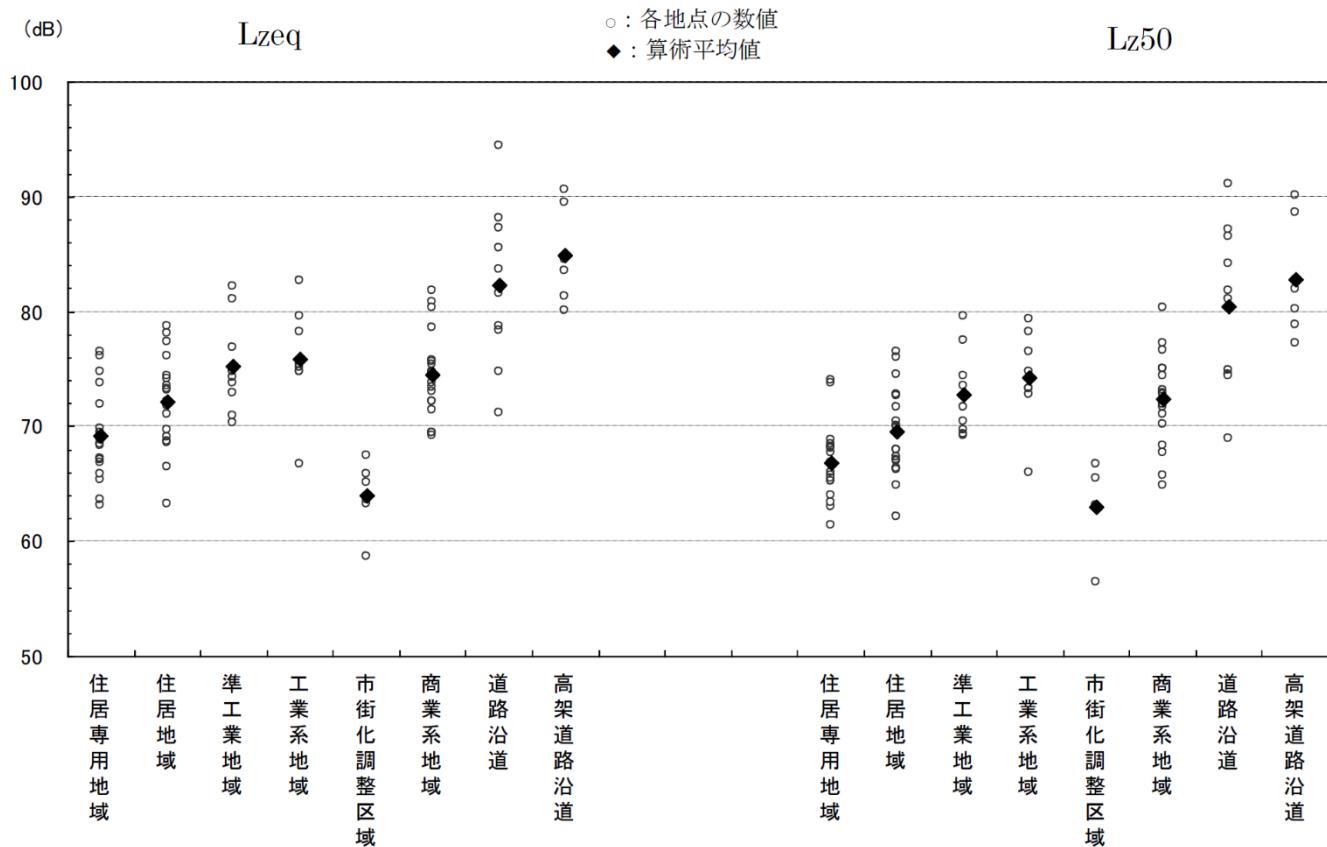
資料：「令和7年（2025年）版 環境データ集 資料編」
 （枚方市環境部環境指導課、令和7年7月）
 「京都府環境白書 令和6年度版」（京都府）

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
 地理院地図(電子国土web)「標準地図」を
 加工して作成。

(4) 低周波の状況

事業計画地及びその周辺では、低周波音の測定は行われていない。

大阪府において、平成14年～平成16年に測定された一般環境中の低周波音の音圧レベルは図2-4-4に示すとおりであり、L_{eq}で58dB～94dB、L₅₀で56dB～91dBとなっている。



- 注) 1. 平成 14 年度～平成 16 年度に 93 地点で測定。
- 2. 図左側は、1～90Hz のオーバーオールの等価音圧レベル (L_{eq}) を示す。
- 3. 図右側は、1～90Hz のオーバーオールの時間率音圧レベル (L₅₀) を示す。
- 4. 両図とも平坦値 (聴感補正なし) を示す。

出典)「大阪府環境白書 2024 年版」(大阪府環境農林水産部エネルギー政策課, 令和 7 年 3 月)

図 2-4-4 大阪府内における一般環境中の低周波音の音圧レベル

2.4.2 水環境

(1) 水象の状況

事業計画地は淀川水系穂谷川の上流部に位置している。

穂谷川は淀川の一次支流であり、枚方市東南部生駒山地北端部の交野山東麓を水源に北流し、穂谷北部にて支流及び準用河川である宗谷川と合流し、枚方市中央部を貫流し淀川左岸に合流する、流域面積14.4km²、流路延長約10kmの河川である。流路延長中、新上渡場橋より下流7,771mが一級河川に指定されており、それより上流部については枚方市によって準用河川に指定されている区間が存在する。

また、枚方市に隣接する京田辺市内を流れる主要河川の木津川は淀川水系の支流であり、その源を三重、奈良の県境を南北に走る布引山脈に発し、笠置、加茂を経て山城盆地を貫流し、京都府・大阪府境付近で宇治川、桂川とともに淀川へ合流する流域面積1,596km²、幹線流路延長99kmの一級河川である。その他、京田辺市における事業計画地周辺には図2-3-6に示すとおり、防賀川、馬坂川、虚空蔵谷川、天津神川、手原川、普賢寺川、鬼灯川等が流れている。

(2) 水質の状況

①公共用水域水質測定結果

事業計画地周辺の穂谷川及び手原川では図2-4-5に示すとおり、環境基準点の淀川合流直前及び独自測定地点の穂谷川新橋の2箇所、京田辺市の手原川では枚方市境界付近の1箇所で公共用水域水質調査が行われており、調査結果は表2-4-13(1)～(4)に示すとおりである。

穂谷川の類型指定状況は全域で河川B類型及び生物B類型の指定がなされており、手原川は類型指定がなされていない。

生活環境項目については、環境基準点である淀川合流直前地点において、溶存酸素量については令和4年度～令和6年度を通じて河川B類型の環境基準を満足しており、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩及び全亜鉛については令和4年度～令和6年度を通じて生物B類型の環境基準を満足しているが、その他の項目については一部環境基準を満足していない。

また、独自測定地点である穂谷川新橋においては、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量及び浮遊物質量については令和3年度～令和5年度を通じて河川B類型の環境基準を満足しており、令和4年4月1日以降改正された大腸菌数についても河川B類型の環境基準を満足しているが、その他の項目については環境基準を満足していない。

健康項目については、環境基準点である淀川合流直前地点において、令和4年度～令和6年度を通じて、全項目で環境基準を満足している。独自測定地点である穂谷川新橋においては健康項目の測定は行われていない。なお、京田辺市の手原川1では、測定している健康項目については環境基準を満足している。

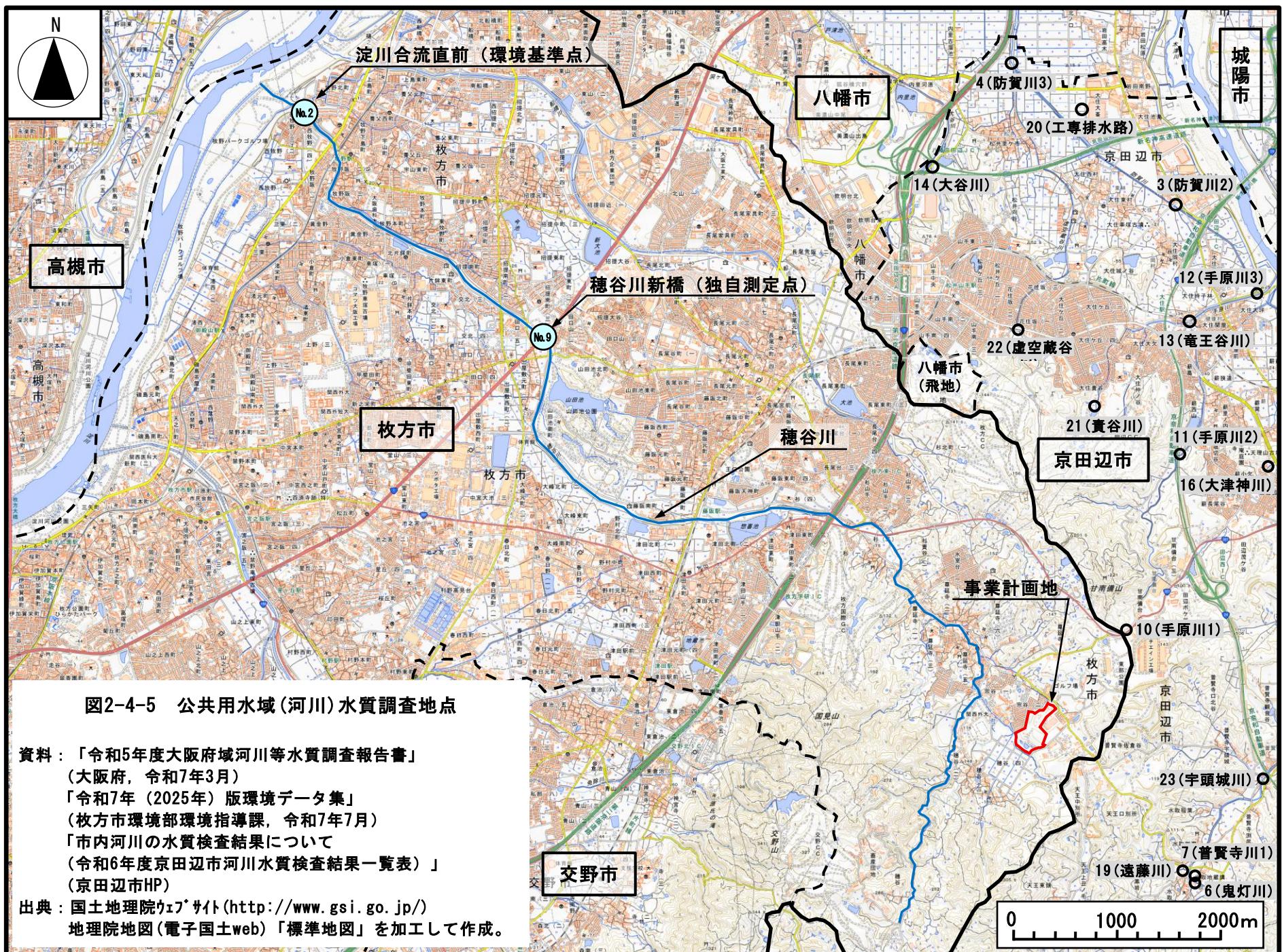


表 2-4-13(1) 河川水質調査結果 [生活環境項目 : 淀川合流直前 (No.2)]

年度 項目	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	環境基準値	
				河川 B 類型	生物 B 類型
水素イオン濃度 (pH)	8.4 (7.8~9.7)	8.2 (7.6~9.9)	8.6 (7.9~9.6)	6.5 以上 8.5 以下	—
溶存酸素量 (DO) mg/l	12 (8.3~17)	11 (7.6~14)	9.9 (6.6~12)	5 以上	—
生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/l	1.4 (<0.5~5.2)	1.2 (<0.5~3.3)	1.1 (0.5~2.1)	3 以下	—
化学的 酸素要求量 (COD) mg/l	5.7 (2.9~18)	5.3 (3.1~11)	4.4 (3.2~6.6)	—	—
浮遊物質量 (SS) mg/l	3 (1~18)	7 (1~35)	4 (1~14)	25 以下	—
大腸菌数 CFU/100ml	38 (<1~120)	220 (4~1,200)	187 (10~590)	1,000 CFU/100ml 以下	—
ノニルフェノール mg/l	<0.00006 (<0.00006~ <0.00006)	<0.00006 (<0.00006~ <0.00006)	<0.00006 (<0.00006~ <0.00006)	—	0.002 以下
直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩 (LAS) mg/l	0.0008 (<0.0006~ 0.0015)	<0.0006 (<0.0006~ <0.0006)	<0.0006 (<0.0006~ <0.0006)	—	0.05 以下
全窒素 mg/l	0.85 (0.32~1.6)	1.1 (0.43~1.6)	1.2 (0.85~1.5)	—	—
全りん mg/l	0.037 (0.020~0.068)	0.087 (0.044~0.13)	0.069 (0.018~0.098)	—	—
全亜鉛 mg/l	0.004 (0.001~0.007)	0.003 (0.001~0.012)	0.006 (0.001~0.017)	—	0.03 以下

※1. 数値は平均値を示し、() 内の数値は最小値～最大値を示す。ただし、生物化学的酸素要求量 (BOD) 及び化学的酸素要求量 (COD) の値は 75% 値を示す。

2. 生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準の判定は、75% 値が環境基準値以下の場合に達成しているものとする。

3. 75% 値とは、年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に 0.75 を乗じて得られた数 (n) 番目に相当する測定値を示す。

4. 網掛けは、環境基準を超過していることを示す。

5. 表内の「<」は報告下限値未満を示す。

6. 令和 4 年 4 月 1 日より、「大腸菌群数 (MPN/100ml)」→「大腸菌数 (CFU/100ml)」に改正。

出典) 「大阪府域河川等水質調査結果報告書 (令和 2 年度～令和 5 年度)」(大阪府)

「環境データ集 [令和 3 年(2021 年)版～令和 7 年(2025 年)版]」(枚方市環境部環境指導課)

表 2-4-13(2) 河川水質調査結果〔健康項目：淀川合流直前（No.2）〕

(単位：mg/l)

項目	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	環境基準値
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン		不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	—	—	—	—	0.05以下
	<0.01	<0.01	<0.01	0.02以下	
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	—	—	検出されないこと
PCB		不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.58	0.79	0.82	10以下
ふつ素		0.16	0.13	0.13	0.8以下
ほう素		0.03	0.02	0.03	1以下
1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

※1. 測定値は年間平均値である。

2. 表内の「<」は報告下限値未満を示す。

3. 六価クロムの環境基準値について、令和4年4月1日より「0.05 mg/l」→「0.02 mg/l」に改正。
出典)「大阪府域河川等水質調査結果報告書（令和2年度～令和5年度）」(大阪府)

「環境データ集〔令和3年(2021年)版～令和7年(2025年)版〕」(枚方市環境部環境指導課)

表 2-4-13(3) 河川水質調査結果〔生活環境項目：穂谷川新橋（No.9）〕

年度 項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	環境基準値	
				河川 B 類型	生物 B 類型
水素イオン濃度 (pH)	8.6 (8.3~8.9)	8.7 (8.3~9.4)	8.4 (8.0~8.7)	6.5 以上 8.5 以下	—
溶存酸素量 (DO) mg/l	10 (8.0~12)	11 (8.4~13)	10 (8.8~10)	5 以上	—
生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/l	1.9 (1.6~2.3)	0.9 (<0.5~1.4)	0.9 (0.6~1.1)	3 以下	—
化学的 酸素要求量 (COD) mg/l	4.8 (2.8~7.1)	3.6 (2.9~4.7)	4.9 (3.9~5.8)	—	—
浮遊物質量 (SS) mg/l	7 (1~18)	2 (<1~3)	3 (1~7)	25 以下	—
大腸菌群数 MPN/100ml	1.1×10^4 $(7.0 \times 10^2 \sim 2.4 \times 10^4)$	—	—	5,000 MPN/100ml 以下	—
大腸菌数 CFU/100ml	—	47 (12~120)	130 (94~170)	1,000 CFU/100ml 以下	—
ノルフェノール mg/l	—	—	—	—	0.002 以下
直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸 及びその塩 (LAS) mg/l	—	—	—	—	0.05 以下
全窒素 mg/l	1.6 (0.97~2.7)	0.94 (0.38~1.7)	1.2 (0.32~1.7)	—	—
全りん mg/l	0.098 (0.070~0.15)	0.068 (0.063~0.077)	0.10 (0.076~0.11)	—	—
全亜鉛 mg/l	0.008 (0.003~0.014)	0.010 (0.003~0.025)	0.003 (0.001~0.009)	—	0.03 以下

- ※1. 令和 6 年度は測定が行われなかつたため、令和元年度～令和 5 年度の測定結果を示す。
2. 数値は平均値を示し、() 内の数値は最小値～最大値を示す。ただし、生物化学的酸素要求量 (BOD) 及び化学的酸素要求量 (COD) の値は 75% 値を示す。
3. 生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準の判定は、75% 値が環境基準値以下の場合に達成しているものとする。
4. 75% 値とは、年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に 0.75 を乗じて得られた数 (n) 番目に相当する測定値を示す。
5. 網掛けは、環境基準を超過していることを示す。
6. 令和 4 年 4 月 1 日より、「大腸菌群数 (MPN/100ml)」→「大腸菌数 (CFU/100ml)」に改正。

出典) 「大阪府域河川等水質調査結果報告書（令和元年度～令和 5 年度）」(大阪府)

「環境データ集〔令和 2 年(2020 年)版～令和 7 年(2025 年)版〕」(枚方市環境部環境指導課)

表 2-4-13(4) 河川水質調査結果 [10 (手原川 1)]

項目	年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	人の健康の保護に関する環境基準
pH (-)		7.5	7.5	7.5	—
SS (mg/l)		3	3	3	—
BOD (mg/l)		5.3	4.1	5.4	—
COD (mg/l)		6.0	5.2	5.1	—
全リン (mg/l)		0.059	0.058	0.041	—
大腸菌数 (CFU/100ml)		16	410	150	—
全窒素 (mg/l)		5.3	3.4	4.8	—
n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)		<0.5	<0.5	<0.5	—
陰イオン界面活性剤 (mg/l)		0.08	0.02	0.02	—
カドミウム (mg/l)		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン (mg/l)		<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
有機リン (mg/l)		<0.1	<0.1	<0.1	—
鉛 (mg/l)		<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム (mg/l)		<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素 (mg/l)		<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀 (mg/l)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
PCB (mg/l)		<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
亜鉛 (mg/l)		0.005	0.019	0.004	—
銅 (mg/l)		<0.01	<0.01	<0.01	—
溶解性鉄 (mg/l)		0.13	0.12	0.03	—
溶解性マンガン (mg/l)		<0.01	0.17	0.36	—
全クロム (mg/l)		<0.01	<0.01	<0.01	—

※1. 令和 4 年度は令和 4 年 11 月 11 日採取、令和 5 年度は令和 5 年 7 月 20 日採取、令和 6 年度は令和 6 年 12 月 12 日採取。

2. 表内の「<」は報告下限値未満を示す。

出典) 「市内河川の水質検査結果について (令和6年度京田辺市河川水質検査結果一覧表)」(京田辺市HP)

②地下水

大阪府では、水質汚濁防止法第15条の規定に基づき、市域における地下水質の概況を把握するための「概況調査」、発見された汚染について汚染範囲の確認等を行う「汚染井戸周辺地区調査」及び地下水汚染の継続的な監視を行う「継続監視調査」を実施している。

令和6年度の枚方市における地下水調査の実施状況は、概況調査3地点、継続監視調査10地点であり、調査結果を表2-4-14(1)～(2)に、調査地点を図2-4-6に示す。なお、京田辺市は、令和3年度以降地下水の測定は行われていない。

枚方市における調査結果では、概況調査の3地点ともにすべての項目で環境基準値を下回っていたが、継続監視調査の中宮山戸町地区（T-59-2）でテトラクロロエチレンが、尊延寺馬廻地区（T-114）で砒素が環境基準値を超過していた。

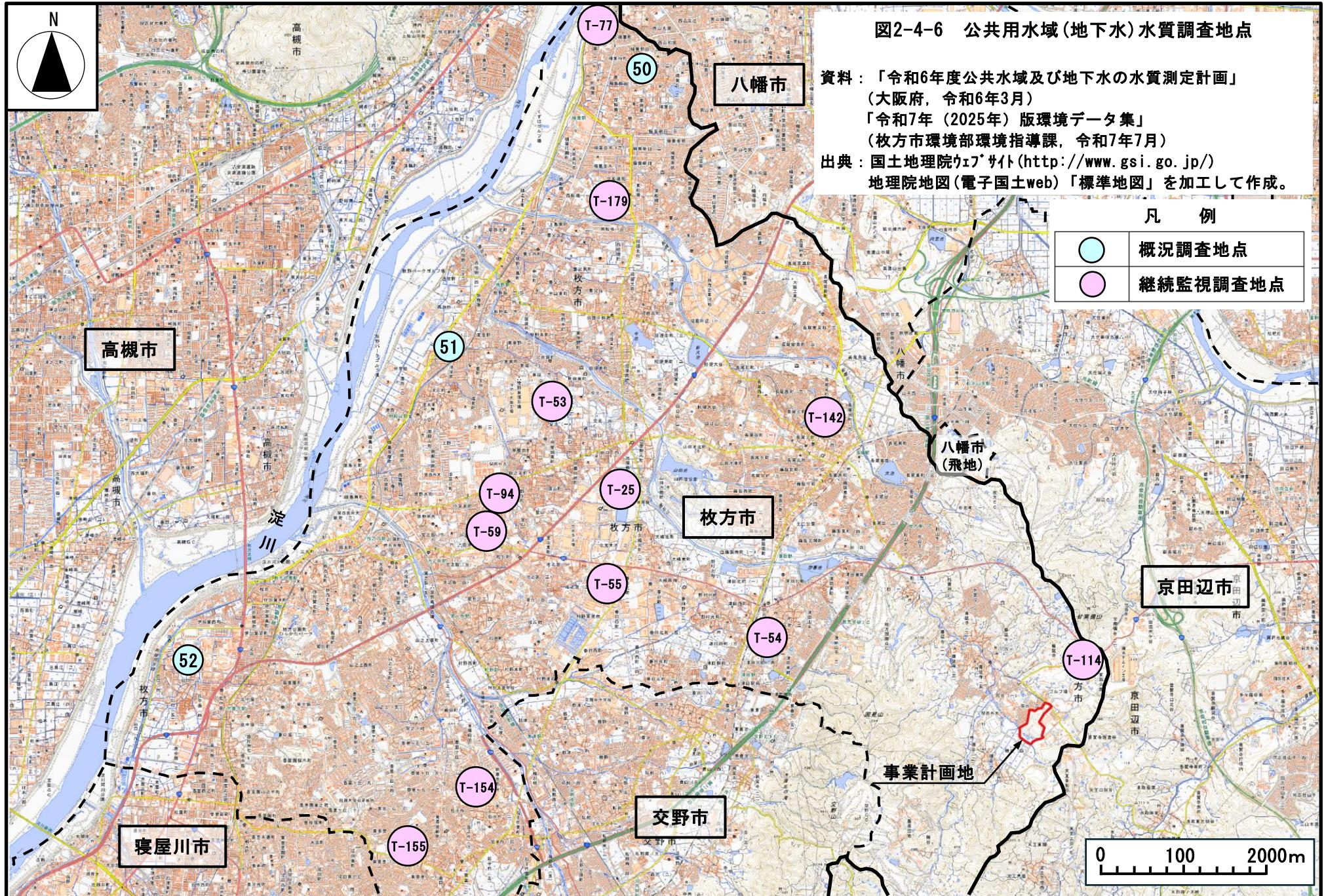


表 2-4-14(1) 地下水水質調査結果（概況調査：令和 6 年度）

(単位 : mg/l)

項目	調査地点	50 枚方市楠葉野田	51 枚方市三栗	52 枚方市出口	環境基準値
カドミウム		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン		不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛		<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
六価クロム		<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素		<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下
総水銀		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀		—	—	—	検出されないこと
PCB		不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン		<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
クロロエチレン (別名: 塩化ビニル又は塩化 ビニルモノマー)		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1, 2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1, 1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	<0.002	0.1 以下
1, 2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	1 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 以下
1, 3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ		<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン		<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン		<0.002	<0.002	<0.002	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.55	2.8	<0.08	10 以下
ふつ素		<0.08	0.13	<0.08	0.8 以下
ほう素		0.02	0.03	<0.02	1 以下
1, 4-ジオキサン		<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

※1. 測定値は年間平均値である。

2. 表内の「<」は報告下限値未満を示す。

3. 六価クロムの環境基準値について、令和 4 年 4 月 1 日より「0.05 mg/l」→「0.02 mg/l」に改正。

出典)「令和 7 年(2025 年)版環境データ集」(枚方市環境部環境指導課, 令和 7 年 7 月)

表 2-4-14(2) 地下水水質調査結果（継続監視調査：令和 6 年度）

(単位: mg/l)

測定地点		調査項目											
計画番号	所在地	鉛	砒素	総水銀	アルキル水銀	塩化ビニルモノマー（別名塩化ビニル又はエチレンモノマー）	クロロエチレン	ジクロロエチレン	トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
T-25	枚方市出屋敷西町	—	—	—	—	0.0003	<0.002	0.005	<0.0005	0.001	<0.0005	—	
T-53-1 (廃止)	枚方市片鉢本町 (井戸 1)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
T-53-2	枚方市片鉢本町 (井戸 2)	—	—	—	—	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.001	<0.0005	—	
T-54	枚方市津田元町	—	—	—	—	<0.0002	0.003	<0.004	0.0016	<0.001	<0.0005	—	
T-55-1	枚方市池之宮	—	—	<0.0005	—	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.001	<0.0005	—	
T-55-2	枚方市春日北町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
T-59-1	枚方市中宮山戸町 (井戸 1)	—	—	—	—	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.001	<0.0005	—	
T-59-2	枚方市中宮山戸町 (井戸 2)	—	—	—	—	<0.0002	<0.002	0.005	<0.0005	0.002	0.013	—	
T-77	枚方市楠葉中之芝	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
T-94-1 (採水不可)	枚方市中宮東之町 (井戸 2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
T-94-2	枚方市上野 (井戸 2)	—	—	—	—	<0.0002	<0.002	<0.004	<0.0005	0.010	<0.0005	—	
T-114	枚方市尊延寺馬廻	0.010	0.015	<0.0005	—	—	—	—	—	—	—	—	
T-142	枚方市長尾元町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
T-154	枚方市茄子作北町	—	—	0.0005	不検出	—	—	—	—	—	—	10	
T-155	枚方市東香里元町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
T-179 (廃止)	枚方市船橋本町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
環境基準値		0.01 以下	0.01 以下	0.0005 以下	検出 されないと	0.002 以下	0.1 以下	0.04 以下	1 以下	0.01 以下	0.01 以下	10 以下	

※1. 測定値は年間平均値である。

2. 表内の「<」は報告下限値未満、「—」は未測定を示す。

3. 網掛けは、環境基準を超過していることを示す。

4. 測定地点の網掛けは、ローリング調査導入地点を示す。

5. 「T-53-1：枚方市片鉢本町（井戸 1）」及び「T-179：枚方市船橋本町」については、令和 6 年度調査より廃止。

6. 「T-94-1：枚方市中宮東之町（井戸 2）」については採水できなかった。

出典)「令和 6 年度公共水域及び地下水の水質測定計画」(大阪府, 令和 6 年 3 月)

「令和 7 年(2025 年)版環境データ集」(枚方市環境部環境指導課, 令和 7 年 7 月)

③河川水質及び河川底質のダイオキシン類の状況

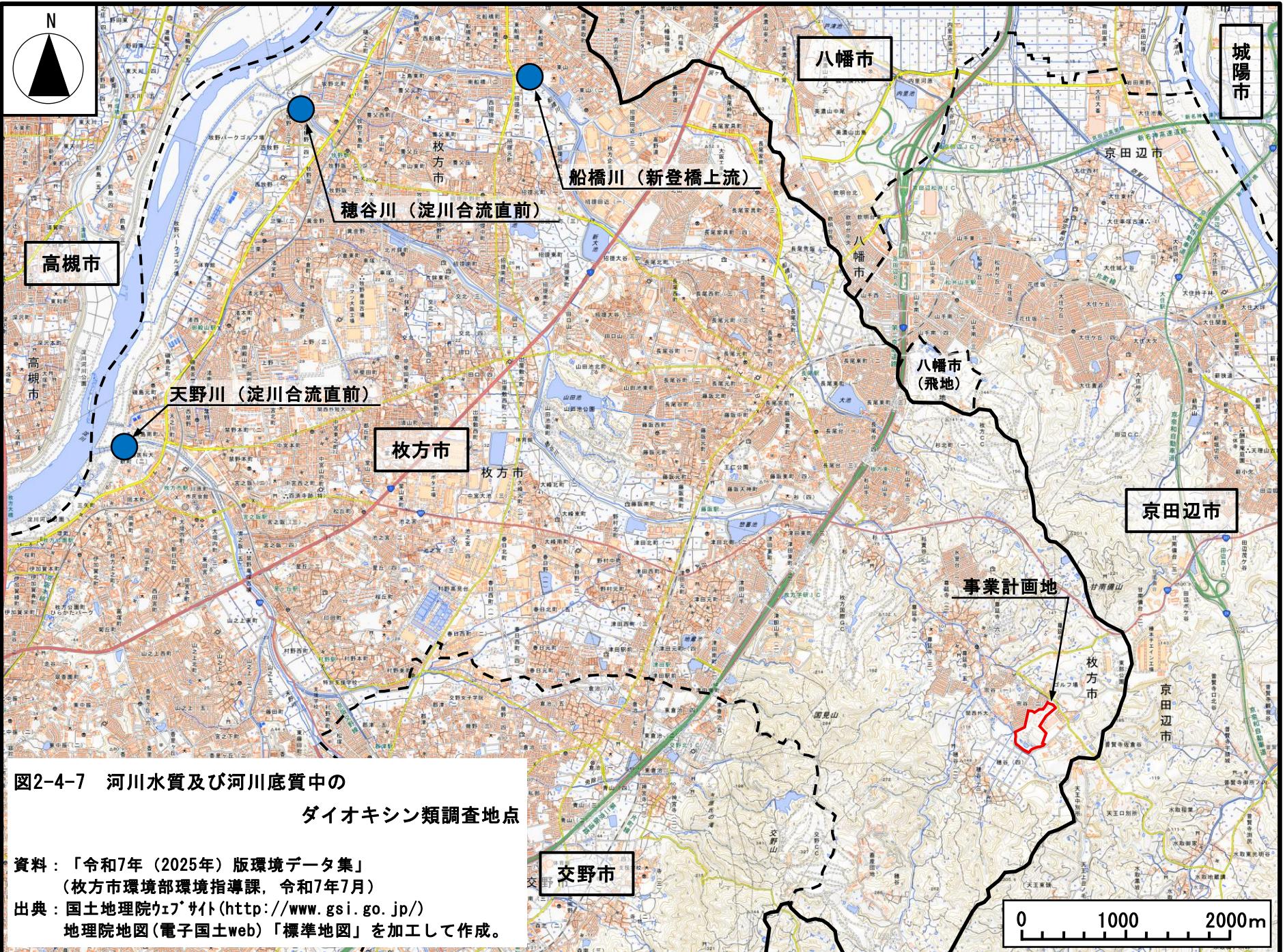
枚方市では、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づきダイオキシン類調査が実施されており、令和6年度は図2-4-7に示す公共用水域3地点について河川水質及び河川底質中のダイオキシン類の調査が実施されているが、京田辺市では調査は実施されていない。

枚方市における調査では、すべての地点において、水質及び底質中ともに環境基準を達成している。測定結果を表2-4-15に示す。

表2-4-15 河川水質及び河川底質中のダイオキシン類調査結果

調査地点	河川水質 (pg-TEQ/L)			底質 (pg-TEQ/g)
	春季	秋季	年平均値	
船橋川（新登橋上流）	0.071	0.13	0.10	0.71
穂谷川（淀川合流直前）	0.086	0.14	0.11	0.66
天野川（淀川合流直前）	0.091	0.13	0.11	0.65
環境基準	1pg-TEQ/L 以下			150pg-TEQ/g 以下

出典)「令和7年(2025年)版 環境データ集」(枚方市環境部環境指導課, 令和7年7月)



2.4.3 土壤環境

(1) 土壤汚染の状況

枚方市内における「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日、法律第53号)に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は、現在のところ、要措置区域は1件、形質変更時要届出区域は28件が指定されている。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年3月23日、大阪府条例第6号)に基づく要措置管理区域及び要届出管理区域については、要措置管理区域は0件、要届出管理区域は2件が指定されている。

京田辺市における「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日、法律第53号)に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況は、現在のところ、要措置区域は0件、形質変更時要届出区域は1件が指定されている。

事業計画地周辺における「土壤汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域は4件、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく要届出管理区域は1件であり、表2-4-16、表2-4-17及び図2-4-8に示す。

表2-4-16 事業計画地周辺における土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

市	整理番号	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地	指定区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
枚方市	整-R2-4 整-R5-9	令和3年 3月30日	形-33号	枚方市大字穂谷2128番9、2188番9及び2217番1の各一部並びに2128番10、枚方市大字尊延寺4581番223の一部	14,020	砒素及びその化合物 ほう素及びその化合物 鉛及びその化合物
	整-R5-5	令和5年 7月25日	形-40号	枚方市大字穂谷2121番1の一部	100	ふつ素及びその化合物
	整-R6-6	令和6年 12月23日	形-44号	枚方市大字尊延寺962番、4581番18、枚方市大字穂谷1685番、1686番、1688番、1692番、2601番、4577番5、4577番10、4806番の各一部並びに枚方市大字尊延寺944番3、945番1、945番3、946番1、946番4、946番6、946番7、947番、948番、951番、952番1、952番2、953番1、953番2、954番、955番、956番、957番、958番2、958番4、958番5、958番6、959番1、960番、961番、963番、964番、965番、966番、966番2、967番、3155番1、3155番2、3297番、3298番、4581番9、4581番11、枚方市大字穂谷1687番、1689番、1690番、1691番、1693番、1694番1、1694番2、1695番、1696番、1697番1、4577番6、枚方市宗谷二丁目968番2、969番2、971番2	82112.033	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふつ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
京田辺市	-	令和3年 7月2日	-	京田辺市田辺ホケ谷47番の一部、48番の一部、49番の一部、50番の一部及び薪大仏谷64番2の一部並びに京田辺市田辺ホケ谷49番、50番及び薪大仏谷64番2に隣接する市有地の一部	378.4	鉛及びその化合物

出典) 「土壤汚染関連情報」(枚方市HP)

「土壤汚染対策法に基づく府内(京都市を除く)の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」(京都府HP)

表2-4-17 事業計画地周辺における大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要届出管理区域

整理番号	指定年月日	指定番号	指定区域の所在地	指定区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
府-R5-1	令和6年 1月9日	管届-3号	枚方市大字穂谷2188番9及び2217番1の各一部	4,300	ダイオキシン類

出典) 「土壤汚染関連情報」(枚方市HP)



凡 例

	形質変更時要届出区域
	要届出管理区域
—	都道府県境界線
■	事業計画地

0 500 1000m

図2-4-8 事業計画地周辺における土壤汚染指定地域

資料：「土壤汚染関連情報」（枚方市HP）

「土壤汚染対策法に基づく府内（京都市を除く）の要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」（京都府HP）

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)

地理院地図（電子国土web）「標準地図」を加工して作成。

(2) 地盤沈下の発生状況

枚方市では、市域の地盤沈下状況を把握するため、市内42地点に一級水準点を設置し、昭和47年度から水準測量を実施している。

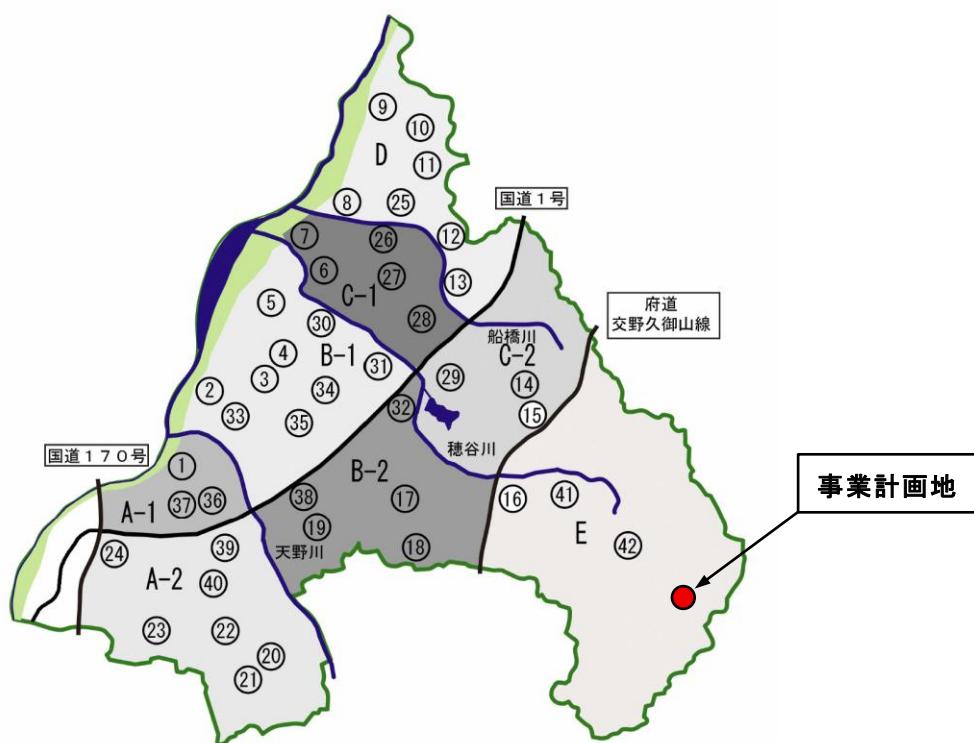
事業計画地周辺の水準点位置図を図2-4-9に、令和6年度の調査結果を表2-4-18に示す。調査の結果、前回（令和3年度）の測定値と比べて、事業計画地周辺におけるすべての水準点で大きな変動は確認されていない。

また、京田辺市では市域の地盤沈下の測定地点はないが、京都盆地における地盤沈下の傾向は鈍化してきている。

表2-4-18 事業計画地周辺の地盤沈下変動量（令和6年度）

番号	地点	令和3年度比 (cm)
16	津田支所	-0.15
41	総合福祉センター	-0.05
42	氷室小学校	0.07

出典)「令和7年(2025年)版 環境データ集」(枚方市環境部環境指導課、令和7年7月)



出典)「令和7年(2025年)版 環境データ集 資料編」(枚方市環境部環境指導課、令和7年7月)

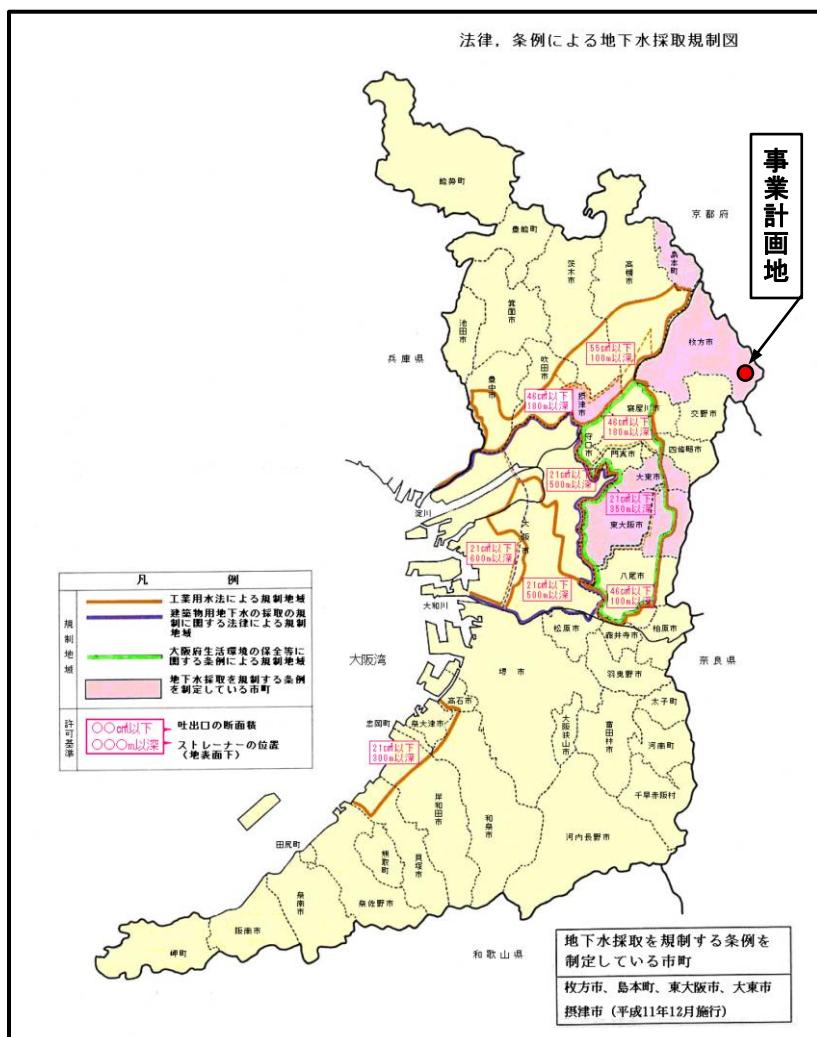
図2-4-9 枚方市における水準点の位置

(3) 地下水採取を規制する地域の指定状況

大阪平野地域の地下水採取規制図を図2-4-10に示す。

「全国地盤環境ディレクトリ 大阪府 大阪平野 地盤沈下情報 令和2年度」(環境省HP)によると、大阪市域については建築物用地下水の採取の規制に関する法律及び工業用水法により規制を行っているほか、大阪市域を除く大阪府内についても、北摂、東大阪及び泉州地域に工業用水法を適用し、また、大阪府生活環境の保全等に関する条例や市町が制定する地下水採取を規制する条例による地下水採取規制を実施して地盤沈下の防止に努めている。

枚方市においては、平成26年の枚方市公害防止条例の改定により、地下水採取については届出制となり、採取量の測定等の規定を設けている。



出典) 「全国地盤環境ディレクトリ 大阪府 大阪平野 地盤沈下情報 令和2年度」(環境省HP)

図2-4-10 大阪平野地域における法律及び府条例による地下水採取規制図

また、京田辺市については「全国地盤環境ディレクトリ 京都府 京都盆地 地盤沈下情報 令和2年度」(環境省HP)によると、地下水の合理的な利用を図ることにより、地下水の枯渇防止及び地下水資源の保全と生活用水等を確保することを目的とした、「京田辺市地下水保全要綱」を制定し、地下水等の採取規制を行い設置及び取水量の報告を義務付けている。

2.4.4 日照の状況

(1) 地形及び既存建築物

事業計画地は標高136m前後の地山の上に位置し、北側は主要地方道枚方山城線が走行し、東側は物流倉庫及び工場が、南側は田畠が、西側は住宅地が立地しているが、高層建築物はない。

(2) 土地の利用状況

事業計画地の現状は、再生骨材等の製造及び販売を行う事業場が立地している。

2.4.5 電波の状況

(1) テレビ電波の送信状況

事業計画地周辺のテレビ電波送信状況を表2-4-19に示す。

事業計画地周辺は大阪局及び京都局、周辺の中継局によりテレビ電波が広範囲に送信されている。

表2-4-19 テレビ電波送信状況概要

送信局	放送局名	リモコン 番号	周波数 (チャンネル)	送信場所
大阪局 (中継局含む)	日本放送協会（総合）	1	24	生駒山
	日本放送協会（教育）	2	13	
	毎日放送	4	16	
	朝日放送テレビ	6	15	
	関西テレビ放送	8	17	
	テレビ大阪	7	18, 27	
	読賣テレビ放送	10	14	
京都局 (中継局含む)	日本放送協会（総合）	1	25	比叡山
	京都放送	5	23	

出典) 「近畿総合通信局 近畿地区の地上デジタルテレビ放送局」

(総務省HP, <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/2011/schedule/index.html>, 令和7年9月閲覧)

2.5 自然環境

2.5.1 気象

事業計画地の位置する枚方市は、日本の気候区分によると瀬戸内式気候に属しており、一般的に温暖な気候である。隣接する京田辺市も枚方市と同様に瀬戸内式気候に属しており、一般的に温暖な気候である。枚方市及び京田辺市の気象の概況は以下のとおりである。また、事業計画地周辺の気象観測地点（気温、降水量：枚方地域気象観測所、風向・風速：王仁公園一般環境大気測定局、気温、降水量、風向・風速：京田辺地域気象観測所）を図2-5-1に示す。

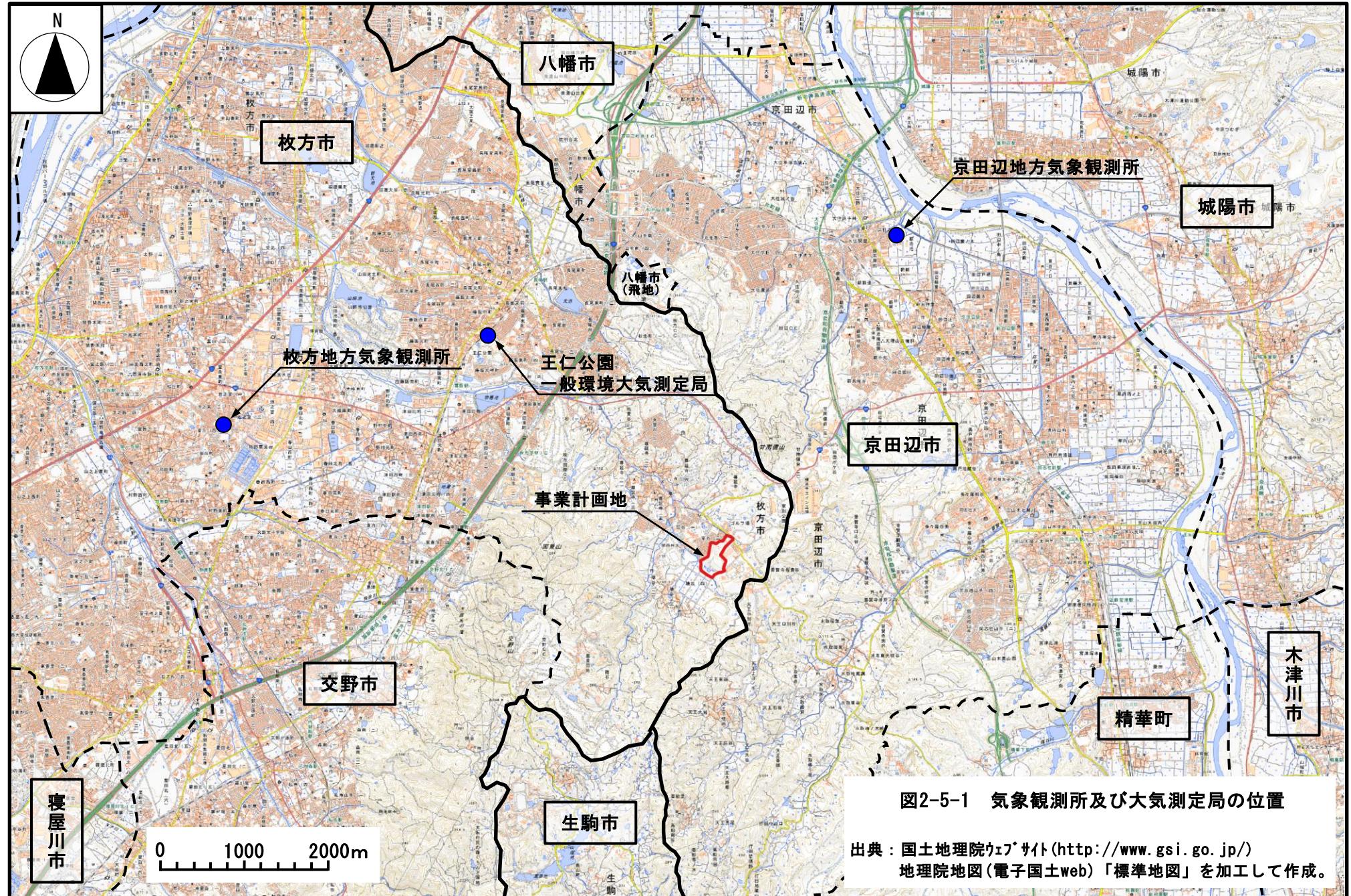
(1) 気温、降水量

事業計画地周辺に位置する枚方地域気象観測所（枚方市星丘4丁目32）及び京田辺地域気象観測所（京田辺市薪西浜）における気温、降水量等は表2-5-1に示すとおりであり、枚方地域気象観測所の過去3年間の平均気温は17.2°C、降水量は1352.3mm、京田辺地域気象観測所の過去3年間の平均気温は16.4°C、降水量は1411.3mmとなっている。なお、枚方地域気象観測所は事業計画地の西北西側約6km、京田辺地域気象観測所は事業計画地の北北東側約4.5kmに位置している。

表 2-5-1 気温、降水量の観測結果

観測所名	年次	気温 (°C)					降水量 (mm)	
		平均			極 値			
		平均	日最高	日最低	最高	最低		
枚方	令和4年	16.6	22.2	12.1	38.4	-3.8	1327.5	
	令和5年	17.2	22.9	12.5	39.8	-4.3	1259.0	
	令和6年	17.8	22.8	13.6	39.1	-2.1	1470.5	
	平均	17.2	22.6	12.7	39.1	-3.4	1352.3	
京田辺	令和4年	15.8	22.0	10.5	37.8	-5.9	1486.5	
	令和5年	16.3	22.7	10.9	38.9	-6.4	1257.0	
	令和6年	17.0	22.9	11.9	39.0	-4.9	1490.5	
	平均	16.4	22.5	11.1	38.6	-5.7	1411.3	

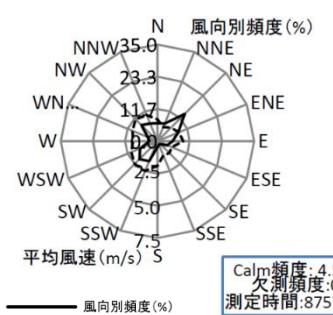
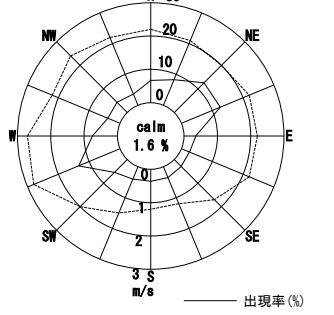
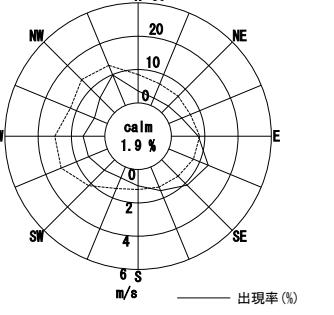
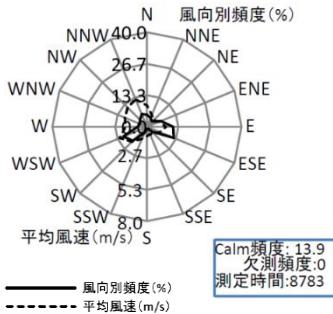
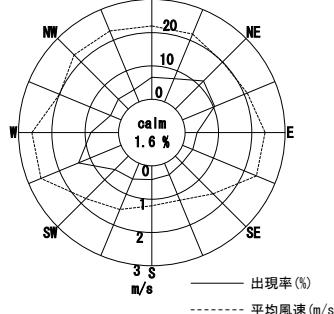
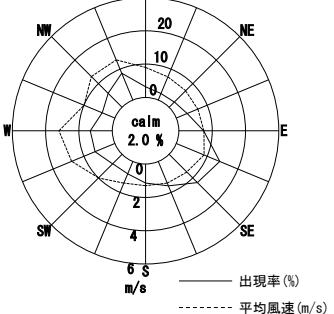
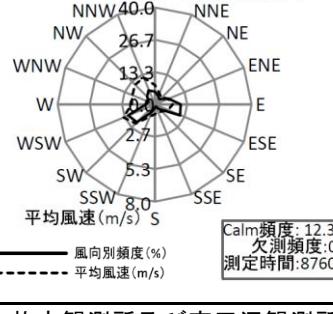
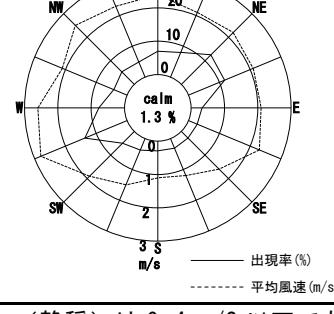
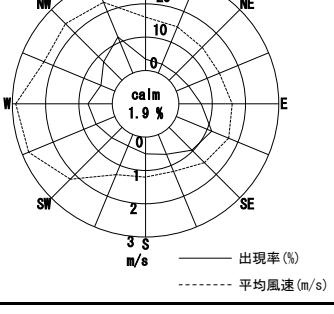
出典)「過去の気象データ検索」(気象庁 HP)



(2) 風向・風速

事業計画地周辺の王仁公園一般環境大気測定局（枚方市王仁公園1）、枚方地域気象観測所（枚方市星丘4丁目32）及び京田辺地域気象観測所（京田辺市薪西浜）における、令和4年度～令和6年度の年間風配図は表2-5-2に示すとおりである。なお、王仁公園測定局は事業計画地の北西側約3.7kmに、枚方観測所は事業計画地の西北西側約6.0kmに、京田辺観測所は事業計画地の北北西側約4.4kmに位置している（図2-5-1参照）。

表 2-5-2 風向・風速測定結果

年度	王仁公園一般環境大気測定局	枚方地域気象観測所	京田辺地域気象観測所
令和4年度	<p>年間平均風速：1.8m/S 最多風向：南西</p>  <p>Wind direction frequency (%): NNW 35.0, NW 23.3, WNW 11.7, W 2.5, WSW 5.0, SW 7.5, SSW 7.5, SSE 5.0, SE 2.5, ESE 2.5, E 2.5, NE 2.5, NNE 2.5, N 2.5, NNW 2.5 Average wind speed (m/s): SW 1.8</p> <p>Calm frequency: 4.5 Missing frequency: 0 Measurement time: 8757</p>	<p>年間平均風速：2.1m/S 最多風向：西南西</p>  <p>Wind direction frequency (%): SW 20, NNW 10, WNW 10, WSW 10, W 10, SSW 10, SSE 10, SE 10, ESE 10, E 10, NE 10, NNE 10, N 10, NNW 10 Average wind speed (m/s): SW 2.1</p> <p>Appearance rate (%): calm 1.6 % Average wind speed (m/s): SW 3.0</p>	<p>年間平均風速：1.9m/S 最多風向：東南東</p>  <p>Wind direction frequency (%): ESE 20, SW 10, SSW 10, SSE 10, SE 10, E 10, NE 10, NNE 10, N 10, NNW 10, NW 10, WNW 10, W 10, SSW 10 Average wind speed (m/s): SW 1.9</p> <p>Appearance rate (%): calm 1.9 % Average wind speed (m/s): SW 6.0</p>
令和5年度	<p>年間平均風速：1.5m/S 最多風向：東南東</p>  <p>Wind direction frequency (%): ESE 26.7, NNW 20.0, WNW 13.3, WSW 5.3, SW 5.3, SSW 8.0, SSE 5.3, SE 2.7, ESE 2.7, E 2.7, NE 2.7, NNE 2.7, N 2.7, NNW 2.7 Average wind speed (m/s): SW 1.5</p> <p>Calm frequency: 13.9 Missing frequency: 0 Measurement time: 8783</p>	<p>年間平均風速：2.1m/S 最多風向：西南西</p>  <p>Wind direction frequency (%): SW 20, NNW 10, WNW 10, WSW 10, W 10, SSW 10, SSE 10, SE 10, ESE 10, E 10, NE 10, NNE 10, N 10, NNW 10 Average wind speed (m/s): SW 2.1</p> <p>Appearance rate (%): calm 1.6 % Average wind speed (m/s): SW 3.0</p>	<p>年間平均風速：1.9m/S 最多風向：東南東</p>  <p>Wind direction frequency (%): ESE 20, SW 10, SSW 10, SSE 10, SE 10, E 10, NE 10, NNE 10, N 10, NNW 10, NW 10, WNW 10, W 10, SSW 10 Average wind speed (m/s): SW 1.9</p> <p>Appearance rate (%): calm 2.0 % Average wind speed (m/s): SW 6.0</p>
令和6年度	<p>年間平均風速：1.6m/S 最多風向：西南西</p>  <p>Wind direction frequency (%): SW 26.7, NNW 20.0, WNW 13.3, WSW 5.3, SW 5.3, SSW 8.0, SSE 5.3, SE 2.7, ESE 2.7, E 2.7, NE 2.7, NNE 2.7, N 2.7, NNW 2.7 Average wind speed (m/s): SW 1.6</p> <p>Calm frequency: 12.3 Missing frequency: 0 Measurement time: 8760</p>	<p>年間平均風速：2.2m/S 最多風向：西南西</p>  <p>Wind direction frequency (%): SW 20, NNW 10, WNW 10, WSW 10, W 10, SSW 10, SSE 10, SE 10, ESE 10, E 10, NE 10, NNE 10, N 10, NNW 10 Average wind speed (m/s): SW 2.2</p> <p>Appearance rate (%): calm 1.3 % Average wind speed (m/s): SW 3.0</p>	<p>年間平均風速：1.9m/S 最多風向：北北西</p>  <p>Wind direction frequency (%): NNE 20, SW 10, SSW 10, SSE 10, SE 10, E 10, NE 10, NNE 10, N 10, NNW 10, NW 10, WNW 10, W 10, SSW 10 Average wind speed (m/s): SW 1.9</p> <p>Appearance rate (%): calm 1.9 % Average wind speed (m/s): SW 3.0</p>

備考) 枚方観測所及び京田辺観測所の calm (静穏) は 0.4m/S 以下である。

出典) 王仁公園：「大気汚染常時監視測定局測定結果（2022 年度～2024 年度）」（大阪府）

枚方観測所・京田辺観測所：「過去の気象データ・ダウンロード」（気象庁 HP）

2.5.2 地象

枚方市の地形区分を図2-5-2に示す。

枚方市は大阪府の北東部に位置し、東部丘陵地と淀川に挟まれるように市街地が展開しております。この市街地を貫くように3本の河川（船橋川、穂谷川、天野川）が流れ、緑地が点在している。東西12.0km、南北8.7km、市域面積は65.12km²である。

地形は、標高100m以上を有し急斜面の多い東部の生駒山地延長部（地形区分I），それに連なる標高50m以上100m未満の山麓部（地形区分II），標高20m以上50m未満の市域中央の沖積層丘陵（地形区分III），さらに標高20m未満の淀川低地の沖積平野（地形区分IV）の4つに区分できる。

なお、事業計画地は、標高100m以上の生駒山地延長部（地形区分I）に位置する。

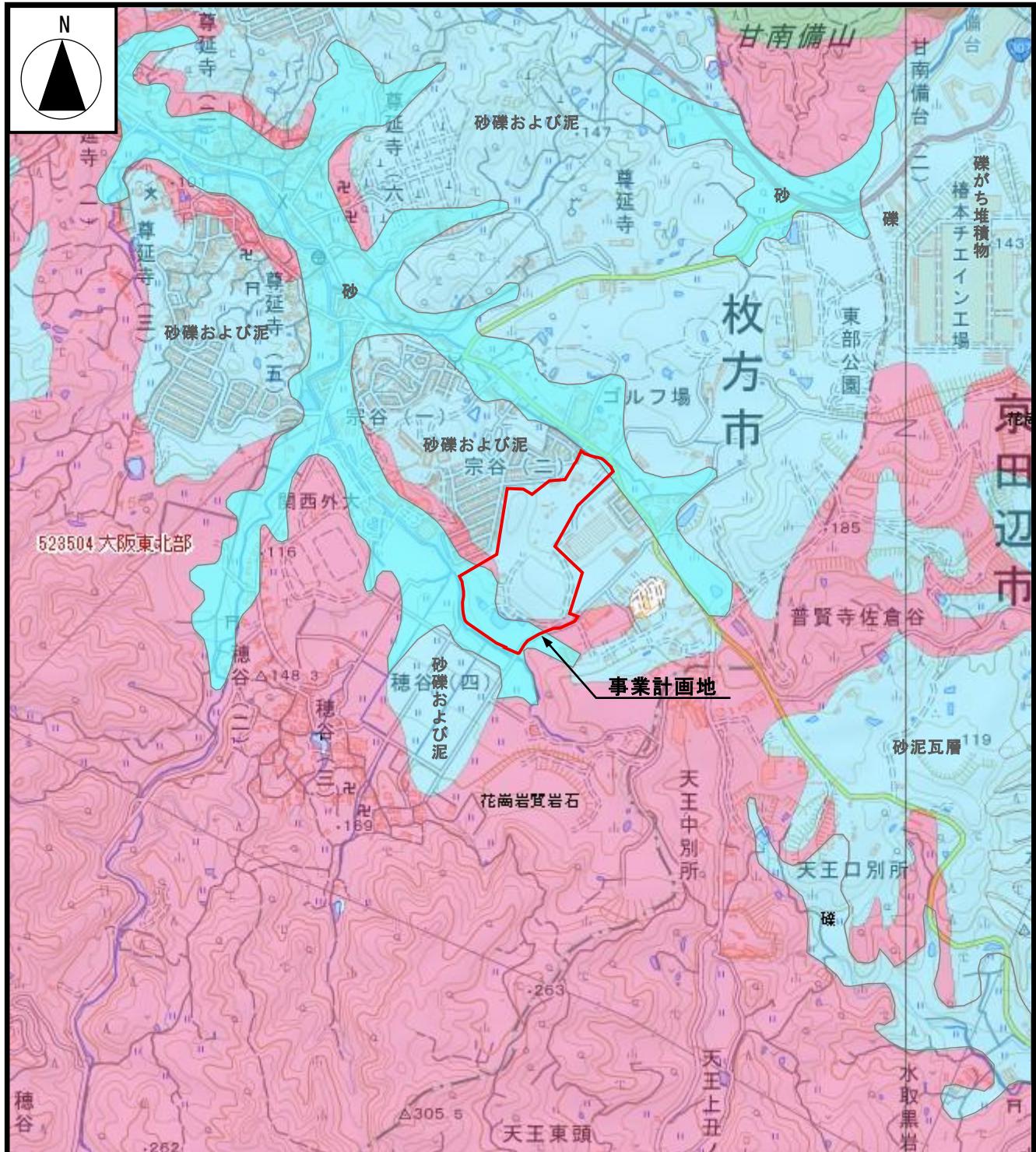


出典) 「平成22年版 ひらかたの環境」（枚方市, 平成22年10月）

図2-5-2 枚方市の地形区分

また、事業計画地周辺の表層地質図を図2-5-3に示す。

事業計画地周辺は、そのほとんどが未固結堆積物（砂、礫、砂礫および泥、礫がち堆積物、砂泥瓦層）及び深成岩（花崗岩質岩石）で形成されている。



0 200 400m

凡 例

	未固結堆積物 [砂, 磯, 砂礫および泥, 磯がち堆積物, 砂泥瓦層]
	深成岩 (花崗岩質岩石)

図2-5-3 表層地質図

出典：環境アセスメントデータベース
環境省ホームページ
環境省大臣官房環境影響評価課
(<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)

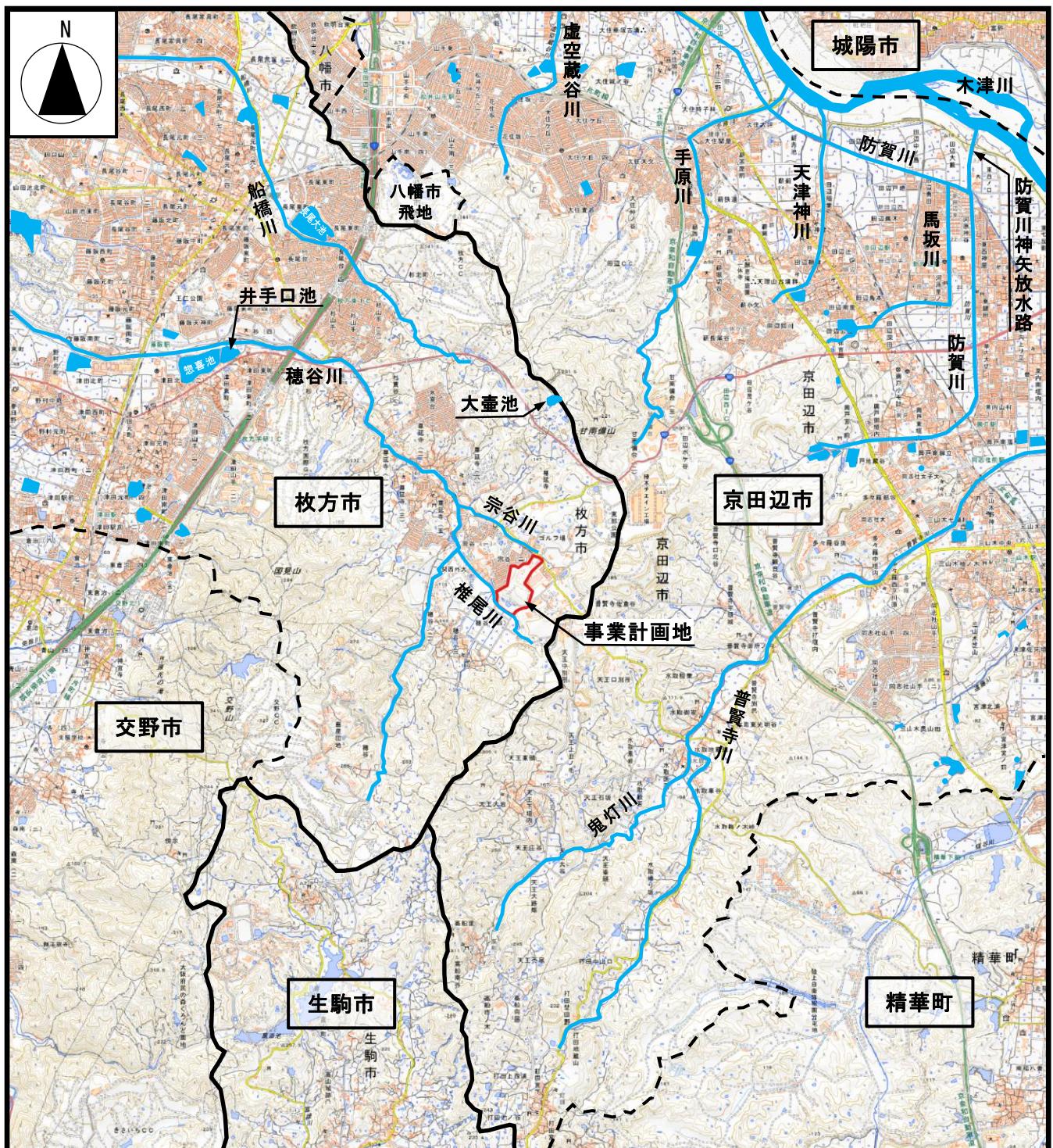
2.5.3 水象

事業計画地周辺の河川及び池沼の概要は、図2-5-4に示すとおりである。

事業計画地は淀川水系穂谷川の上流部に位置している。

穂谷川は淀川の一次支流であり、枚方市東南部生駒山地北端部の交野山東麓を水源に北流し、穂谷北部にて支流及び準用河川である宗谷川と合流し、枚方市中央部を貫流し淀川左岸に合流する、流域面積14.4km²、流路延長約10kmの河川である。流路延長中、新上渡場橋より下流7,771mが一級河川に指定されており、それより上流部については枚方市によって準用河川に指定されている区間が存在する。

また、事業計画地周辺には、大壺池、惣喜池、井手口池等のため池が存在する。



凡 例

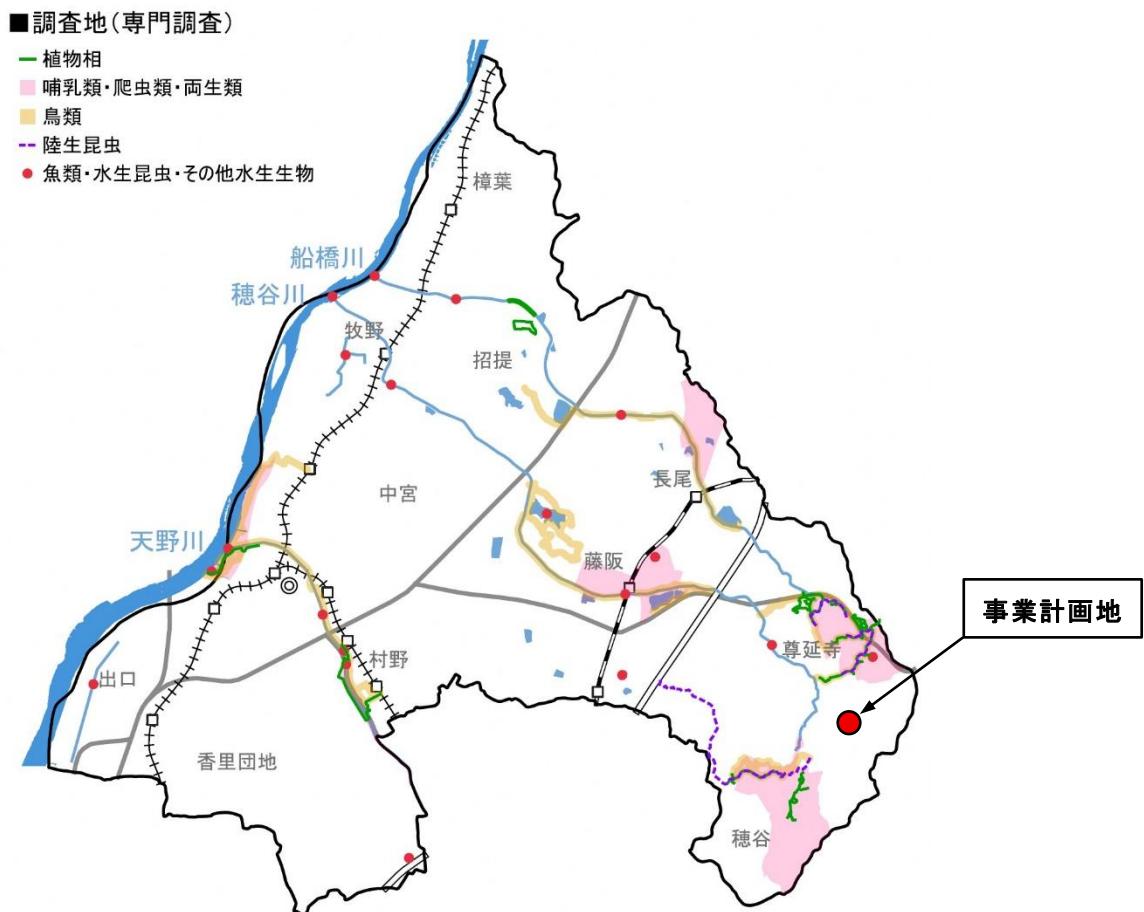
	河川
	ため池等
	都道府県境界
	市町村境界

図2-5-4 事業計画地周辺の主要な水域

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を
加工して作成。

2.5.4 生物

枚方市では、昭和63年度に第1回自然環境調査を実施し、以降、概ね5年ごとに自然環境調査を実施している。令和4年度・令和5年度に実施した「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）」（令和6年3月、枚方市）（以下、「第7回調査」と記す。）では、枚方市内全域を調査地域とし、過去5回にわたって実施してきた調査を踏まえ、これまでと今回の調査結果の比較、分析をするとともに、航空写真や現地調査による現存相観植生図の作成等を実施している。「第7回調査」における調査地点と対象事業計画地との位置関係を図2-5-5に示す。



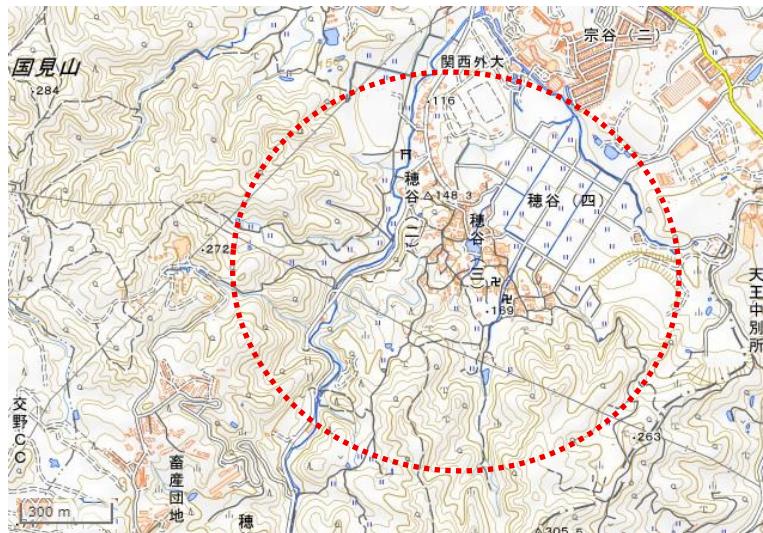
出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

図2-5-5 事業計画地と調査地点の位置関係

また、事業計画地南側に広がる棚田、ため池、二次林・竹林等の環境は、環境省が「次世代に残していくべき自然環境の一つである」と位置づけた「生物多様性保全上重要な里地里山（略称：重要里地里山）」500ヶ所の内の一つ「穂谷の里山」として選定されている。

重要里地里山「穂谷の里山」として選定された理由等については、表2-5-3に示すとおりである。

表2-5-3 重要里地里山「穂谷の里山」選定理由等



※地図上の点線（赤枠）はおおよその位置・範囲を示したものである。

No.	27-8
名称	穂谷の里山（ほたにのさとやま）
所在地	大阪府枚方市
選定基準1※1	○（該当）
選定基準2※2	○（該当）
選定基準3※3	○（該当）
選定理由	<p>市の東部、京都府・奈良県との境に位置し、丘陵地形に農地、樹林地、集落がまとったかたちで残り、里山景観が比較的良好な状態で継承されている地域である。</p> <p>棚田、ため池、二次林・竹林などを含むモザイク状の土地利用が維持されており、旧来の里地里山の自然環境が保たれていることから、ニホンリスやノスリ、キビタキ、オオルリなど里地里山に特徴的な種を含む動植物相が豊かな地域である。また、豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカの生息も確認されている。</p>
保全活動状況 (取組状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・里山保全活動団体における保全活動、イベントの開催が行われている。 ・里山講座（森林ボランティア育成）のフィールド等として活用されている。
活動主体	穂谷森づくり委員会、NPO法人森林ボランティア竹取物語の会、枚方里山の会・穂谷、グリーン宗陽、ネイチャーおおさか（公益社団法人大阪自然環境保全協会）
その他の参考情報	<ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングサイト1000里地調査（コアサイト）として、長期間（100年）のモニタリング調査を実施中である。 ・にほんの里100選
保全活動施策 (実施状況等)	枚方市里山保全構想、枚方市里山保全基本計画

備考) ※1：多様で優れた二次的自然環境を有する。

- ・従来の暮らし・生業、新たな活動等、人の適切な関与がなければ劣化、消失のおそれがある身近な自然（手入れの行き届いた社叢林などの残存林、ため池・自然水路、二次草原（半自然草原）、氾濫原・谷津田等の低地・湿地など）がある。
- ・農地、ため池、二次林、草原などの環境がモザイク状に存在し、動的な土地利用が行われている。

※2：里地里山に特有で多様な野生動植物が生息・生育する。

- ・対象地において、里地里山に特徴的な種（里地里山的環境を好む種、里地里山的環境に依存性の高い種、複数の異なる環境を必要とする種など）、あるいは希少種についての生息・生育情報がある。（種名、種数など）
- ・希少種、象徴種などの保全の取組によって、当該里地里山全体の保全、その他さまざまな種の保全につながっている。

※3：生態系ネットワークの形成に寄与する。

- ・豊かな里地里山生態系のシンボルであるオオタカ・サシバが確認されている。（これらの里地里山を残していくことが、全国的な生態系ネットワークの形成において重要とされている。）
- ・渡り鳥の生息地・中継地点として、国際的に重要な地域である。
- ・生きものの視点から見たつながり、生態系の視点（森・里・川・海等）から見たつながりを確保している。

出典) 「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省自然環境局自然環境計画課 環境省ホームページ）

(1) 動物

「第7回調査」の出現種について、環境省レッドリスト、大阪府レッドリスト、京都府レッドラデータブック及び京都府レッドリストに記載のある重要種等についてとりまとめた。

①哺乳類

「第7回調査」の結果、表2-5-4に示すとおり地区全体で10科14種の哺乳類を確認し、このうち、事業計画地に近い「穂谷」においては12種、「尊延寺」においては9種が確認された。

重要種として「穂谷」で3種、「尊延寺」で1種確認されており、カヤネズミ（大阪府：準絶滅危惧、京都府：準絶滅危惧種）、ヒミズ（京都府：準絶滅危惧種）、ホンドキツネ（大阪府：絶滅危惧Ⅰ類）、アナグマ（大阪府：準絶滅危惧）が確認されている。

また、外来種として「穂谷」及び「尊延寺」で特定外来種であるアライグマ、外来種であるハクビシンの2種が確認されている。

表 2-5-4 哺乳類確認種一覧

No.	分類	種名	調査地区						レッドデータブック文献			外来種
			穂谷	尊延寺	淀川	天野川	長尾 荒阪	藤阪	その他	環境省 RL	大阪府 RL	京都府 RL
1	ネズミ目	リス科	ニホンリス	成食								
2		ネズミ科	カヤネズミ	巣	巣	巣					NT	準絶滅危惧
-		ネズミ科の一一種	足									
3		ヌートリア科	ヌートリア			糞	成		成幼			特定外来
4	ウサギ目	ウサギ科	ニホンノウサギ	糞足耕	糞							
5	モグラ目	モグラ科	ヒミズ	屍								準絶滅危惧
6			コウベモグラ			屍						
-			モグラ科の一一種	塚坑	塚坑	塚坑	塚坑	塚坑	塚坑			
7	ネコ目	アライグマ科	アライグマ	足爪糞	足爪糞	足糞	足糞	足糞	足爪糞			特定外来
8		イヌ科	タヌキ	足	足糞	足	足	足	足糞			
9		ホンドキツネ	足				足				CR+EN	
10		イタチ科	ホンドテン	糞	糞	足糞	糞	糞				
11			アナグマ	足糞		足					NT	
12			チヨウセンイタチ			目屍						外来
-			イタチ属の一一種	足糞	足糞	足糞	足糞	足糞				
13	ウシ目	ジャコウネコ科	ハクビシン	足	糞			足	足			外来
14	イノシシ科	イノシシ	屍食擦 耕足糞道	耕				食道				
種数			12種	9種	8種	7種	8種	6種	1種	0種	3種	2種
												4種

【フィールドサインの凡例】

成：成体の目撃、幼：幼体の目撃、屍：死骸、糞：糞痕、食：食痕、爪：爪痕、足：足跡、擦：こすり付け痕、耕：土耕痕、道：獣道、巣：巣/古巣、塚：モグラ塚、坑：モグラ坑道

【レッドリストの凡例】

環境省：環境省(2020)「環境省レッドリスト2020」の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

大阪府：大阪府(2014)「大阪府レッドリスト2014」の掲載種

EX：絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

京都府：「京都府改訂版レッドリスト2021（哺乳類・鳥類）」の掲載種

絶滅種、絶滅寸前種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種、要注目種

出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

②鳥類

「第7回調査」の結果、表2-5-5(1)～(2)に示すとおり地区全体で38科89種の鳥類を確認し、このうち、事業計画地に近い「穂谷・国見山」においては39種、「尊延寺・氷室台」においては40種、「穂谷川・山田池公園」において53種が確認された。

重要種として「穂谷・国見山」で10種、「尊延寺・氷室台」で5種、「穂谷川・山田池公園」10種確認されており、オシドリ（環境省：情報不足、京都府：準絶滅危惧種）、ミコアイサ（京都府：準絶滅危惧種）、カワアイサ（京都府：準絶滅危惧種）、ヤマドリ（京都府：準絶滅危惧種）、ヒクイナ（環境省：準絶滅危惧、大阪府：絶滅危惧Ⅱ類）、カイツブリ（京都府：準絶滅危惧種）、ケリ（環境省：情報不足、大阪府：準絶滅危惧）、コチドリ（大阪府：準絶滅危惧）、イソシギ（大阪府：準絶滅危惧、京都府：準絶滅危惧種）、ツミ（大阪府：絶滅危惧Ⅱ類）、ハイタカ（環境省：準絶滅危惧、京都府：準絶滅危惧種）、オオタカ（環境省：準絶滅危惧、大阪府：準絶滅危惧、京都府：絶滅危惧種）、サシバ（環境省：絶滅危惧Ⅱ類、大阪府：絶滅危惧Ⅰ類、京都府：絶滅危惧種）、ノスリ（大阪府：準絶滅危惧、京都府：準絶滅危惧種）、チョウゲンボウ（京都府：絶滅危惧種）、サンコウチョウ（京都府：準絶滅危惧種）、ヒバリ（大阪府：準絶滅危惧）、コシアカツバメ（大阪府：準絶滅危惧）、センダイムシクイ（大阪府：準絶滅危惧）、オオヨシキリ（大阪府：準絶滅危惧）、コサメビタキ（大阪府：絶滅危惧Ⅱ類）が確認されている。

また、外来種として「穂谷・国見山」で3種、「尊延寺・氷室台」2種、「穂谷川・山田池公園」1種が確認されており、外来種であるコジュケイ、逸出種であるドバト、特定外来種であるソウシチョウが確認されている。

表 2-5-5(1) 鳥類確認種一覧

No.	分類	種名	調査地区								レッドデータブック文献			外来種
			穂谷 ・ 国見山	尊延寺 ・ 氷室台	淀川	天野川	船橋川	穂谷川 ・ 山田池 公園	市内 溜池	孤立林	環境省	大阪府	京都府	
1	カモ目	カモ科	オシドリ					●			DD		準絶滅危惧	
2			ハシビロガモ		○		○	●	○					
3			オカヨシガモ		○●	○●								
4			ヨシガモ			○								
5			ヒドリガモ		●	○●	○							
6			カルガモ	○●	○●	○●	○	○●	○					
7			マガモ		○●		○●		○●	○				
8			コガモ		●	○●	○		○	○				
9			ホシハジロ		○●			○●	○					
10			キンクロハジロ		○●			●	○					
11			ミコアイサ					○	○●	○			準絶滅危惧	
12			カワアイサ		●								準絶滅危惧	
13	キジ目	キジ科	ヤマドリ	○									準絶滅危惧	
14			キジ	○	○●	○●								
15			コジュケイ	○	○●								外来	
16	カッコウ目	カッコウ科	ツツドリ			○						NT	準絶滅危惧	
17	ハト目	ハト科	ドバト	●	○	○●	○●	○	○●		○			逸出
18			キジバト	○●	○	○●	○●	○	○●		○			
19	ツル目	クイナ科	バン			●								
20			オオバン		○●	○●	○		●	○				
21			ヒクイナ						●		NT	VU		
22	カイツブリ目	カイツブリ科	カイツブリ					○	○●	○			準絶滅危惧	
23			カンムリカイツブリ			●		○	○●					
24	チドリ目	チドリ科	ケリ	○		○	○				DD	NT		
25			コチドリ	●		○	○					NT		
26		シギ科	イソシギ			○●	○●	○	○●	○		NT	準絶滅危惧	
27		カモメ科	ユリカモメ			●								
28	カツオドリ目	ウ科	カワウ			○●	○●	○	○●	○				
29	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ						●	○				
30			ササゴイ				※							
31			アオサギ	○	○	○●	○	○	○●	○				
32			ダイサギ	○●	○●	○	○	○	○●					
33			コサギ		○●	○●	○	○●	○					
34	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ		○●	●					NT		絶滅危惧	
35		タカ科	ツミ	●								VU		
36			ハイタカ	●	●	●	●		●		NT		準絶滅危惧	
37			オオタカ	●		●	○		○●		NT	NT	絶滅危惧	
38			トビ	●		○●			○●					
39			サシバ	●							VU	CR+EN	絶滅危惧	
40			ノスリ	●		●				○		NT	準絶滅危惧	
41	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ								○		NT	準絶滅危惧
42	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ		○●	○●	○●	○	○●	○				
43	キツツキ目	キツツキ科	コゲラ	○●	○●	○●		○	○●		○			
44			アオゲラ	○										
45	ハヤブサ目	ハヤブサ科	チョウゲンボウ		○		○			○			絶滅危惧	
46			ハヤブサ			○●						VU		絶滅危惧
47	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	○									準絶滅危惧	
48			モズ科	○●	○●	○●	○●	○	○●	○	○			
49			カラス科	ハシボソガラス	○●	○	○●	○●	○	○●				
50			ハシブトガラス	○●	○	○●	○●	○	○●		○			

表 2-5-5(2) 鳥類確認種一覧

No.	分類	種名	調査地区								レッドリスト文献			外来種
			穂谷 ・ 国見山	尊延寺 ・ 水室台	淀川	天野川	船橋川	穂谷川 ・ 山田池 公園	市内 溜池	孤立林	環境省	大阪府	京都府	
51	スズメ目	シジュウカラ科	ヤマガラ	○●	●				●					
52		シジュウカラ科	シジュウカラ	○●	○●	○●		○	○●		○			
53		ヒバリ科	ヒバリ	○	●		○	○	○			NT		
54		ヒヨドリ科	ヒヨドリ	○●	○●	○●	○●	○	○●		○			
55		ツバメ科	ツバメ	○●	○●	○	○	○	○		○			
56		ツバメ科	イワツバメ		●	●	○●	○	○					
57		コシアカツバメ						●				NT		
58		ウグイス科	ウグイス	○●	○●	○●	○		○●		○			
59		エナガ科	エナガ	○●	○●	○●	○		○●		○			
60		ムシクイ科	センダイムシクイ	○								NT		
61		ヨシキリ科	オオヨシキリ			○			○●			NT		
62		セッカ科	セッカ				○	○				NT		
63		ガビチョウ科	ソウシショウ	○●							○			特定外来
64		メジロ科	メジロ	○●	○●	○●			○●		○			
65		ムクドリ科	ムクドリ		○●	○●	○●	○	○●		○			
66		ハッカチョウ					●							外来
67		ツグミ科	シロハラ	○●	○●	○●		○	○●		○			
68		ツグミ科	アカハラ		○									
69		ツグミ		○●	○●		●		○●					
70		ハチジョウツグミ							●					
71		ヒタキ科	エゾビタキ		○									
72		ヒタキ科	コサメビタキ	●								VU		
73		ヒタキ科	キビタキ	○							○			
74		ヒタキ科	ルリビタキ	○										
75		ヒタキ科	ジョウビタキ		○	●			○●					
76		ヒタキ科	イソヒヨドリ	○●	○●	●	○●	○	●					
77		スズメ科	スズメ	○	○●	○●	○●	○	○●		○			
78		セキレイ科	キセキレイ		○●	●	●	○	○●					
79		セキレイ科	ハクセキレイ		○	○●	○●	○	○●		○			
80		セキレイ科	セグロセキレイ	●	○	○●	○●	○	○●					
81		タヒバリ			○●									
82	アトリ科	アトリ	●		○									
83		シメ			○●				○●					
84		イカル	●		○									
85	ホオジロ科	ベニマシコ							○					
86		カワラヒワ	○●	○	○●	○●	○●	○	○		○			
87		ホオジロ科	ホオジロ	○●	○●	○●								
88		アオジ	○	○	●	●		○●			○			
89		クロジ									○			絶滅寸前
種数			39種	40種	55種	43種	36種	53種	18種	21種	8種	16種	17種	4種

○：専門調査で確認、●：市民調査隊または公開調査会で確認、※：別分門の調査時に確認

【レッドリストの凡例】

環境省：環境省(2020)「環境省レッドリスト2020」の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧Ⅰ類、EN：絶滅危惧Ⅱ類、VU：絶滅危惧Ⅲ類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

大阪府：大阪府(2014)「大阪府レッドリスト2014」の掲載種

EX：絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

京都府：「京都府改訂版レッドリスト2021（哺乳類・鳥類）」の掲載種

絶滅種、絶滅寸前種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種、要注目種

出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

③両生類・爬虫類

「第7回調査」の結果、表2-5-6に示すとおり地区全体で4科7種の両生類、8科12種の爬虫類を確認し、このうち、事業計画地に近い「穂谷」においては両生類6種、爬虫類8種、「尊延寺」においては両生類4種、爬虫類3種が確認された。

重要種として、「穂谷」で5種、「尊延寺」で2種確認され、両生類がニホンアカガエル（大阪府：絶滅危惧II類、京都府：要注目種）、トノサマガエル（環境省：準絶滅危惧、大阪府：準絶滅危惧）、シュレーゲルアオガエル（大阪府：準絶滅危惧、京都府：要注目種）、爬虫類がヒバカリ（大阪府：絶滅危惧II類、京都府：要注目種）、ニホンマムシ（京都府：要注目種）が確認されている。

また、外来種として、「穂谷」で2種、「尊延寺」で1種確認され、両生類では特定外来種であるウシガエル、爬虫類では特定外来種であるミシシッピアカミミガメが確認されている。

表 2-5-6 両生類・爬虫類確認種一覧

No.	分類	種名	調査地区							レッドデータブック文献			外来種
			穂谷	尊延寺	淀川	天野川	長尾荒阪	藤阪	その他	環境省	大阪府	京都府	
1	無尾目	アマガエル科	ニホンアマガエル	成声				成幼	声				
2		アカガエル科	ニホンアカガエル	幼				成			VU	要注目	
3		ウシガエル	成幼声	成声	声	幼	成幼 屍声	成声					特定外来
4		ツチガエル		成									
5		トノサマガエル	成	成						NT	NT		
6		ヌマガエル科	ヌマガエル	成	成	成	成幼	成	成				
7		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル	成					成		NT	要注目	
両生類種数			6種	4種	2種	2種	4種	3種	2種	1種	3種	2種	1種
1	カメ目	イシガメ科	クサガメ	成	成		成						
2			ニホンイシガメ			成	成			NT	NT	要注目	
3			ウンキュウ（雑種）	成									
4		ヌマガメ科	ミシシッピアカミミガメ	成		成	成	成					特定外来
5		スッポン科	ニホンスッポン							成	DD		
6	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ	糞			糞	糞	成				
7		トカゲ科	ニホントカゲ	成				成					
8		カナヘビ科	ニホンカナヘビ	成	成			成					
9		ナミヘビ科	アオダイショウ						成				
10			シマヘビ			幼						要注目	
11			ヒバカリ	成	屍				成屍		VU	要注目	
12		クサリヘビ科	ニホンマムシ	成屍								要注目	
爬虫類種数			8種	3種	1種	4種	3種	5種	4種	2種	2種	4種	1種

【フィールドサインの凡例】

成：成体の目撃、幼：幼体の目撃、屍：死骸、糞：糞痕、声：鳴き声

【レッドリストの凡例】

環境省：環境省(2020)「環境省レッドリスト2020」の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

大阪府：大阪府(2014)「大阪府レッドリスト2014」の掲載種

EX：絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

京都府：「京都府改訂版レッドリスト2023（は虫類・両生類・淡水魚類・コケ植物）」の掲載種

絶滅種、絶滅寸前種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種、要注目種

出典）「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

④昆虫類

「第7回調査」の結果、表2-5-7に示すとおり地区全体で203科878種の昆虫類を確認し、このうち、陸生昆虫について事業計画地に近い「穂谷」においては109科352種、「尊延寺」においては101科288種が確認された。

重要種としては表2-5-8に示すとおり、「穂谷」で6種、「尊延寺」で9種、「穂谷川」で4種、「尊延寺水路溜池群」で3種確認されており、ホソミオツネントンボ（大阪府：準絶滅危惧）、ホソミイトトンボ（大阪府：準絶滅危惧）、キイトトンボ（大阪府：準絶滅危惧）、タベサナエ（環境省：準絶滅危惧、大阪府：準絶滅危惧、京都府：要注目種）、オグマサンエ（環境省：準絶滅危惧、大阪府：絶滅危惧II類）、ムカシヤンマ（大阪府：準絶滅危惧、京都府：準絶滅危惧種）、ヒメアカネ（大阪府：準絶滅危惧）、コオイムシ（大阪府：準絶滅危惧）、ミズカマキリ（大阪府：準絶滅危惧）、オオムラサキ（環境省：準絶滅危惧、大阪府：準絶滅危惧、京都府：準絶滅危惧種）、ネグロクサアブ（環境省：情報不足、京都府：準絶滅危惧種）、ナミハンミョウ（大阪府：準絶滅危惧）、コガムシ（環境省：情報不足、大阪府：準絶滅危惧）、ガムシ（環境省：準絶滅危惧、大阪府：準絶滅危惧）、ドウガネブイブイ（大阪府：準絶滅危惧）、ヘイケボタル（大阪府：準絶滅危惧、京都府：要注目種）、ヤマトアシナガバチ（環境省：情報不足）、モンスズメバチ（環境省：情報不足）が確認されている。

また、外来種としては表2-5-9に示すとおり、「穂谷」で10種、「尊延寺」で8種確認されている。

表 2-5-7 昆虫類調査確認種内訳

分類	陸生昆虫										水生昆虫 調査		その他		合計	
	穂谷		尊延寺		藤阪・ 山田池公園		淀川 河川敷		孤立林							
	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種
カゲロウ目	1	1	1	1					1	1	5	11			5	12
トンボ目	5	16	6	16	7	16	2	3	5	10	8	21			9	39
カワゲラ目			1	1							2	2			3	3
ハサミムシ目									1	1					1	1
ナナフシ目	1	4			1	2			1	1					1	4
バッタ目	12	22	11	27	9	20	5	6	10	20	1	2			14	45
ゴキブリ目			1	1	2	2	1	1	1	1					2	2
シロアリ目	1	1							1	1					1	1
カマキリ目	1	4	1	2	1	2	1	1	1	2					1	4
カメムシ目	22	62	22	61	25	48	20	27	29	92	8	19			42	159
ハチ目	12	61	13	50	8	33	9	16	17	79					21	129
アミメカゲロウ目	4	5	1	1	3	6	1	2	2	6					4	14
ラクダムシ目									1	1					1	1
コウチュウ目	21	92	20	73	18	52	14	39	30	128	6	11	1	2	41	261
シリアゲムシ目	1	1	1	1											1	1
ハエ目	9	23	7	11	7	12	2	3	13	31	6	29			21	78
チョウ目	18	59	16	43	12	26	12	20	20	60	2	2	1	1	28	116
トビケラ目	1	1			1	1					6	6			7	8
合計	109	352	101	288	94	220	67	118	133	434	44	103	2	3	203	878

出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

表 2-5-8 昆虫類の重要種一覧

No.	分類	種名	調査地区											レッドデータ ブック文献			
			陸生昆虫調査					水生昆虫調査									
			穂谷	尊延寺	藤阪・山田池公園	淀川河川敷	孤立林	天野川	穂谷川	船橋川	淀川ワンド	尊延寺水路溜池群	山田池・王仁公園	市街地水路	環境省	大阪府	京都府
1	トンボ目	アオイトトンボ科 ホソミオツネントンボ	○												NT		
2		イトトンボ科 ホソミイトトンボ	○												NT		
3		キイトトンボ	○												NT		
4		サナエトンボ科 キイロサナエ						※							NT	NT	絶滅危惧
5		ウチワヤンマ	●		○										NT		
6		タベサンエ						●							NT	NT	要注目
7		オグマサンエ	●								●				NT	VU	準絶滅危惧
8		ムカシヤンマ科 ムカシヤンマ	○												NT		準絶滅危惧
9		エゾトンボ科 キイロヤマトンボ								○					NT	CR+EN	
10		トンボ科 ナツアカネ		●											NT		
11		ヒメアカネ	○												NT		
12	カメムシ目	カメムシ科 ヒラタトガリカメムシ(注1)		●		○									NT		
13		アメンボ科 ヤスマツアメンボ		●								○●			NT		
14		コオイムシ科 コオイムシ	○					○●	※	○	●				NT	NT	
15		タイコウチ科 ミズカマキリ						●				●			NT		
16	チョウ目	タテハチョウ科 オオムラサキ	●												NT	NT	準絶滅危惧
17	ハエ目	クサアブ科 ネグロクサアブ	●												DD		準絶滅危惧
18	コウチュウ目	ハンミョウ科 ナミハンミョウ	○●	○											NT		
19		ゲンゴロウ科 キベリマメゲンゴロウ								○	○				NT	VU	
20		ガムシ科 コガムシ	○		○										DD	NT	
21		ガムシ						○	※						NT	NT	
22		コガネムシ科 ドウガネブイブイ	●												NT		
23		ホタル科 ヘイケボタル								●					NT		要注目
24		テントウムシ科 ハラグロオオテントウ		●											NT		
25	ハチ目	スズメバチ科 ヤマトアシナガバチ	○	○											DD		
26		モンスズメバチ	●		●										DD		
27		ドロバチモドキ科 キアシハナダカバチモドキ				○									VU		
種数			6種	9種	6種	1種	4種	1種	4種	3種	3種	3種	2種	0種	14種	22種	7種

○：専門調査で確認、●：市民調査隊または公開調査会で確認、※：別分門の調査時に確認

(注1)ヒラタトガリカメムシは環境省 RL で NT に指定されているが、本来国内では八重山諸島でのみ生息する種であり、確認された個体は外来のものであると考えられる。

【レッドリストの凡例】

環境省：環境省(2020)「環境省レッドリスト2020」の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧 IA類、EN：絶滅危惧 IB類、VU：絶滅危惧 II類

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

大阪府：大阪府(2014)「大阪府レッドリスト2014」の掲載種

EX：絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I類、VU：絶滅危惧 II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

京都府：「京都府改訂版レッドリスト2024」の掲載種

絶滅種、絶滅寸前種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種、要注目種

出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

表 2-5-9 昆虫類の外来種一覧

No.	分類	種名	調査地区					外来種
			穂谷	尊延寺	山藤阪・池公園	淀川河川敷	孤立林	
1	ゴキブリ目	ゴキブリ科	クロゴキブリ			●		外来
2	バッタ目	マツムシ科	カンタン	○		●		外来
3		アオマツムシ	○	●	●			外来
4	カメムシ目	ハゴロモ科	チュウゴクアミガサハゴロモ	●	○●	●	●	外来
5		サシガメ科	ヨコヅナサシガメ	※		●		外来
6		グンバイムシ科	アワダチソウゲンバイ		○	●	●	○
7		ヘクソカズラゲンバイ		○			○	外来
8		カメムシ科	キマダラカメムシ	○		●	●	○
9	チョウ目	ミノガ科	オオミノガ	○				○
10		イラガ科	ヒロヘリアオイラガ		●			外来
11		マダラガ科	タケノホソクロバ				○	外来
12		ヒトリガ科	アメリカシロヒトリ	○●	○●	●		○
13		ハエ目	ミズアブ科	アメリカミズアブ		●	●	外来
14	コウチュウ目	コガネムシ科	シロテンハナムグリ				○	外来
15		テントウムシ科	ミスジキイロテントウ	●		●	○	外来
16		クモガタテントウ		○				外来
17		カミキリムシ科	ラミーカミキリ			※	○	外来
18		キボシカミキリ	●					外来
19	ハムシ科	ハムシ科	ブタクサハムシ			●		外来
20		ゾウムシ科	アルファルファタコゾウムシ				○	外来
21	ハチ目	クモバチ科	ツマアカクモバチ		○			外来
22		アナバチ科	アメリカジガバチ	○			○	外来
23		ミツバチ科	セイヨウミツバチ				●	外来
24		タイワンタケクマバチ				●	○	外来
種数			10種	8種	13種	5種	12種	24種

○：専門調査で確認、●：市民調査隊または公開調査会で確認、※：別分門の調査時に確認

出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

⑤水生生物

「第7回調査」の結果、表2-5-10(1)～(2)に示すとおり地区全体で27科41種の貝類や甲殻類等を確認し、このうち、事業計画地に近い「穂谷川」においては24種、「尊延寺水路溜池」においては10種が確認された。

重要種としては、「穂谷川」で2種、「尊延寺水路溜池」1種確認されており、ヌマエビ（京都府：絶滅危惧種）、モクズガニ（京都府：要注目種）が確認されている。

また、外来種として「穂谷川」で5種、「尊延寺水路溜池」で2種確認され、外来種であるアメリカツノウズムシ、スクミリンゴガイ、サカマキガイ、フロリダマミズヨコエビ、特定外来種であるアメリカザリガニが確認された。

表 2-5-10(1) 水生生物（昆虫類を除く）確認種一覧

No.	分類	種名	調査地区							レッドデータブック文献			外来種		
			天野川	穂谷川	船橋川	淀川ワンド	水路	市街地	水路溜池	尊延寺	池田王池・仁公地蔵	環境省	大阪府	京都府	
1	有棒状体綱	サンカクアタマウズムシ科	アメリカツノウズムシ	○	○			○							外来
2	有針綱	マミズヒモムシ科	ミミズヒモムシ属の一種	○											
3	ハリガネムシ綱	-	ハリガネムシ目の一種	●	○										
4	腹足綱	リンゴガイ科	スクミリンゴガイ		○●	●		○							外来
5		タニシ科	オオタニシ			●						VU		準絶滅危惧	
6			ヒメタニシ	●	○	○●	○	○		○					
7		カワニナ科	カワニナ	●	○●	○●	○	○	●	○					
8			チリメンカワニナ		○	○	○	○		○					
9		カワザンショウガ科	ウスイロオカチグサガイ	○	○										
10		モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	○	○	○									
11			モノアラガイ			○						NT	CR+EN	準絶滅危惧	
-			モノアラガイ科の一種	○	○●	○			●	○					
12		サカマキガイ科	サカマキガイ	○●	○●	○●	○	○	●	○					外来
13		オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ						○				NT		
14	二枚貝綱	シジミ科	シジミ属の一種	○●	○●	○●		○							
15	ミミズ綱	オヨギミミズ科	オヨギミミズ科の一種	○	○					○					
16		ミズミミズ科	エラオイミズミミズ							○					
17			エラミミズ	○					○	○					
18			ユリミミズ		○										
19			ミツゲミズミミズ	○											
20			ナミミズミミズ	○	○										
21			ミズミミズ	○											
22			クロオビミズミミズ	○			○								
23			ヨゴレミズミミズ	○	○			○							
-			ミズミミズ科の一種	○			○	○		○					
24		ヒモミミズ科	ヤマトヒモミミズ							○					
25		ツリミミズ科	ツリミミズ科の一種	○											
26		フトミミズ科	フトミミズ科の一種							○					
27	ヒル綱	ヒラタビル科	ハバヒロビル		○	○									
28			ヌマビル	○					○						
29		ヘモピ科	ウマビル	●											
30		イシビル科	ナミイシビル		○										
-			イシビル科の一種	○		○		○		○					
31	軟甲綱	マミズヨコエビ科	フロリダマミズヨコエビ	○	○		○	○		○					外来
-			ヨコエビ目的一種	●		●									
32		ミズムシ科	ミズムシ	○	○	○	○	○	○	○	○				

表 2-5-10(2) 水生生物（昆虫類を除く）確認種一覧

No.	分類	種名	調査地区								レッドデータブック文献			外来種	
			天野川	穂谷川	船橋川	淀川ワンド	水路	市街地	水路溜池	尊延寺	池・王仁公園	山田池・地蔵	環境省	大阪府	京都府
33	軟甲綱	ヌマエビ科	ミゾレヌマエビ	○											
34			カワリヌマエビ属の一種	○●	○●	○	○	○	○	○	○				
35			ヌマエビ	○●	●	○●				●	○				絶滅危惧
36		テナガエビ科	テナガエビ			○									
37			スジエビ	○●	○●	○●	○	○	○	○●	○				
38		アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ	○●	○●	○●	○	○	○●	○●	○				特定外来
39		サワガニ科	サワガニ		○					●					
40		モクズガニ科	モクズガニ	●	○										要注目
41	被喉綱	カラクサコケムシ科	カラクサコケムシ			○									
		種数	28種	24種	19種	10種	17種	10種	16種	1種	3種	4種	5種		

○：専門調査で確認、●：市民調査隊または公開調査会で確認

【レッドリストの凡例】

環境省：環境省(2020)「環境省レッドリスト2020」の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

大阪府：大阪府(2014)「大阪府レッドリスト2014」の掲載種

EX：絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

京都府：「京都府レッドデータブック2015」の掲載種

絶滅種、絶滅寸前種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種、要注目種

出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

⑥魚類

「第7回調査」の結果、表2-5-11に示すとおり地区全体で11科24種の魚類を確認し、このうち、事業計画地に近い「穂谷川」においては18種、「尊延寺水路溜池」においては2種が確認された。

重要種としては「穂谷川」で5種、「尊延寺水路溜池」で2種確認され、タモロコ（大阪府：準絶滅危惧）、ドジョウ（環境省：準絶滅危惧、大阪府：絶滅危惧II類、京都府：要注目種）、ナマズ（大阪府：準絶滅危惧）、ミナミメダカ（環境省：絶滅危惧II類、大阪府：絶滅危惧II類、京都府：絶滅危惧種）、ウキゴリ（大阪府：準絶滅危惧）が確認されている。

また、外来種として「穂谷川」で3種、「尊延寺水路溜池」で0種確認され、外来種であるカムルチー、特定外来種であるカダヤシ、オオクチバスが確認された。

表 2-5-11 魚類確認種一覧

No.	分類	種名	調査地区								レッドデータ ブック文献			外来種		
			天野川	穂谷川	船橋川	ワンド	淀川	市街地	水路	尊延寺	王仁公園	地蔵池	山田池	環境省	大阪府	京都府
1	コイ目	コイ科	コイ（型不明）	○●		○			○		○					
2			ギンブナ						○							
-			フナ属の一種	○●	○●			○		○						
3			タイリクバラタナゴ					○								外来
4			オイカワ	○●	○●	○	○									
5			カワムツ	●	○●	●										
6			モツゴ	○●	○●	○●			○		○					
7			タモロコ	○●	○●	○			○		○			NT		
8			カマツカ	○●	○											
9			コウライニゴイ	○●												
10			コウライモロコ		●											
-			コイ科の一種	○												
11	ドジョウ科	ドジョウ	ドジョウ	○●	○●	○●	○		○●	○	NT	VU	要注目			
12		ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	●	○							NT			
13		サケ目	アユ科	アユ	○●								NT			
14		タウナギ目	タウナギ科	タウナギ（本土産）	○	●			○							
15		カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	○●	○●	○	○	○		○					特定外来
16		ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	○●	○●	○●	○	○	○	○	VU	VU	絶滅危惧		
-			メダカ（飼育品種）	●	●										(逸出)	
17	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル			○				○						特定外来
18			オオクチバス	○●	○	○	○									特定外来
19		ドンコ科	ドンコ	○●	○●	○●	○			○						
20		ハゼ科	ヌマチチブ		○	○										
21			カワヨシノボリ	○●		○										
-			ヨシノボリ属の一種	○●	○●	○●				○						
22			ウキゴリ		●						○		NT			
23			ビリング			○							DD			
24	タイワンドジョウ科	カムルチー			●						○					外来
	種数			16種	18種	15種	6種	8種	2種	12種	2種	7種	2種	6種		

○：専門調査で確認、●：市民調査隊または公開調査会で確認

【レッドリストの凡例】

環境省：環境省（2020）「環境省レッドリスト2020」の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

大阪府：大阪府（2014）「大阪府レッドリスト2014」の掲載種

EX：絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

京都府：「京都府改訂版レッドリスト2023（は虫類・両生類・淡水魚類・コケ植物）」の掲載種

絶滅種、絶滅寸前種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種、要注目種

出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

(2) 植物

「第7回調査」の出現種について、環境省レッドリスト、近畿レッドデータブック、大阪府レッドリスト、京都府レッドリストに記載のある重要種等についてとりまとめた。

「第7回調査」の結果、表2-5-12に示すとおり地区全体で141科793種の植物を確認し、このうち、事業計画地に近い「穂谷」においては100科366種、「尊延寺・氷室台」においては123科466種が確認された。

重要種としては表2-5-13に示すとおり、「穂谷」で2種、「尊延寺・氷室台」で8種確認されており、マツバラン（環境省：準絶滅危惧、近畿：準絶滅危惧種、大阪府：絶滅危惧I類、京都府：絶滅寸前種）、ヒメミズワラビ（近畿：準絶滅危惧種、大阪府：準絶滅危惧）、コブシ（近畿：絶滅危惧種C、京都府：準絶滅危惧種）、ミズオオバコ（環境省：絶滅危惧II類、大阪府：準絶滅危惧、京都府：絶滅危惧種）、タシロラン（環境省：準絶滅危惧、近畿：準絶滅危惧種、京都府：要注目種）、クロヤツシロラン（大阪府：準絶滅危惧、京都府：絶滅危惧種）、ニラ（近畿：絶滅危惧種A）、ミズギボウシ（近畿：絶滅危惧種C、大阪府：絶滅危惧II類、京都府：絶滅危惧種）、スズサイコ（環境省：準絶滅危惧、近畿：絶滅危惧種C、大阪府：絶滅危惧II類、京都府：絶滅危惧種）、オグルマ（近畿：絶滅危惧種C、大阪府：絶滅危惧I類、京都府：準絶滅危惧種）が確認されている。

また、外来種としては表2-5-14に示すとおり、「穂谷」で0種、「尊延寺・氷室台」で2種確認されており、特定外来生物種であるオオカワヂシャ、オオキンケイギクが確認されている。

表 2-5-12 植物相調査確認種内訳

分類	穂谷		尊延寺・氷室台		淀川		船橋川・招提北町		天野川		長尾		藤阪・王仁・山田池		枚方西部孤立林		合計		
	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	
シダ植物	16	44	18	43	4	4	6	7	2	3	3	3	12	26	8	12	19	63	
種子植物	裸子植物	2	3	3	3	0	0	0	0	0	2	4	3	7	2	3	3	8	
	被子植物	5	11	3	4	2	2	2	2	2	3	5	5	9	3	4	6	15	
	単子葉植物	16	74	20	118	8	63	5	20	7	55	11	35	15	68	9	28	20	195
	真正双子葉植物	61	236	79	298	45	167	35	114	48	141	44	126	57	229	47	105	93	512
合計		100	368	123	466	59	236	48	143	59	201	63	173	92	339	69	152	141	793

出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

表 2-5-13 植物の重要種一覧

No.	分類			種名	第7回 新規種	調査地区								レッドデータ ブック文献				備考		
						穂谷	氷室台	尊延寺	淀川	招提北川町	船橋川	天野川	長尾	山田池	藤阪・王仁	孤立方林	枚方西部	環境省	近畿	大阪府
1	シダ植物	マツバラン目	マツバラン科	マツバラン			○						●			NT	NT	CR+EN	絶滅寸前	逸出の可能性有
2		ウラボシ目	イノモトソウ科	ヒメミズワラビ			○			○●						NT	NT			
3	基部被子植物	モクレン目	モクレン科	コブシ		○							●			C		準絶滅危惧	逸出	
4		クスノキ目	クスノキ科	ニッケイ								○		NT					逸出	
5	単子葉植物	オモダカ目	トチカガミ科	ミズオオバコ			○								VU		NT	絶滅危惧		
6		クサスギカズラ目	ラン科	シラン					○						NT	C	CR+EN	絶滅寸前	逸出	
7			タシロラン	☆ ○●											NT	NT		要注目		
8			クロヤツシロラン			○											NT	絶滅危惧		
9			ヒガンバナ科	ニラ			○	●		○					A			逸出		
10			クサスギカズラ科	ミズギボウシ			○								C	VU	絶滅危惧			
11		イネ目	カヤツリグサ科	ヤガミスゲ				○●							C	NT	準絶滅危惧			
12			ヤブスゲ	☆								●			A		絶滅危惧			
13	双子葉植物	バラ目	バラ科	ユキヤナギ								●			NT	VU	要注目	植栽		
14		リンドウ目	キョウチクトウ科	ケティカズラ								●				NT		準絶滅危惧	植栽	
15			スズサイコ			○									NT	C	VU	絶滅危惧		
16		シソ目	モクセイ科	ヒツツバタゴ	☆							●			VU				植栽	
17			オオバコ科	カワヂシャ				○	○						NT	NT	NT	準絶滅危惧		
18			シソ科	コムラサキ				○							C	VU	絶滅寸前	逸出		
19			ミゾコウジュ				●								NT	C	NT	準絶滅危惧		
20		キク目	キク科	オグルマ			○				○		○		C	CR+EN	準絶滅危惧			
種数					3種	2種	8種	4種	3種	2種	1種	7種	0種	9種	16種	13種	16種			

○：専門調査で確認、●：市民調査隊または公開調査会で確認

【レッドリストの凡例】

環境省：環境省(2020)「環境省レッドリスト2020」の掲載種

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、

NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

近畿：レッドデータブック近畿研究会(2001)「改訂・近畿地方の保護上重要な植物」の掲載種

EX：絶滅種、A：絶滅危惧種A、B：絶滅危惧種B、C：絶滅危惧種C、NT：準絶滅危惧種

大阪府：大阪府(2014)「大阪府レッドリスト2014」の掲載種

EX：絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

京都府：「京都府改訂版レッドリスト2022（シダ植物・種子植物）」の掲載種

絶滅種、絶滅寸前種、絶滅危惧種、準絶滅危惧種、要注目種

出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

表 2-5-14 植物の特定外来生物種一覧

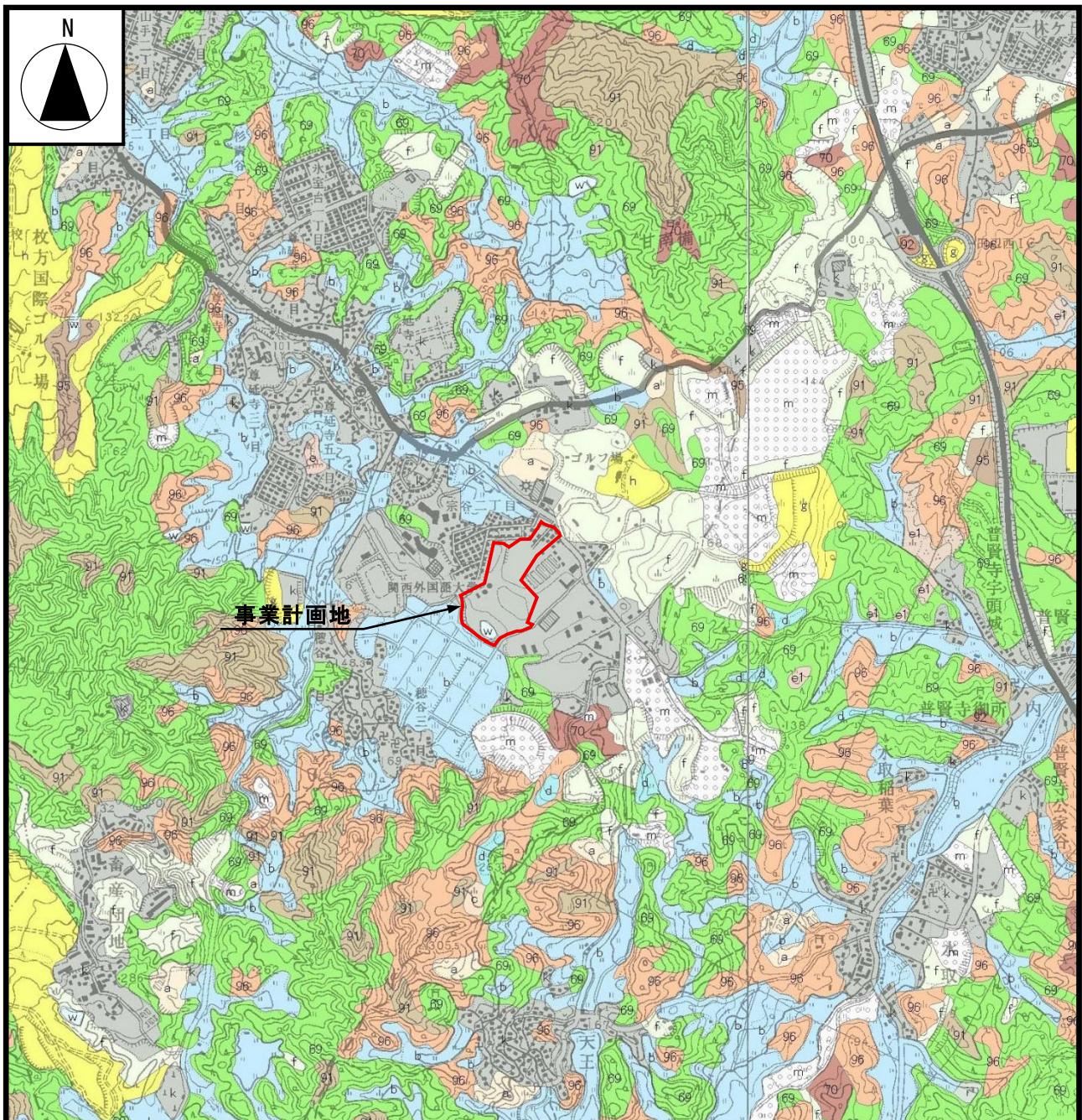
No.	分類			種名	調査地区								備考			
					穂谷	氷室台	尊延寺	淀川	招提北川町	船橋川	天野川	長尾	山田池	藤阪・王仁		
1	双子葉植物	ウリ目	ウリ科	アレチウリ			○●			○●						特定外来生物
2		ナデシコ目	ヒュ科	ナガエツルノゲイトウ			○●			○●						特定外来生物
3		シソ目	オオバコ科	オオカワヂシャ		○	○	○		●			●			特定外来生物
4		キク目	キク科	オオキンケイギク		○				●						特定外来生物
5				ナルトサワギク				●	○					○		特定外来生物
種数					0種	2種	4種	2種	4種	0種	1種	1種				

出典) 「第7回枚方市自然環境調査（枚方ふるさといきもの調査）報告書（概要版）」（令和6年3月、枚方市）

(3) 植生

事業計画地周辺の現存植生図を図2-5-6に示す。

「第6回自然環境保全基礎調査（現存植生図）」（平成11年～平成24年、環境省）によると、事業計画地は市街地に属しており、周辺の植生は市街地や水田と丘陵地の樹林がモザイク状に分布し、その一部はゴルフ場、公園等として利用されている。丘陵地では、落葉広葉樹林のアベマキーコナラ群集が優占し、山裾に竹林が広く分布している。その他、部分的にモチツツジーアカマツ群集及びスギ・サワラ・ヒノキ植林がみられる。



凡 例

41.270200,アラカシ群落	f.570100,路傍・空地雜草群落
46.271102,カナメモチコジイ群集	c.570101,放棄煙雜草群落
58.300104,ケヤキムクノキ群集	e.570200,果樹園
60.320100,ヤナギ高木群落(VI)	a.570300,烟雜草群落
66.400100,シイカシニ次林	b.570400,水田雜草群落
69.410105,アベマキコナラ群集	d.570500,放棄水田雜草群落
70.420102,モチツヅジーカマツ群集	k.580100,市街地
79.460000,伐採跡地群落(VII)	i.580101,緑の多い住宅地
82.470400,ヨシクラス	p.580200,残存・植栽樹群をもつ公園、墓地等
85.470502,オギ群集	L.580300,工場地帯
91.540100,スギ・ヒノキ・サワラ植林	m.580400,造成地
92.540200,アカマツ植林	w.580600,開放水域
95.541000,その他植林	r.580700,自然裸地
96.550000,竹林	
h.560100,ゴルフ場・芝地	
g.560200,牧草地	

0 500 1000m

図2-5-6 事業計画地周辺の現存植生図

出典：「1/25,000植生図 枚方」
 「1/25,000植生図 田辺」
 (環境省自然環境局生物多様性センター,
<http://gis.biodic.go.jp/webgis/>)

2.6 人と自然との触れ合いの活動の場

事業計画地周辺の人と自然との触れ合いの活動の状況を表2-6-1に、人と自然との触れ合いの活動の場を図2-6-1に示す。

事業計画地は南側で穂谷の里山に隣接するとともに、この里山内にコスモス畑や津田・国見山・穂谷三之宮、氷室周辺のハイキング・散策コースが存在する。

表 2-6-1 調査地域の人と自然との触れ合いの活動の状況

番号	名 称	分 類	出 典
1	虚空蔵谷の滝	地形・地質	①, ⑧
2	穂谷の里山	自然環境	⑨, ⑩
3	一休寺		⑧
4	観音寺	景観(花)	⑧
5	コスモス畑（穂谷地区東部ほ場）		⑨
6	諏訪ヶ原公園		②, ⑧
7	ふわふわ公園		②
8	田辺木津川運動公園		②, ⑧
9	田辺木津川つつみ緑地		⑧
10	防賀川緑道		②
11	防賀川公園	公園	②, ⑧
12	田辺公園		②, ⑧
13	王仁公園		④, ⑫
14	くにみの丘公園		⑪
15	空見の丘公園		⑪
16	枚方市東部公園		⑦
17	甘南備山		⑥, ⑧
18	いにしえやまでのコース		⑧
19	やまでのいっきゅうコース		⑧
20	やすらぎいっきゅうコース		⑧
21	ふるさとみづべコース		⑧
22	ふれあいまなびやコース	ハイキングコース・散策コース	⑧
23	かわかぜちゃどころコース		⑧
24	こもれびやまざとコース		⑧
25	船橋川自然巡回路コース		⑬
26	長尾～藤坂コース		⑬
27	津田・国見山・穂高三之宮コース		⑬
28	氷室周辺コース		⑬
29	京田辺市野外活動センター (竜王こどもの王国)	キャンプ場	③, ⑧
30	枚方市野外活動センター		⑤

備考) 番号は図 2-6-1 に対応している。

出典) ①「京都の自然200選」(京都府HP)

②「緑のまちづくり室（主な公園等施設）」(京田辺市HP)

③「京田辺市外活動センター」(京田辺市HP)

④「きてみてひらかたマップ 枚方八景」(枚方市HP)

⑤「野外活動センター」(枚方市HP)

⑥「甘南備山マップ」(平成25年, 公益社団法人薪甘南備山保存会)

⑦「東部公園のドッグラン施設」(枚方市HP)

⑧「京田辺市観光パンフレット」(令和元年6月, 京田辺市)

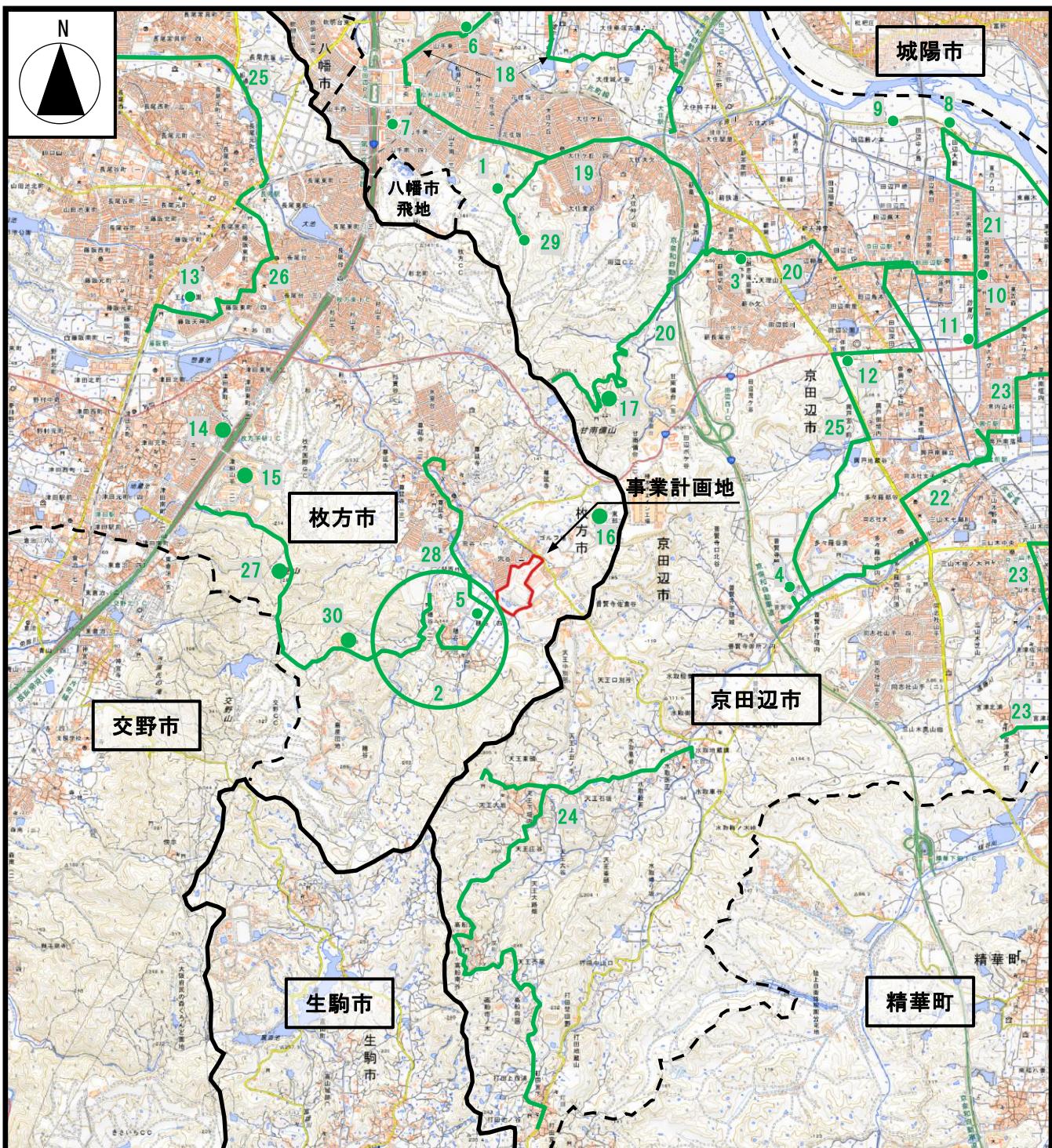
⑨「ひらかた観光ガイドマップ」(枚方市HP)

⑩「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省HP)

⑪「景色のきれいな公園」(枚方市HP)

⑫「紅葉のきれいな公園」(枚方市HP)

⑬「ひらかた散策マップ」(平成23年4月, 枚方市)



凡 例

	人と自然の 触れ合いの活動の場
	都道府県境界線
	市境界線

※図内の番号は表2-6-1に対応している。

図2-6-1 人と自然との
触れ合いの活動の場位置図

資料：表2-6-1に示す。

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
地理院地図(電子国土web)「標準地図」を
加工して作成。

2.7 歴史的・文化的環境

枚方市では「枚方市文化財保護条例」（平成5年12月17日 枚方市条例第27号）が、京田辺市では「京田辺市文化財保護条例」（昭和50年3月24日 京田辺市条例第11号）が制定され、市指定文化財の指定を行うなど文化財の保護が進められている。

枚方市における指定文化財の状況を表2-7-1(1)～(3)，京田辺市における指定文化財の状況を表2-7-2(1)～(2)，事業計画地周辺の文化財を表2-7-3，事業計画地周辺の文化財分布状況を図2-7-1に示す。

表2-7-1(1) 枚方市における指定文化財

区分	指定等	分 野	種 別	名 称	所有者	文化財所在地 (管理者)	指定年月日	備 考
国	指定	有形 (重文)	建造物 (建築物)	交野天神社本殿 一間社流造, 檜皮葺 附:棟札(2枚) 応永九年壬午二月十六日 上棟の記があるもの(1) 上葺嘉吉二年癸亥十一月 廿六日の記があるもの(1)	交野天神社	枚方市楠葉丘	T6.4.5 S39.5.26	室町 応永9年 「棟札」
国	指定	有形 (重文)	建造物 (建築物)	交野天神社末社八幡神社本殿 一間社流造, 檜皮葺	交野天神社	枚方市楠葉丘	T6.4.5	室町中期
国	指定	有形 (重文)	建造物 (建築物)	片埜神社本殿 三間社流造, 檜皮葺 附:棟札(1枚) 再興慶長七年壬寅十一月 如意珠日の記がある	片埜神社	枚方市牧野阪	T6.4.5 S39.5.26	桃山 慶長7年 「棟札」
国	指定	有形 (重文)	建造物 (建築物)	厳島神社末社春日神社本殿 一間社流造, 檜皮葺	厳島神社	枚方市尊延寺	S53.5.31	室町中期
国	指定	有形 (重文)	美工 (彫刻)	木造菩薩坐像	清泰寺	京都市東山区 (京都国立博物館)	H28.8.17	平安初期
国	指定	有形 (重文)	美工 (彫刻)	木造降三世軍荼利明王立像	尊延寺	枚方市尊延寺	H28.8.17	
国	指定	記念物	特別史跡	百済寺跡	百済王神社	枚方市中宮西之町 (枚方市)	S16.1.27 S27.3.29	
国	指定	記念物	史跡	牧野車塚古墳	枚方市ほか	枚方市車塚	T11.3.8	追加指定 S55.2.19
国	指定	記念物	史跡	禁野車塚古墳	枚方市	枚方市宮之阪	S47.3.22	追加指定 H19.7.26
国	指定	記念物	史跡	楠葉台場跡	枚方市	枚方市楠葉中之芝	H23.2.7	
国	登録	有形	建造物 (建築物)	大阪歯科大学牧野学舎本館	(学)大阪歯科 大学	枚方市牧野本町	H17.11.10	昭和4年
国	登録	有形	建造物 (建築物)	奥野家住宅 主屋, 衣装蔵, 道具蔵, 米蔵, 長屋門	個人	枚方市春日元町	H29.5.2	
国	登録	有形	建造物 (建築物)	田中家住宅 主屋, 離れ, 道具蔵, 米蔵, 中門, 長屋門	個人	枚方市山之上	H30.11.2	
国	登録	有形	建造物 (建築物)	松宮家住宅 主屋, 西蔵, 米蔵, 表門	個人	枚方市杉	R1.12.5	
国	登録	有形	建造物 (建築物)	小野家住宅 店舗兼主屋, 離れ, 道具蔵	個人	枚方市新町	R3.10.14	
国	登録	有形	建造物 (建築物)	旧木南家住宅 主屋	個人	枚方市三矢町	R5.2.27	
国	登録	有形	建造物 (建築物)	鍵屋別棟	枚方市	枚方市堤町	R5.8.7	
国	認定	重要 美術品	美工 (考古)	銅造 菩薩半跏像	個人	枚方市香里園東之 町	S17.12.16	

表2-7-1(2) 枚方市における指定文化財

区分	指定等	分 野	種 別	名 称	所有者	文化財所在地 (管理者)	指定年月日	備 考
府	指定	有形	建造物 (建築物)	片埜神社 東門, 南門	片埜神社	枚方市牧野阪	S47. 3. 31 S52. 3. 31	桃山
府	指定	有形	建造物 (建築物)	田中家住宅 鑄物工場, 主屋	枚方市	枚方市藤阪天神町	S48. 3. 30 S50. 8. 27	江戸 元文 「祈棟礼」
府	指定	有形	建造物 (工作物)	安養寺 石造 露盤	安養寺	枚方市南楠葉	S45. 2. 20	
府	指定	有形	建造物 (工作物)	正俊寺 石造 十三重塔	正俊寺	枚方市長尾宮前	S45. 2. 20	鎌倉 嘉暦 2 年 軸部刻銘
府	指定	有形	美工 (彫刻)	釈尊寺 木造 釈迦如来立像	釈尊寺	枚方市釈尊寺町	S45. 12. 7	鎌倉
府	指定	有形	美工 (工芸品)	片埜神社 石造 灯籠	片埜神社	枚方市牧野阪	S45. 2. 20	鎌倉
府	指定	有形	美工 (考古)	百済寺遺跡出土 塼仏	枚方市	枚方市都丘町	H18. 1. 20 R5. 3. 13	奈良 追加指定 (R5. 3. 13)
府	指定	記念物	史跡	繼体天皇樟葉宮跡伝承地	交野天神社	枚方市楠葉丘	S46. 3. 31	
府	指定	記念物	史跡	伝王仁墓	国, 大阪府	枚方市藤阪東町	H5. 3. 31	
府	指定	記念物	史跡	田口山遺跡	山田神社	枚方市田口山	S18. 8. 23 H25. 6. 14	条例指定
府	指定	記念物	天然記念物	枚方田中邸のむく	枚方市	枚方市枚方上之町	S45. 2. 20	
府	指定	記念物	天然記念物	光善寺のさいかち	光善寺	枚方市出口	S50. 3. 31	
府	選択	無形	無民 (記録選択)	交野節	美谷川会, 交野ヶ原交 野節・おど り保存会, 私市・音頭 保存会	枚方市・交野市	R5. 3. 13	
市	指定	有形	建造物 (建築物)	廢諸院觀音寺鐘樓	御殿山自治 会, 渚本町 自治会, 渚 元町自治 会, 三栗1 丁目自治会	枚方市渚元町	H8. 4. 1	寛政 8 年 (1796)
市	指定	有形	建造物 (建築物)	村野村高札場	枚方市	枚方市村野本町	H8. 4. 1	江戸末期
市	指定	有形	建造物 (建築物)	鍵屋主屋	枚方市	枚方市堤町	H9. 4. 1	
市	指定	有形	建造物 (建築物)	交野天神社末社貴船神社本殿	交野天神社	枚方市楠葉丘	H16. 4. 1	
市	指定	有形	建造物 (建築物)	春日神社本殿・春日神社末社若 宮八幡宮本殿(津田)	春日神社	枚方市津田元町	H23. 4. 1	
市	指定	有形	建造物 (工作物)	大聖寺薬師堂内厨子	大聖寺	枚方市春日元町	H9. 4. 1	桃山
市	指定	有形	美工 (彫刻)	淨念寺 木造 不動明王立像	淨念寺	枚方市三矢町	H9. 4. 1	鎌倉前期
市	指定	有形	美工 (彫刻)	和田寺 木造 薬師如来立像	和田寺	枚方市禁野本町	H9. 4. 1	鎌倉
市	指定	有形	美工 (彫刻)	尊延寺 木造 不動明王立像	尊延寺	枚方市尊延寺	H16. 4. 1	
市	指定	有形	美工 (彫刻)	尊延寺 木造 四大明王像のうち大 威徳明王坐像・金剛夜叉明王立 像	尊延寺	枚方市尊延寺	H16. 4. 1	
市	指定	有形	美工 (彫刻)	尊延寺 木造 地蔵菩薩立像	尊延寺	枚方市尊延寺	H16. 4. 1	
市	指定	有形	美工 (彫刻)	安養寺 木造 宝冠釈迦如來坐像	安養寺	枚方市南楠葉	H21. 4. 1	

表2-7-1(3) 枚方市における指定文化財

区分	指定等	分 野	種 別	名 称	所有者	文化財所在地 (管理者)	指定年月日	備 考
市	指定	有形	美工 (工芸品)	廢諸院觀音寺梵鐘	御殿山自治会、渚本町自治会、渚元町自治会、三栗1丁目自治会	枚方市渚元町	H8. 4. 1	寛政 8 年 (1796)
市	指定	有形	美工 (工芸品)	久修園院地球儀 宗覚律師関連資料 1	久修園院	枚方市楠葉中之芝	H14. 4. 1	
市	指定	有形	美工 (工芸品)	久修園院天球儀 宗覚律師関連資料 2	久修園院	枚方市楠葉中之芝	H14. 4. 1	
市	指定	有形	美工 (書跡等)	尊延寺大般若經 附 唐櫃	尊延寺	枚方市車塚	H14. 4. 1 H21. 4. 1	
市	指定	有形	美工 (書跡等)	今中家旧蔵文書	枚方市	枚方市車塚	H22. 4. 1	
市	指定	有形	美工 (考古)	九頭神廃寺出土 銅造 誕生釈迦 仏立像	個人		H9. 4. 1	白鳳
市	指定	有形	美工 (歴史)	三浦蘭阪関係資料	枚方市	枚方市車塚	H22. 4. 1	追加指定 H29. 4. 1
市	指定	有形	美工 (歴史)	片岡家文書	個人	枚方市車塚 (枚方市)	H23. 9. 1	
市	指定	民俗	有形民俗	意賀美神社の算額	意賀美神社	枚方市枚方上之町	H8. 4. 1	文久元年 (1861)
市	指定	民俗	有形民俗	三之宮神社の湯釜	三之宮神社	枚方市穂谷	H10. 4. 1	
市	指定	民俗	有形民俗	御殿山神社遷宮絵馬	御殿山神社	枚方市渚本町	H14. 4. 1	
市	指定	民俗	有形民俗	旧田中家鑄物用具と製品一式	枚方市	枚方市藤阪天神町	H19. 4. 1	
市	指定	記念物	史跡	鍵屋	枚方市	枚方市堤町	H10. 4. 1	
市	指定	記念物	史跡	九頭神廃寺	枚方市	枚方市牧野本町	H19. 4. 1	
市	指定	記念物	史跡	禁野本町遺跡	枚 方 市 , (独)都市再生機構西日本支社	枚方市中宮北町	H19. 4. 1	追加指定 H19. 10. 1
市	指定	記念物	史跡	光善寺 (出口御坊跡)	光善寺	枚方市出口	H22. 4. 1	
市	市登録	有形	建造物 (工作物)	宗左の辻の道標		枚方市岡本町	H26. 4. 1	
市	市登録	有形	建造物 (工作物)	明治 18 季洪水碑		枚方市桜町	H26. 4. 1	
市	市登録	民俗	有形民俗	三之宮神社の雨乞返礼の石燈籠	三之宮神社	枚方市穂谷	H30. 9. 1	
市	市登録	記念物	史跡	仁明天皇外祖母贈正一位田口氏之墓	近畿財務局 (土地所有者)	枚方市田口	H26. 4. 1	
市	市登録	有形	美工 (歴史)	田能村直入関係資料 (奥田家旧蔵)	枚方市	枚方市車塚	R6. 3. 1	

出典) 「大阪府内指定等文化財一覧表 (枚方市)」

(大阪府HP, <https://www.pref.osaka.lg.jp/o180150/bunkazaihogo/bunkazai/hunai-siteichiran.html>, 令和7年9月 閲覧)

表2-7-2(1) 京田辺市における指定文化財

指定別	分類	種別	名称	所有者	所在地	時代	指定年月日
国宝	美術工芸	彫刻	木心乾漆十一面觀音立像	観音寺	普賢寺	奈良	M42. 4. 5 S28. 3. 31
重文	建造物	建築物	酬恩庵本堂	酬恩庵	薪	室町	M44. 4. 17
重文	建造物	建築物	酬恩庵方丈及び玄関・庫裏・東司・浴室・鐘樓	酬恩庵	薪	江戸	S46. 6. 22
重文	建造物	建築物	佐牙神社本殿	佐牙神社	江津	桃山	T12. 3. 28
重文	建造物	建築物	白山神社本殿	白山神社	宮ノ口	室町	T12. 3. 28
重文	建造物	建築物	澤井家住宅	澤井家	岡村	江戸	S50. 6. 23
重文	建造物	石造物	法泉寺十三重塔	法泉寺	草内	鎌倉	T5. 5. 24
重文	美術工芸	絵画	一休和尚画像	酬恩庵	薪	室町	M40. 5. 27
重文	美術工芸	彫刻	木造一休和尚坐像	酬恩庵	薪	室町	T2. 4. 14
重文	美術工芸	彫刻	木造千手觀音立像	寿宝寺	山本	平安	T2. 4. 14
重文	美術工芸	古文書	後花園天皇宸翰女房奉書	酬恩庵	薪	室町	S52. 6. 11
重美	建造物	石造物	極楽寺九重石塔	極楽寺	天王	室町	S8. 12. 14
重美	建造物	石造物	白山神社石灯籠	白山神社	宮ノ口	室町	S13. 10. 10
史跡	史跡	古墳	綴喜古墳群 (大住車塚古墳・天理山古墳群・飯岡車塚古墳)	京田辺市ほか	大住薪 飯岡	古墳	S49. 6. 11 R4. 11. 10
名勝	名勝	庭園	酬恩庵庭園	酬恩庵	薪	室町・江戸	S26. 6. 9
府指定	建造物	建築物	酬恩庵虎丘庵・総門・中門	酬恩庵	薪	江戸	S63. 4. 15
府指定	美術工芸	彫刻	木造牛頭天王立像	朱智神社	天王	平安	S61. 4. 15
府指定	美術工芸	彫刻	木造十一面觀音立像	法雲寺	宮ノ口	平安	H1. 4. 14
府指定	美術工芸	古文書	一休宗純関係資料	酬恩庵	薪	室町	H13. 3. 23
府指定	美術工芸	考古資料	家形石棺 (堀切6号横穴出土)	京田辺市	田辺	古墳	H5. 4. 9
府指定	美術工芸	絵画	絹本着色大応國師像	酬恩庵	薪	室町	H30. 3. 23
府指定	美術工芸	絵画	絹本着色一休宗純像	酬恩庵	薪	室町	H30. 3. 23
府指定	美術工芸	絵画	絹本着色一休宗純像 (朱太刀像)	酬恩庵	薪	室町	H30. 3. 23
府指定	美術工芸	絵画	酬恩庵方丈障壁画狩野探幽 筆43面 附 紙本墨画太湖石図 原在中筆 2面 紙本金地著色梅松図 2面	酬恩庵	薪	江戸	R6. 3. 29
府指定	史跡	集落跡	田辺天神山遺跡	同志社	三山木	弥生	H18. 3. 17
府指定	史跡	古墳	下司古墳群・大御堂裏山古墳	同志社	普賢寺	古墳	H31. 3. 29
府指定	無形民俗		宇治茶手もみ製茶技術	京都府宇治茶製法手もみ技術保存会連絡会議			H20. 3. 21
府登録	建造物	建築物	天神社本殿	天神社	松井	江戸	S58. 4. 15
府登録	建造物	建築物	棚倉孫神社本殿	棚倉孫神社	田辺	桃山	S58. 4. 15
府登録	建造物	建築物	昨岡神社本殿	昨岡神社	草内	江戸	S58. 4. 15
府登録	建造物	建築物	朱智神社本殿	朱智神社	天王	桃山	S58. 4. 15
府登録	建造物	建築物	須賀神社本殿	須賀神社	打田	江戸	S59. 4. 14
府登録	美術工芸	彫刻	木造大応國師坐像	酬恩庵	薪	室町	S60. 5. 15
府登録	美術工芸	古文書	大徳寺文書	大徳寺	東	室町～昭和	S62. 4. 15
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本着色釈迦十六善神像	酬恩庵	薪	室町	H29. 9. 25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本着色仏涅槃図	酬恩庵	薪	室町	H29. 9. 25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本着色仏涅槃図	酬恩庵	薪	室町	H29. 9. 25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本着色松源崇獄像応仁三年一休宗純の贊がある	酬恩庵	薪	室町	H29. 9. 25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本着色宗峰妙超像一休宗純の贊がある	酬恩庵	薪	室町	H29. 9. 25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本着色宗峰妙超像寛正二年一休宗純の贊がある	酬恩庵	薪	室町	H29. 9. 25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本着色徹翁義亨像一休宗純の贊がある	酬恩庵	薪	室町	H29. 9. 25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本着色言外宗忠像一休宗純の贊がある	酬恩庵	薪	室町	H29. 9. 25

表2-7-2(2) 京田辺市における指定文化財

指定別	分類	種別	名 称	所有者	所在地	時 代	指定年月日
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本着色華叟宗曼像自賛がある	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	美術工芸	絵画	絹本着色没倫紹等像	酬恩庵	薪	室町	H29.9.25
府暫定登録	美術工芸	彫刻	木造地蔵菩薩立像宗貞作	大徳寺	東	桃山	R6.3.29
府暫定登録	美術工芸	彫刻	木造四天王立像	両讚寺	大住	平安	R7.3.25
府暫定登録	美術工芸	考古資料	銅椀 (畠山3号墳出土)	京田辺市	田辺	古墳	H30.3.23
府暫定登録	美術工芸	考古資料	鍛冶具 (郷土塚4号墳出土)	京田辺市	田辺	古墳	H30.3.23
府暫定登録	史 跡	史 跡	酬恩庵(一休寺)境内	酬恩庵	薪		H29.12.27
府暫定登録	史 跡	史 跡	朱智神社境内	朱智神社	天王		H31.2.1
府決定			天神社文化財環境保全地区		松井		S58.4.15
府決定			棚倉孫神社文化財環境保全地区		田辺		S58.4.15
府決定			昨岡神社文化財環境保全地区		草内		S58.4.15
府決定			朱智神社文化財環境保全地区		天王		S58.4.15
府決定			須賀神社文化財環境保全地区		打田		S58.4.15
府決定			酬恩庵文化財環境保全地区		薪		S58.4.15
市指定	建造物	建築物	天神社本殿	天神社	高木	江 戸	R5.3.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造阿弥陀如来坐像	極楽寺	天王	鎌 倉	H12.4.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造大日如来坐像	大徳寺	東	鎌 倉	H12.4.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造阿弥陀如来坐像	教念寺	草内	平 安	H21.6.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造阿弥陀如来及び両脇侍像	寿命寺	興戸	平 安	H21.6.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造阿弥陀如来立像	光照寺	南山西	平 安	H22.5.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造十一面觀音立像	法泉寺	草内	平 安	H22.5.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造薬師如来立像	両讚寺	西八	平 安	H23.5.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造降三世明王・金剛夜叉明王立像	寿宝寺	山本	平 安	H23.5.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造不動明王立像	多々羅区	多々羅	鎌 倉	H24.5.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造阿弥陀如来立像	西念寺	田辺	鎌 倉	H24.5.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造聖觀音坐像	来迎寺	松井	平 安	H26.4.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造薬師如来及び両脇侍像	甘南備寺	薪	平 安	H26.4.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造聖德太子立像	寿宝寺	山本	鎌 倉	R6.2.1
市指定	美術工芸	彫 刻	木造天神坐像	昨岡神社	飯岡	室 町	R7.2.3
市指定	美術工芸	古文書	松井家文書	個人蔵	松井	桃山~大正	R4.4.1
市指定	美術工芸	考古資料	石棒	山崎神社	山崎	繩 文	H5.4.1
市指定	美術工芸	考古資料	金環 (山崎2号墳出土)	山崎神社	山崎	古 墳	H5.4.1
市指定	美術工芸	考古資料	武人埴輪 (堀切7号墳出土)	京田辺市	田辺	古 墳	H6.10.1
市指定	無形民俗		大住隼人舞	月読神社	大住		S50.12.19
市指定	無形民俗		瑞饋神輿	棚倉孫神社	田辺		S53.10.1
市指定	無形民俗		朔日講の神楽	白山神社	宮ノ口		H5.4.1
市指定	無形民俗		山本の百味と湯立	佐牙神社御旅所	山本		H6.10.1
市指定	史 跡	円 墳	薬師山古墳	京田辺市	飯岡	古 墳	H5.4.1
市指定	史 跡	円 墓	ゴロゴロ山古墳	京田辺市	飯岡	古 墓	H5.4.1
市指定	史 跡	円 墓	シオ1号墳(平塚)	京田辺市	天王	古 墓	H5.4.1

備考) 重文：国指定重要文化財、重美：国認定重要美術品、史跡：国指定史跡、名勝：国指定名勝、

府指定：京都府指定文化財、府登録：京都府登録文化財、市指定：京田辺市指定文化財、

府暫定：京都府暫定登録文化財、府決定：京都府決定文化財環境保全地区

出典) 「京田辺市内の指定文化財(指定別)」(京田辺市HP)

表2-7-3 事業計画地周辺における文化財及び埋蔵文化財の指定状況

市	No.	名 称	指定状況	種 別
枚 方 市	1	尊延寺 木造降三世軍荼利明王立像	国指定 有形文化財 (重要文化財)	美術工芸品 (彫刻)
	2	尊延寺 木造不動明王立像	市指定 有形文化財	美術工芸品 (彫刻)
	3	尊延寺 木造四大明王像のうち 大威徳明王坐像、 金剛夜叉明王立像	市指定 有形文化財	美術工芸品 (彫刻)
	4	尊延寺 木造地蔵菩薩立像	市指定 有形文化財	美術工芸品 (彫刻)
	5	尊延寺 大般若経 附 唐櫃	市指定 有形文化財	美術工芸品 (書跡等)
	6	厳島神社 末社春日大社本殿	国指定 有形文化財 (重要文化財)	建造物 (建築物)
	7	三之宮神社の湯釜	市指定	有形民俗文化財
	8	三之宮神社の雨乞返礼の石燈籠	市登録	有形民俗文化財
	9	津田城遺跡（本丸山地区）	埋蔵文化財	城館跡、その他
	10	津田城遺跡（城坂地区）	埋蔵文化財	城館跡、生産遺跡
	11	津田城遺跡（国見山地区）	埋蔵文化財	城館跡
	12	尊延寺遺跡	埋蔵文化財	社寺、散布地
	13	厳島神社遺跡	埋蔵文化財	城館、散布地
	14	穂谷遺跡	埋蔵文化財	集落跡、散布地
	15	穂谷古墳	埋蔵文化財	古墳
	16	普賢寺城跡	埋蔵文化財	城館跡
	17	しお古墳群	埋蔵文化財	古墳
京 田 辺 市	18	天王畠城（普賢寺城跡）	埋蔵文化財	山城
	19	高ヶ峯遺跡	埋蔵文化財	散布地
	20	シオ1号墳（平塚）	埋蔵文化財	円墳
	21	シオ2号墳	埋蔵文化財	円墳
	22	丸塚古墳	埋蔵文化財	古墳
	23	神奈備寺跡	埋蔵文化財	寺院
	24	城ヶ前遺跡	埋蔵文化財	散布地
	25	茂ヶ谷遺跡	埋蔵文化財	散布地
	26	大西館跡	埋蔵文化財	城館
	27	御所内遺跡	埋蔵文化財	単独出土地
	28	王居谷古墳群	埋蔵文化財	古墳
	29	御家遺跡	埋蔵文化財	散布地
	30	水取遺跡	埋蔵文化財	平山城
	31	御家古墳	埋蔵文化財	円墳
	32	鎧古墳	埋蔵文化財	円墳
	33	高井鎌遺跡	埋蔵文化財	散布地

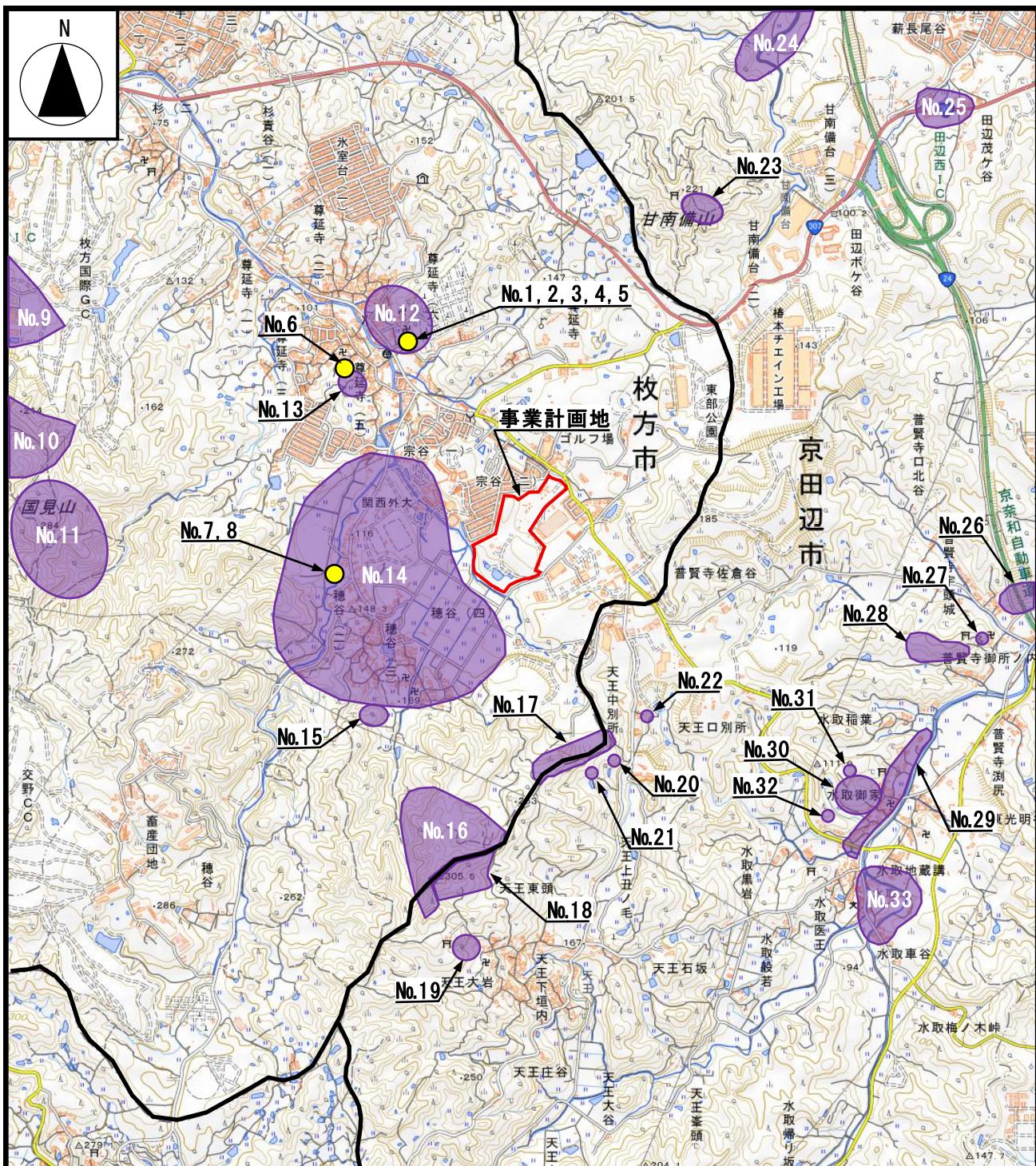
出典) 「大阪府地図情報システム」（大阪府HP）

「枚方市内の文化財」（枚方市HP）

「京都府・市町村共同統合型地図情報システム（GIS）」（京都府HP）

「全国文化財総覧」（独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所）

「文化財総覧WebGIS」（<https://heritagemap.nabunken.go.jp/>、令和7年9月閲覧）



凡 例

●	指定文化財
■	埋蔵文化財
—	府境界線

図内のNo.は表2-7-3に対応している。

0 500 1000m

図2-7-1 事業計画地周辺の文化財

資料：「大阪府地図情報システム」（大阪府HP）
 「京都府・市町村共同統合型地図情報システム(GIS)」
 (京都府HP)

出典：国土地理院ウェブサイト(<http://www.gsi.go.jp/>)
 地理院地図(電子国土web)「標準地図」を
 加工して作成。